

芦屋市
一般廃棄物
処理基本計画
(ごみ処理基本計画)

2022年3月
芦屋市

はじめに

この度、芦屋市一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。

この計画の策定に際しましては、市民、事業者の皆さまなど多くの方にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

ごみは、私たちが生活をするなかで必ず出るものです。そのごみを適切に処理することは非常に重要な課題です。

地球温暖化による気候変動問題は、いまや避けることのできない喫緊の課題となっており、芦屋市でも2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指して芦屋市ゼロカーボンシティを表明しました。ゼロカーボンシティの実現には、わたしたちの身近な取組が重要となります。それは燃やすごみの減量です。

分別を含む燃やすごみの減量は、ごみ焼却量削減に伴う温室効果ガスの減少、資源のリサイクル推進につながります。

市民・事業者一人ひとりの取組が、芦屋市のより良い未来のための一歩となります。その大事な一歩が実効あるものとなるように、各年度の目標も掲げながら、計画を進めてまいります。

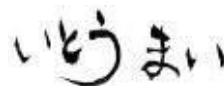
計画の中で、身近なごみに対する意識の向上のために、環境に配慮した素材の指定ごみ袋導入の検討をはじめ、様々な施策に取り組みます。

これらの施策は、温室効果ガス削減の一助となるとともに、六甲山の山なみ、瀬戸内の海、美しいまちなみ、この素晴らしい芦屋のまちを未来の世代に引き継いでいくためのものであり、持続可能な社会のために、市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要があります。

皆さまには、本計画の主旨を十分ご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

令和4年（2022年）3月

芦屋市長



芦屋市民憲章

昭和39年（1964年）5月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

計画策定の主旨

近年、日本国内でも、温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨などによる大規模災害の発生等、気候変動問題は、私たち一人ひとりにとって避けることのできない問題となっています。

地球全体をみても、環境問題だけでなく、大量生産・大量消費型の社会経済活動による資源枯渇も喫緊の課題となっています。

既に温暖化等環境に問題が生じています。
そして何もしないままであれば、いつの日か資源は枯渇します。

いつの日か・・・自分には関係ないということではありません。
一人ひとりの今の行動が未来を作ります。

その行動のうち、ごみに関するものが本計画です。
ごみは生活するにおいて必ず出てくるものです。
誰もが出すものです。ごみの出ない生活はありません。

令和3年11月末現在残念ながら、ごみ量が近隣市と比較しても多く、分別ができていても言い難い状況です。

一人ひとりが意識することで、ごみが減り、資源は再利用されます。
一人でも多くの市民がごみのことを自分ごとと捉えるその積み重ねが、地球環境や資源の枯渇を救います。

未来を担う世代に、より良い環境を残すため

本計画を見直しごみの減量、資源化を推進し
持続可能な社会を目指します。

目次

計画策定の主旨	2	目標値の推移	23
第1章 計画策定の背景		目標値達成によるごみの排出量	23
計画策定の背景	6	施策の具体例(1) ～指定ごみ袋の導入～	24
第2章 計画の基本的事項		施策の具体例(2) ～紙ごみの資源化～	28
本計画の位置づけ	8	施策の具体例(3) ～リサイクルの推進～	28
本計画の対象物と対象期間	9	施策の具体例(4) ～フードドライブ活動の拡充～	29
本計画の進行管理	9	施策の具体例(5) ～排出者責任の徹底～	29
第3章 本市のごみ処理の流れとごみ処理施設		施策の具体例(6) ～新施設整備計画の推進～	30
環境処理センターとごみの流れ	10	施策の具体例(7) ～プラスチックの分別検討～	30
ごみ処理の基本的な流れ	11	施策の具体例(8) ～住民参加の将来構想～	31
生活系ごみの分別区分	14	コラム	
生活系ごみの収集・運搬体制	14	ごみの3Rって知っていますか？	3
第4章 本市のごみ量の推移と前計画の振り返り		温室効果ガス削減って何のため？	3
ごみ排出量の現状	16	本当に困っています	4
前計画の取組状況と今後の課題	17	環境処理センターってどんなところ？	12
前計画の中間目標の達成状況	18	芦屋市の分別状況は？	15
兵庫県内比較(平成30年度)	19	指定ごみ袋(案)に関するQ&A	24
第5章 計画の見直しと未来に向けた取組		指定ごみ袋ってそもそも何ですか？	26
前計画からの見直し	20	指定ごみ袋流通の流れ	26
新計画の基本方針の体系	21	指定ごみ袋って効果はあるのですか？	27
基本方針とSDGsとの関連	21	指定ごみ袋導入に関するアンケート結果	27
新計画の目標値	22	芦屋市のごみ処理に係るお金ってどれぐらい？	31
重点目標と重点取組	22	芦屋市の分別の方法やごみの情報が知りたい	32

ごみの3Rを知っていますか？

もっとも大事なことはごみを減らすこと

3Rって何？

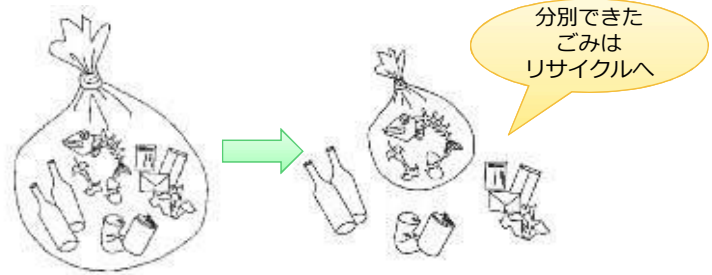
Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

**3Rのうち
1番大事なのは
Reduce (排出抑制) です。**

燃やすごみの分別が進むと、燃やすごみは減り、リサイクルも推進されます。

しかし、ごみは生活していくうえで必ずするものです。ごみがでるのをどう抑制するかと言えば、ごみを減量することで抑制します。

そのためにできることは、不要な物を買わない、ごみにしない、だけでなく、ごみを分別することです。分別することで、燃やすごみの量を減らすことができます。



どれだけごみを減量していくのか、どうやってごみを減量していくのかを計画したのが本計画です。

本文中の用語

- ・生活系ごみ・・・市民が生活する上で発生する一般廃棄物（家庭系ごみ、資源ごみ及び集団回収の合計）
- ・家庭系ごみ・・・生活系ごみから資源ごみ及び集団回収を除いたごみ
- ・事業系ごみ・・・事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物
- ・ごみ排出量・・・生活系ごみ量と事業系ごみ量の合計

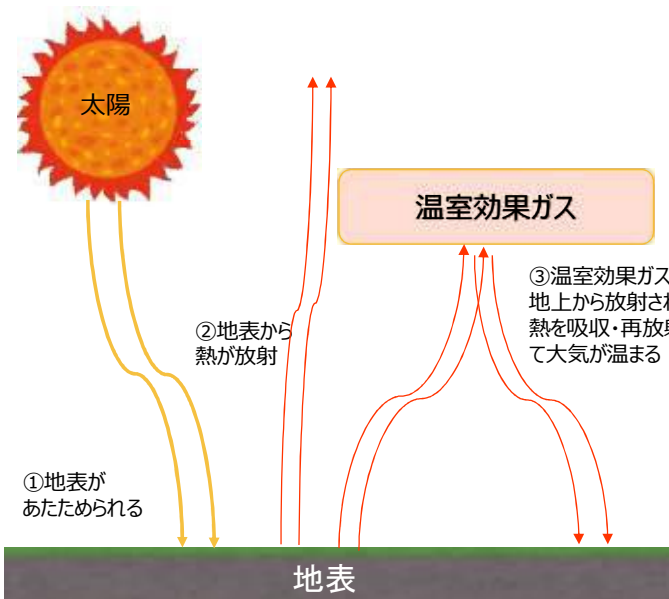
温室効果ガス削減って何のため？

地球温暖化をこれ以上すすめないようにするためです

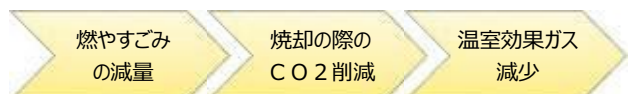
温室効果ガス（二酸化炭素やフロン等）は、地表から放出される熱を大気中に保つことによって地球を温室のようにあたためます。

温暖化が進むと・・・

南極などの氷がとけたり、海水が膨張したりして海面が上昇し、海拔の低い土地は海に沈んでしまいます。



自分たちに出来ることがあります！まずは、**ごみの分別をしっかりとし、燃やすごみを減量することです。**



燃やすごみを減量するためには、分別の促進が1番効果的です。そして**分別が進むことは、資源を守ることにもつながります。**



本当に困っています

燃やすごみの減量を目指していますが、分別の実態は素晴らしいとは言えない状況です。確かに分別は手間です。何でもごみ袋に入れられた方が生活は便利かもしれません。でも、**自分さえ良ければいいの積み重ねが、環境の悪化や、ごみの処理という生活に必要不可欠な当たり前を脅かしています。**

燃やすごみとして捨てられる市民のごみ袋中身のほんの一例





土や石は燃えないし処理できません。缶、ビン、金属や家電は燃えないしリサイクルできません。ボンベは爆発する可能性があり大変危険です。ペットボトルや紙は燃えますがリサイクルできます。地球に悪いのは言うまでもないですが、分別がひどいと、焼却した後の灰が捨てられなくなり、芦屋市のごみ処理が停滞してしまいます。

芦屋市の分別の実態もふまえて、**1人ひとりの分別意識の向上を目指した指定ごみ袋の導入を含めた芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定しごみの減量を目指します。**

第1章 計画策定の背景

- ・ごみに関することは、この数年間で国内情勢も海外情勢も大きく変わっています
- ・資源の枯渇や地球環境問題は変わらず問題のままとなっています
- ・温室効果ガスの削減に今まで以上に取り組む必要があります
- ・上記の背景も踏まえて計画を策定する必要があります

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画策定の背景（1） ～世の中を取り巻く環境の変化～

大きく変動した環境を取り巻く背景の変化に対応していく必要があります

地球温暖化、海洋プラスチックごみ等、地球規模での環境問題が顕在化・深刻化

<世界の動向>

- 国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」採択（平成27年（2015年））

<国内の動向>

- 第4次循環型社会形成推進基本計画策定（平成30年（2018年））
- 食品ロスの削減の推進に関する法律施行（令和元年（2019年））
- 2050年カーボンニュートラル宣言（令和2年（2020年））
- プラスチック資源循環促進法制定（令和3年（2021年））

世の中を取り巻く課題



SDGs（持続可能な開発目標）



計画策定の背景（２） ～目指すべき芦屋市の姿～

住みやすく持続可能な芦屋市を目指します

ごみは誰もが、どの世代も、どの事業所も排出します。ごみは生活に大きく関わるものです。
地球環境や持続可能な街を守り続けるために、そのごみを減量し、資源を大切にする計画を策定します。
 ごみのことを自分ごとと捉え、市民・事業者・行政が**三者協働**で取り組み、住みやすく快適で持続可能な芦屋市を目指します。

どうしてごみを減らし 資源循環を目指すのか？

環境負荷の大きい埋立（最終処分）量を最大限に削減する

貴重な資源をいつまでも使えるように保全し将来に残す

廃棄物に関して、温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す

ごみ処理コストを軽減し、市民負担を減らす

地球環境や市民生活・社会経済活動を守ります

市民・事業者・行政の三者協働での取組

分別や減量を進めていく効果

燃やしたごみの灰は神戸沖に埋め立てています。

分別が進まないと燃やすごみが増え、灰の埋立て量や、燃やすことによる温室効果ガスが多くなります。

金属は燃えないため、分別されないと灰は重くなり、場合により規制がかかり埋立てできなくなります。

水銀を含むごみが燃やすごみに混じり、焼却停止等市民生活に影響を及ぼすこともありました。

分別が進めば、燃やすごみが減り、海への埋立て量や、温室効果ガスの量が減ります。また燃やすごみに係るコストも軽減されます。

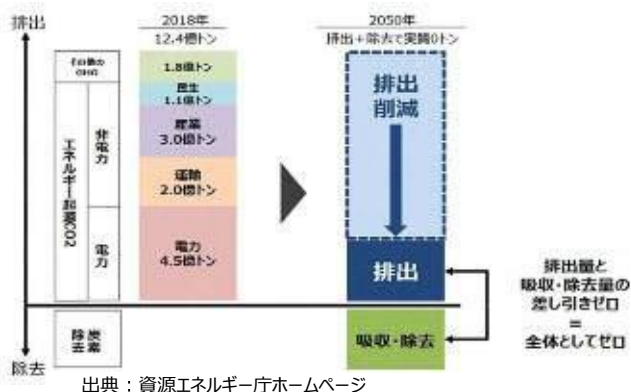
市民生活にかかせない
ごみ処理の安定にもつながります。

計画策定の背景（３） ～脱炭素社会に向けた動向～

本市は2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指します

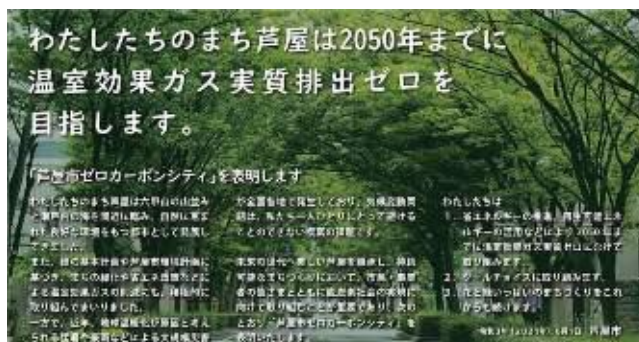
2050年カーボンニュートラル宣言

令和2年（2020年）10月26日、政府は第203回国会で、我が国として**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする**、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。その後、国・地方脱炭素実現会議で、「地域脱炭素ロードマップ」を策定しています。



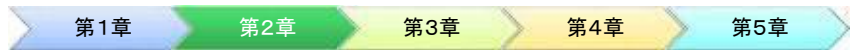
「芦屋市ゼロカーボンシティ」表明

本市は令和3年（2021年）6月に「芦屋市ゼロカーボンシティ」表明を行い、公共施設の更新や改修にあわせた省エネ設備や再エネ設備の導入、街路灯のLED化、学校園における環境学習など、市民・事業者と連携し、さらなる脱炭素への取組を推進するとしています。



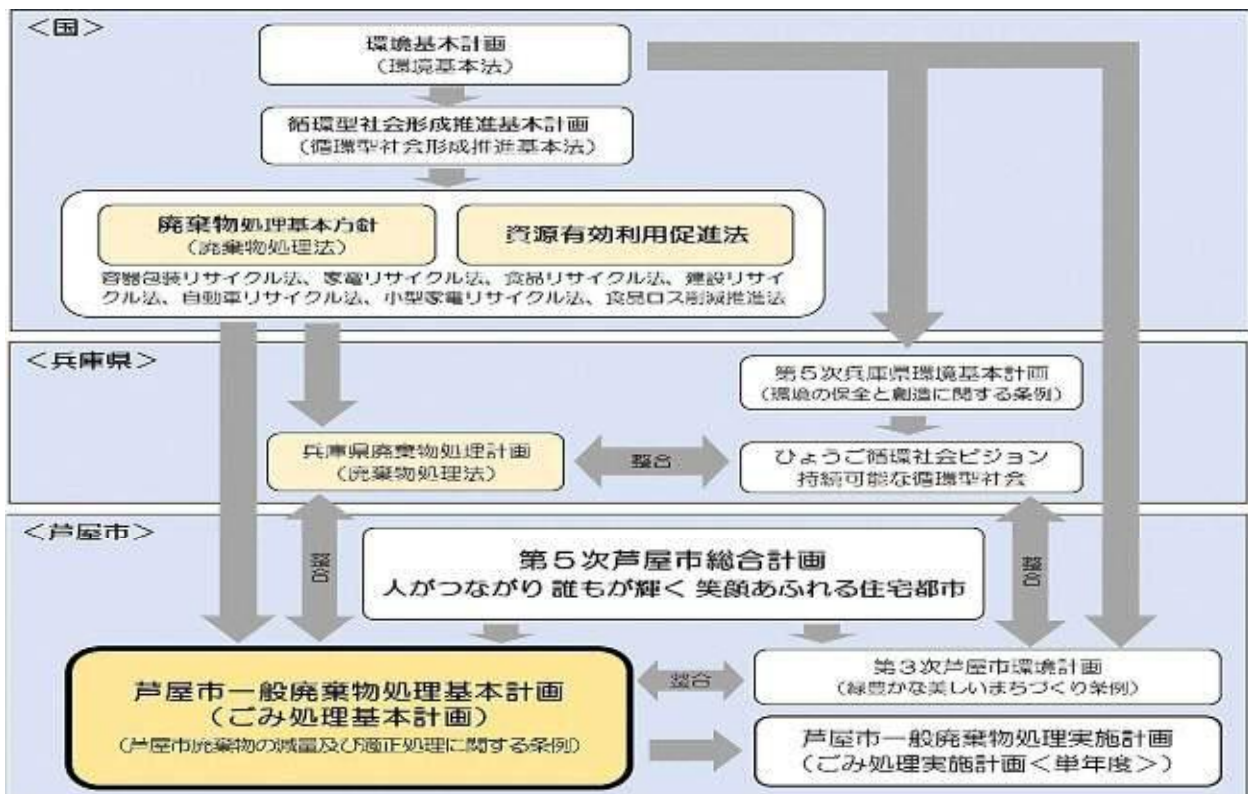
第2章 計画の基本的事項

- ・一般廃棄物処理基本計画は法律で策定を定められた計画で全自治体が策定します
- ・対象は芦屋市のごみです
- ・情勢や状況は大きく変わるため、5年に1度見直しを行う必要があります
- ・期間は令和4年4月から令和14年3月までですが、まずは令和8年度の中間目標の達成を目指します



本計画の位置づけ

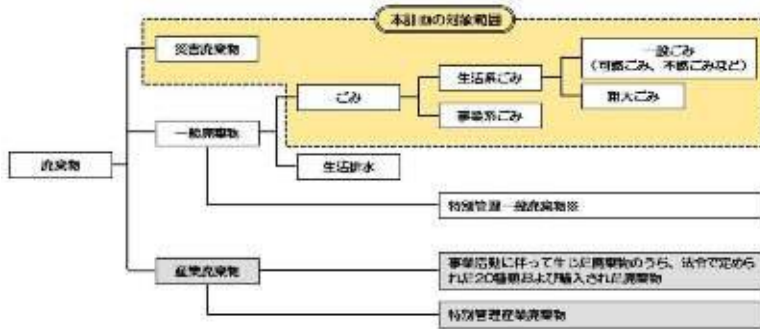
一般廃棄物処理基本計画は各自治体が策定を義務付けられている計画です



本計画の対象物と対象期間

一般廃棄物を対象とし、まずは令和8年度の中間目標をめざします

本計画の対象物



本計画は生活排水を除く一般廃棄物を対象とし、脱炭素社会の挑戦やSDGsの高まり等の社会動向を踏まえ、まずは中間目標年度令和8（2026）年度の目標達成をめざします。

本計画の対象期間

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
前計画 H29～R8年度	前計画															
											↓ 高齢化社会の進展、脱炭素社会への挑戦 SDGsの高まり（食品ロス、プラスチック対策）					
本計画 R4～R13年度	過去5年の検証					本計画（見直し）										
						中間目標年度(R8)					最終目標年度(R13)					

本計画の進行管理

PDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います

進捗状況に関する点検・評価の結果は、適切な時期に「広報あしや」や本市ホームページなどを活用し、広く市民に公表するとともに、市民の意識改革・行動変容を促します。



第3章 本市のごみ処理の流れと ごみ処理施設

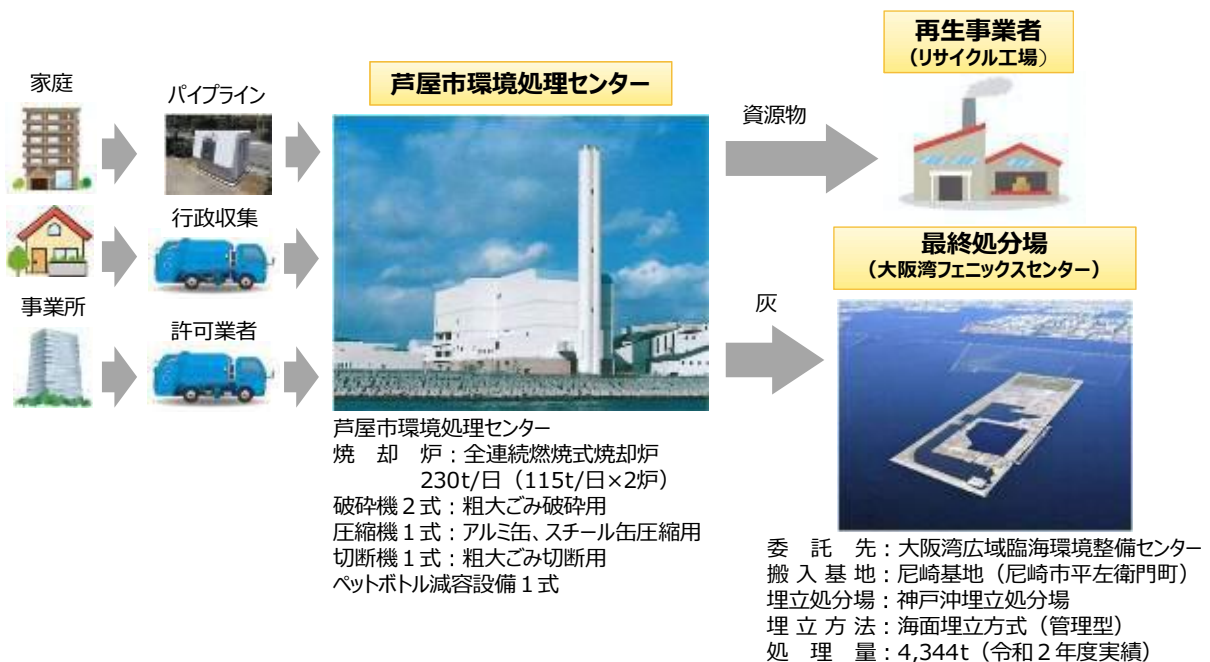
- ・本市にあるごみ処理施設が芦屋市環境処理センターです
- ・焼却した後の灰は神戸沖に埋め立てています
- ・本市のごみ処理能力、ごみの状況を把握して計画を作する必要があります



環境処理センターとごみの流れ

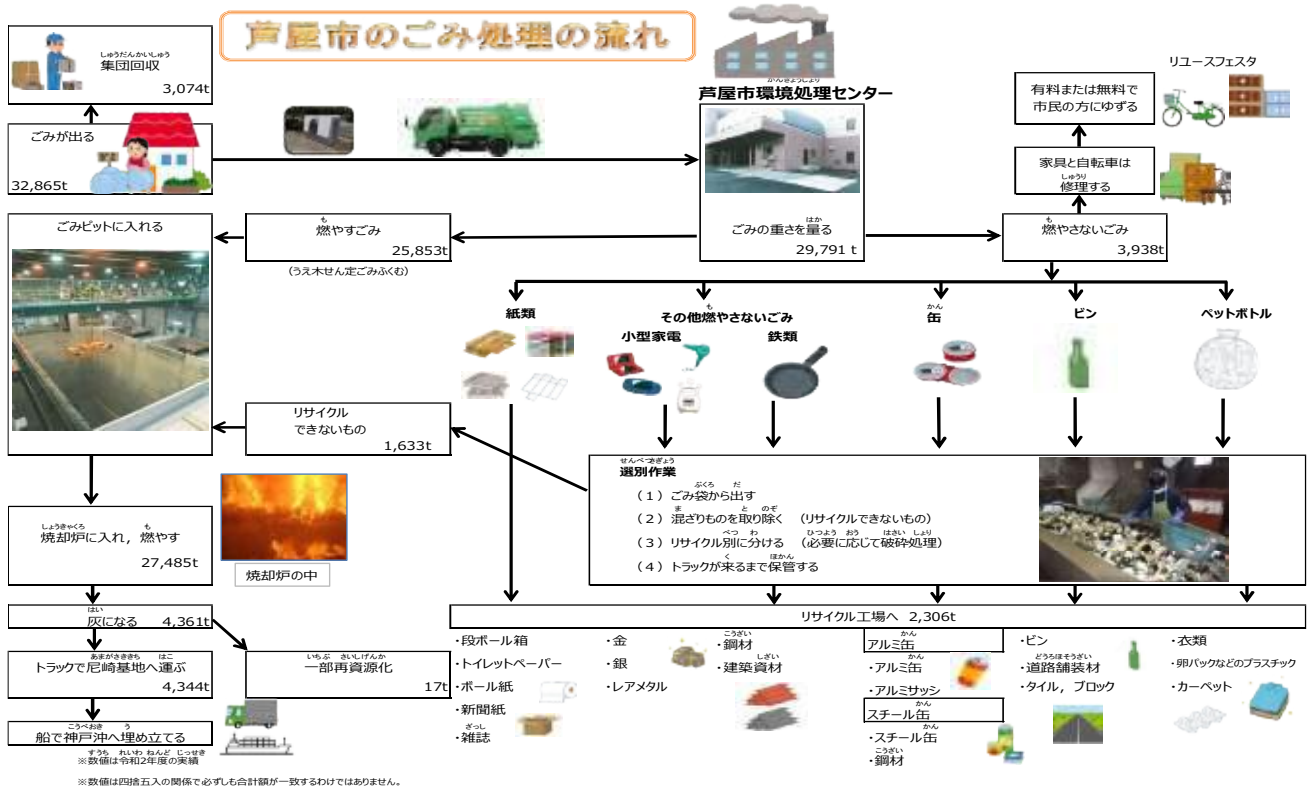
環境処理センターは本市のごみ処理の中核施設です

芦屋市は中間処理施設で、再利用できる資源は再生事業者に売却し、灰は神戸沖の埋立処分場で埋め立てています。



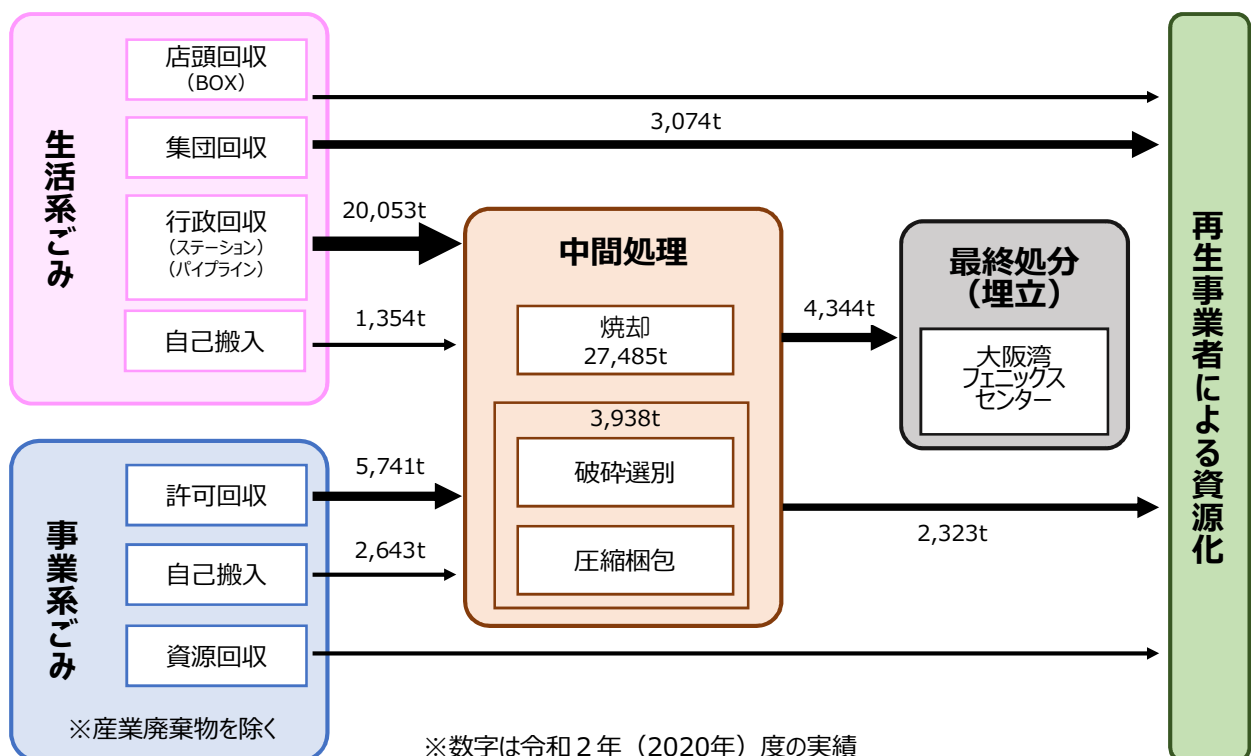
ごみ処理の基本的な流れ①

芦屋市のごみの9割弱が燃やすごみです



ごみ処理の基本的な流れ②

芦屋市のごみの約75%が生活系ごみです



環境処理センターってどんなところ？

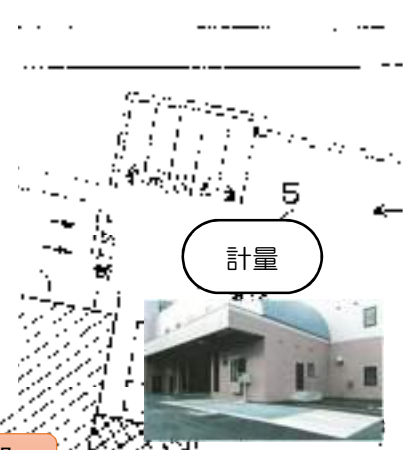
収集事業管理棟、焼却施設、資源化施設、パイプライン施設、リサイクル棟の5つの施設からなる、ごみ処理施設です。

ごみ種	施設	供用開始	経過年数 R3時
収集	収集事業管理棟	平成4年11月	約29年
可燃物	焼却施設 (115t/日×2炉)	平成8年3月	約25年
可燃物	パイプライン棟	平成10年8月	約23年
不燃物	資源化施設 不燃物処理施設	昭和52年7月	約44年
	ペットボトル減容施設	平成12年7月	約21年
可燃 不燃物	リサイクル棟	昭和52年7月	約44年

建て替え対象

建て替え対象

建て替え対象



計量

焼却施設



ごみピット



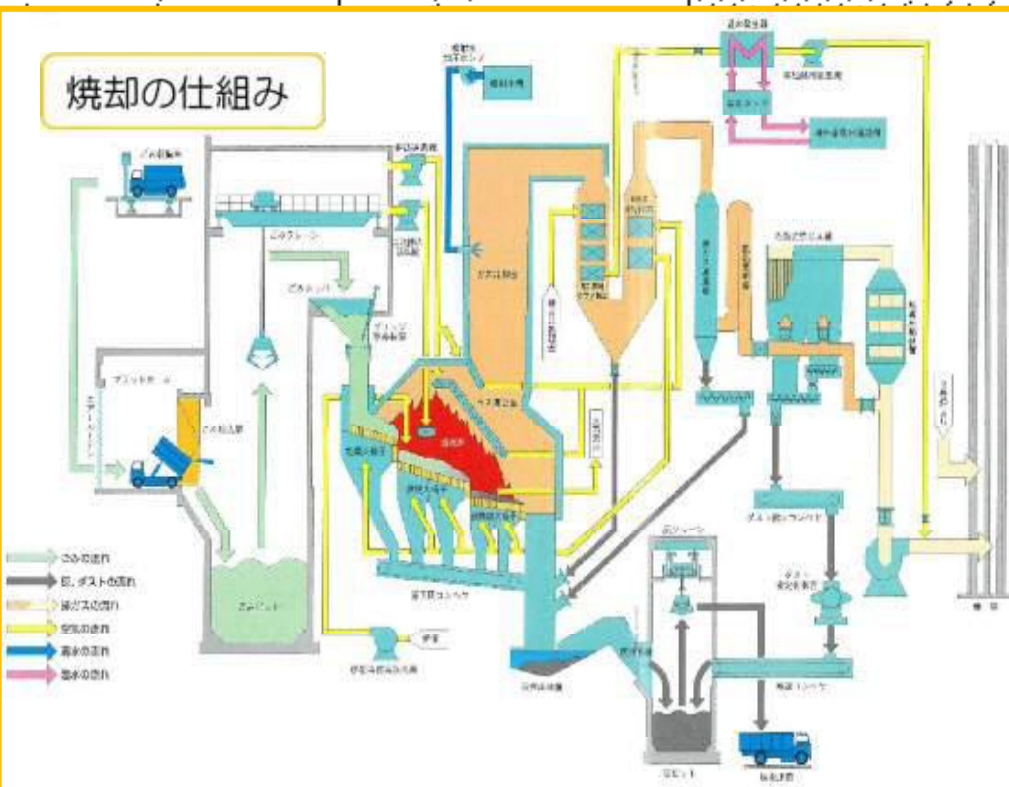
収集事業管理棟

焼却炉
約1000℃で燃やしています



焼却炉の中

焼却の仕組み



様々な工夫で人体に害のないようにしています。



全体図

地域の方々に数値が分かるようにしています



ごみとして捨てられた自転車や家具類を修理して有効利用しています



リサイクル棟



資源化施設



パイプライン施設

町の中にあるパイプライン投入口



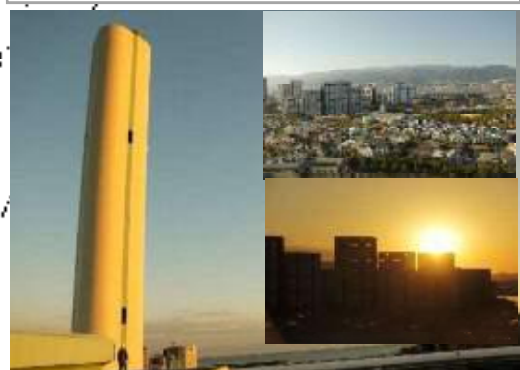
パイプライン施設の運用期間(平成30年12月条例化)

芦屋浜区域 令和20年度
南芦屋浜区域 令和32年度
までを限度とする。

燃やさないごみは手処理で仕分けしています



煙突や屋上からの景色
環境処理センターは
住宅に近いゴミ処理場です



生活系ごみの分別区分

芦屋市は12分別しています

分別区分		収集回数	対象	排出方法/ 排出場所
燃やすごみ		2回/週	生ごみ類、資源にならない紙類、プラスチック類、ゴム・革・衣類、 植木・落ち葉・雑草(多量の場合は植木剪定ごみ)等	袋/ステーション・パイプ ライン(投入口)
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源 1~2回/月 1回/月 1回/月 1回/月	段ボール	紐で縛る/ステーション
			雑誌・チラシ・雑がみ等	
			新聞紙	
			紙パック	
	ペットボトル	2~3回/月	ペットボトルの識別表示マークがあるもの(飲料水、酒、みりん等 のペットボトル)	袋/ステーション
缶	1回/月	スチール缶類、アルミ缶類 (ジュース、お酒、缶詰の缶、お菓子、お茶などの缶、一斗缶までの 大きさの缶類)	袋/ステーション	
ビン	1~2回/月	ジュース、お酒、調味料などのビン ジャム、佃煮など食品品のビン くすり、化粧品などのビン	袋/ステーション	
その他燃やさないごみ		2回/月	小型家電類、金属類、陶磁器類、ガラス類、刃物類、乾電池、スプ レー缶・卓上ポンペ類 (一番長い辺が30cm未満のもの(傘・蛍光灯は除く。))	袋/ステーション
粗大ごみ		随時 (申込制)	家具、寝具、じゅうたん、自転車、ラジカセ等 (50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ)	ごみ処理券(シール)を 貼る/ステーション
一時多量ごみ		随時 (申込制)	引っ越し等の一時多量ごみ	戸別収集
植木剪定ごみ		随時 (申込制)	植木剪定の木、枝、葉っぱ	戸別収集
再生資源 集団回収		随時	段ボール、雑誌・チラシ等、新聞紙、飲料用紙容器(紙パック)、古 着、缶	実施団体が指定する 場所

※「収集回数」はパイプラインによる収集区域以外を対象とします。

※令和3年11月末現在

生活系ごみの収集・運搬体制

区域ごとの収集・運搬体制となっています

区分\区域		J R以北 区域	J R以南 区域	芦屋浜 区域	南芦屋浜 区域	
燃やすごみ		委託 (ステーション)	直営 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託 (ステーション)	
燃やさないごみ	資源ごみ			紙資源	直営・委託 (ステーション) ※1	直営・委託 (ステーション) ※1
				段ボール		
				雑誌・チラシ等		
				新聞紙		
紙パック						
	ペットボトル					
	缶					
	ビン					
その他燃やさないごみ						
粗大ごみ※2		直営 (ステーション)		直営 (ステーション)	直営 (ステーション)	
一時多量ごみ※2		直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	
植木剪定ごみ※2						

※1 芦屋浜区域及び南芦屋浜の一部区域の「燃やさないごみ」については、収集形態が異なるため、表のように記述しています。

※2 予約制

芦屋市の分別状況は？

市民の半数が家庭ごみステーションのマナーが一部守られていないと思っており、その半数が分別の問題と感じています

指定ごみ袋に関するアンケート調査の結果、自分自身が分別できていると考えられている方は非常に多いです。しかし、約半数の市民が家庭ごみステーションのマナーが守られていないと感じており、その約半数が分別を問題とされています。

調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月31日
回答数 市民：954件（47.7%）

Q 自分自身が1 2分別の実施ができているか

選択肢	回答割合
出来ている	54.7%
どちらかといえば出来ている	39.6%
どちらかといえば出来ていない	2.5%
出来ていない	1.3%
分からない	0.2%
その他	0.7%
無回答	0.9%

Q 家庭ごみステーションやパイプライン等におけるごみ捨てのルールやマナーが守られているかと守られていない場合はその内容

n=954, SA=954

選択肢	回答割合
きちんと守られている	39.8%
おおむね守られているが一部守られていない	45.4%
あまり守られていない	5.2%
まったく守られていない	0.4%
わからない	5.6%
その他	0.6%
無回答	2.9%

n=954, SA=954

選択肢	回答割合
不燃ごみや資源が、きちんと分別されていない	46.4%
収集日以外の日や、収集が終わった後でごみが出されている	29.6%
袋をネットで覆うなどのルールが守られていない	15.2%
市外やステーション以外の地域に住む人がごみを出している	12.3%
その他	10.2%
無回答	9.4%

n=954, MA=600

分別ができないと焼却停止や灰の埋立て停止等、様々な影響があります

埋立て基準への影響

灰は神戸沖に埋め立てています。様々な基準が設けられ、基準を満たしていないと、埋立て停止になります。

また、燃えないごみは、形が残ったまま埋め立てられるため、燃えないごみの比率に応じて埋立て停止になります。



排出基準への影響

煙突から出る排ガスも様々な規制があります。

本市では、水銀濃度が排出基準を超え焼却炉停止になりました。

なお、焼却再開に向けて様々な取組が必要となり、**水銀対策等で約1億3千万円かかりました。**



現在の主な水銀対策
・拠点回収
・連続水銀計による水銀濃度測定

作業員の安全への影響

中身が入ったスプレー缶が、パッカー車の中で他のごみと混ざり、引火したことがありました。

また、燃やさないごみの処理の中で爆発する可能性があります。

作業員の安全のためにも、中身を入れたまま捨てることは絶対に禁止です。



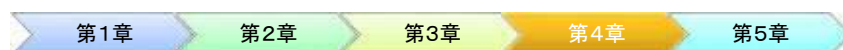
近年の分別ができていることにより発生した問題

- ・パッカー車火災発生
- ・水銀を含むごみによる焼却炉停止
- ・基準値を超える鉛検出による焼却灰埋立て停止

分別ができなければ、ごみを燃やしたり、燃やした後の灰が捨てられなくなる可能性も生じます。**短期間に焼却停止や焼却灰の埋立て停止が生じた自治体は他にありません。**

第4章 本市のごみ量の推移と 前計画の振り返り

- ・10年前と比較するとごみの総量は減少していますが、近年は横ばいです
- ・前計画で立てた中間目標のうち複数項目で目標が達成できていません
- ・前計画の課題のうち解決できていないものも多く、**新たな取組が必要**です



ごみ排出量の現状（1） ～ごみ排出量の実績～

R2年度とH22年度を比較すると10%以上ごみ排出量は減少していますが近年は横ばいです

生活系ごみ、生活系燃やすごみ、事業系ごみ、事業系燃やすごみ、ごみ排出量全体は10年で10%以上減少
生活系燃やさないごみ、事業系燃やさないごみは増加しており、分別が進んでいる。集団回収は大幅な減少

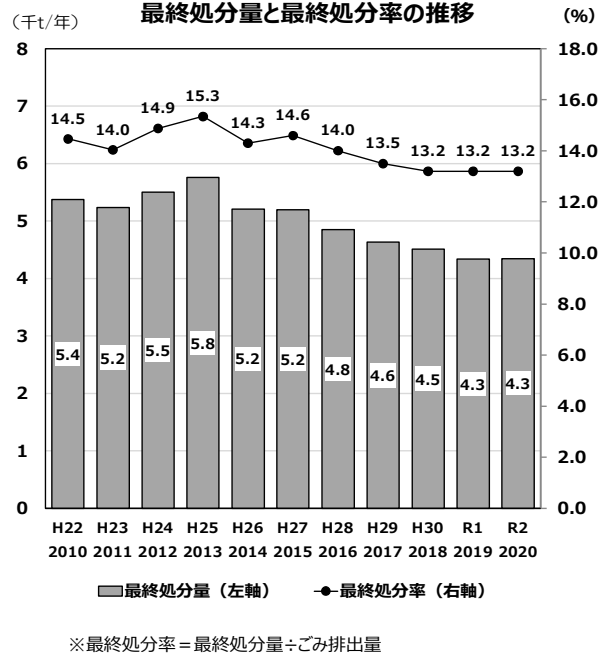
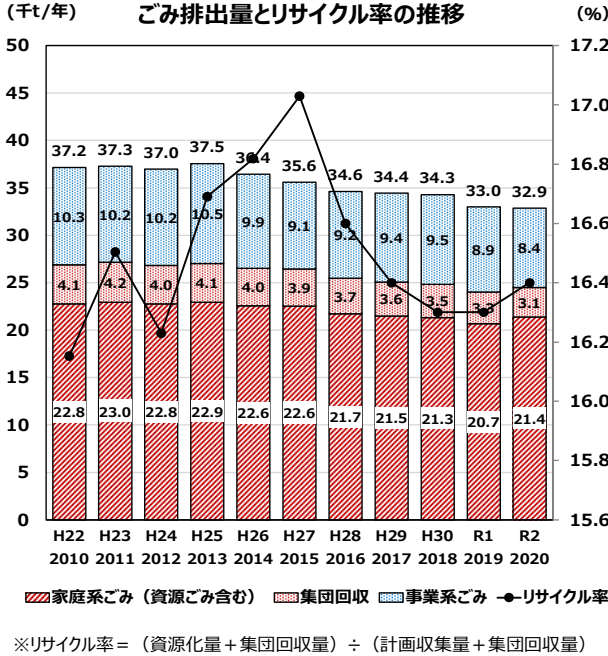
項目	年度	実績										
		H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
生活系ごみ		27,362	27,565	27,281	27,496	26,762	26,327	25,568	25,220	24,974	24,126	24,481
燃やすごみ		19,657	19,735	19,654	19,929	19,473	19,034	18,427	18,243	18,066	17,490	17,710
燃やさないごみ		3,099	3,109	3,107	3,087	2,956	2,972	2,975	2,910	2,924	2,832	3,244
資源ごみ		2,358	2,405	2,411	2,380	2,286	2,297	2,208	2,080	2,033	1,969	2,243
紙資源		1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162	1,090	995	950	907	1,004
ペットボトル		149	138	144	144	141	177	181	182	202	210	234
缶		151	132	150	146	139	135	133	132	131	136	182
ビン		774	826	795	802	769	823	804	771	750	716	823
その他燃やさないごみ		741	704	696	707	670	675	767	830	891	863	1,001
粗大ごみ・一時多量ごみ		507	543	476	407	359	427	427	485	502	472	453
集団回収		4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894	3,739	3,582	3,482	3,332	3,074
事業系ごみ		9,656	9,565	9,563	9,892	9,527	9,078	9,097	9,274	9,364	8,840	8,384
燃やすごみ		9,529	9,463	9,461	9,783	9,412	8,963	8,945	9,091	9,173	8,633	8,143
燃やさないごみ		127	102	102	109	115	115	152	183	191	207	241
ごみ排出量		37,018	37,130	36,844	37,388	36,289	35,405	34,665	34,494	34,338	32,966	32,865

ごみ排出量の現状（２） ～排出量と最終処分量の推移～

ごみ排出量と最終処分量（灰の埋立て量）は減少していましたが近年は横ばいです

ごみ排出量はH25年度から緩やかに減少
リサイクル率はH27年度から減少後やや回復

最終処分量・最終処分率ともに、H25年度をピーク
に減少も近年はほぼ横ばい



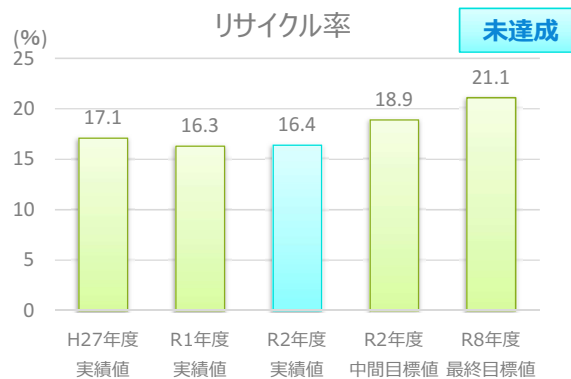
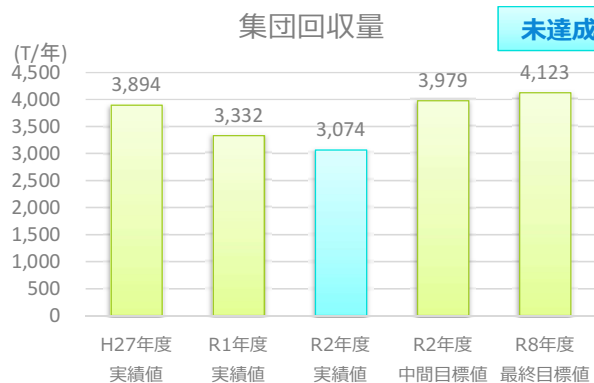
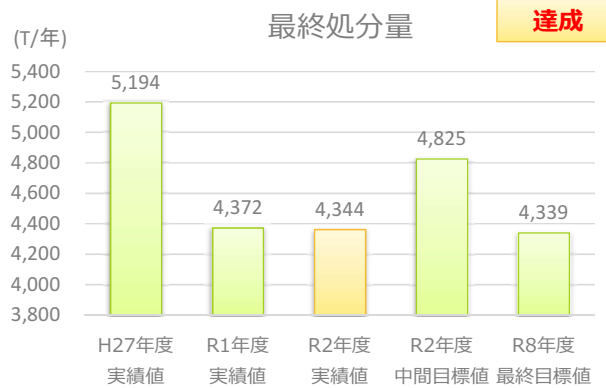
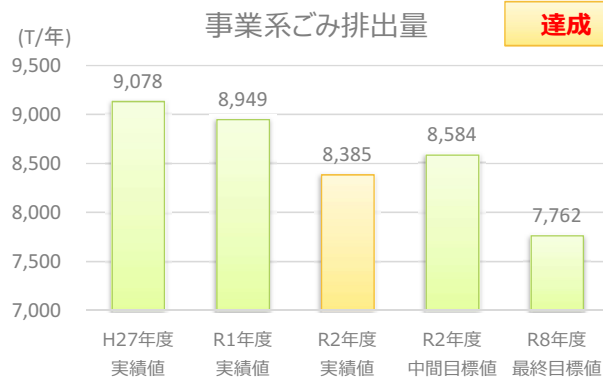
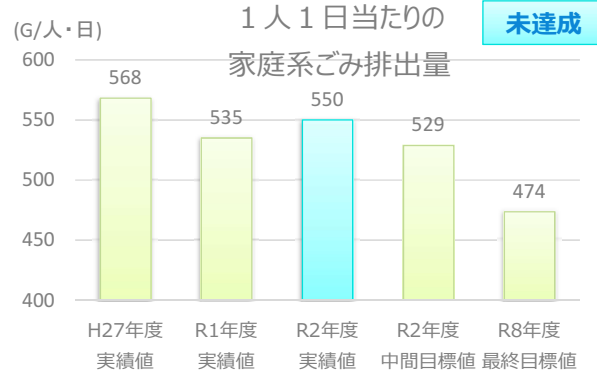
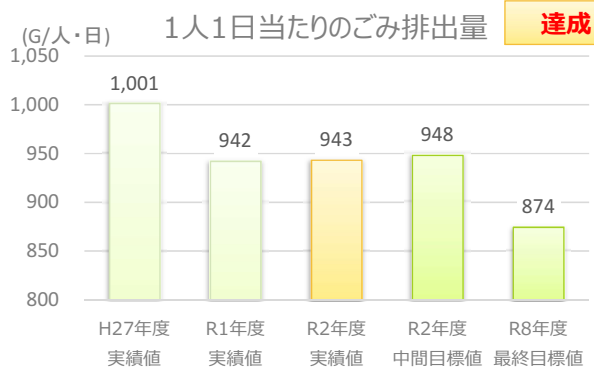
前計画の取組状況と今後の課題

ごみ排出量は着実に減少していますが、課題も少なくありません

取組	取組状況	今後の課題
家庭系燃やすごみ排出量の削減	近年着実に減少、減少率は全国平均や県平均より大きい。令和2年度は中間目標未達だが、コロナ禍の影響で評価は困難。	・紙ごみの削減 ・プラスチックごみの分別検討
資源化の促進	全国や県のリサイクル率が下がる中、本市は維持し続けている。集団回収量が低下しているため、目標達成は困難。	・紙ごみの資源化促進 ・集団回収登録団体の増加
最終処分量の削減	焼却灰を16%削減し、中間目標を達成したが、一人当たりの処分量が県内でも多く、さらなる削減が必要である。	・ごみの減量化推進 ・ごみの再生利用の促進
事業系排出者責任の徹底	パイプラインを利用している事業者は減少しているが、アンケートでは約15%が家庭ごみステーションを利用中と回答。	・排出者責任の啓発・指導
事業系燃やすごみ排出量の削減	排出量は減っているがコロナ禍の影響あり参考値。分別の徹底が必要である。	・分別の促進
中間処理施設の整備	西宮市との広域化協議を実施（平成29年4月～令和3年1月、延べ12回）。広域化は見送りとなり、単独整備計画を急ぐ。	・新施設整備計画の推進
プラスチック製容器包装の分別検討	施設整備に影響があるため、新施設の単独整備と併せて具体化が急がれる。	・新施設整備に併せた検討
安定したごみ処理	排ガス中の水銀濃度の規制値を超え焼却炉が停止した。埋立て基準を満たすことができず灰の搬出ができなかった。	・ごみ出しルールの啓発・徹底 ・新施設整備に併せた安定運用
ごみに関する情報提供	ごみハンドブックの改訂、事業系ごみハンドブックの新規作成を実施。収集カレンダーも啓発型に改訂した。	・新たな啓発方法の検討 ・市民・事業者の求める情報提供
家庭ごみステーションのごみ出しルールの徹底	ごみ出しルールが守られているとのアンケート回答が前回より悪化。半数近くの人を守られていないと感じており対策が必要。	・ごみ出しルールの啓発・徹底

前計画の中間目標の達成状況

6つの項目のうち半数で達成しています。しかしリサイクルを中心に半数が未達成です



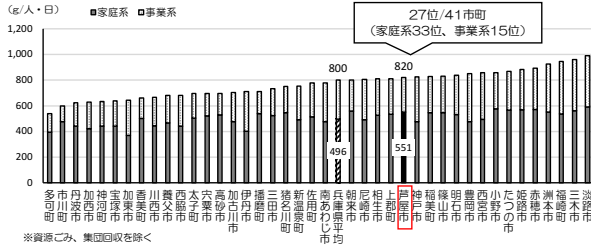
項目	単位	H27年度実績値	R2年度実績値	R2年度中間目標	中間目標達成状況	R8年度最終目標
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,001.2	943.1	948.1	○	874.4
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	568.0	549.9	528.8	×	473.5
事業系ごみ排出量	t/年	9,078	8,385	8,584	○	7,762
集団回収量	t/年	3,894	3,074	3,979	×	4,123
リサイクル率	%	17.1	16.4	18.9	×	21.1
最終処分量	t/年	5,194	4,344	4,825	○	4,339

兵庫県内比較（平成30年度）

各項目で平均より良い項目、悪い項目が混在しています

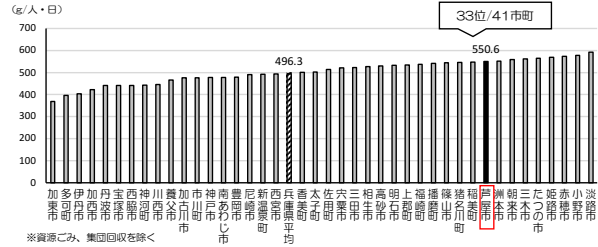
1人1日当たりのごみ排出量

平均より多い



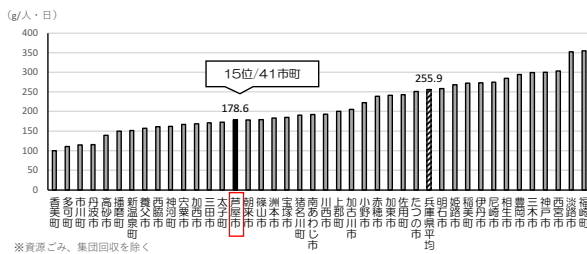
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平均より多い



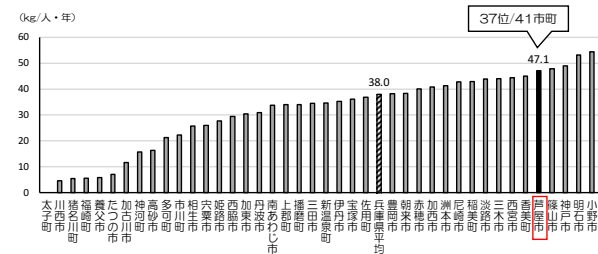
1人1日当たりの事業系ごみ排出量

比較的少ない方である



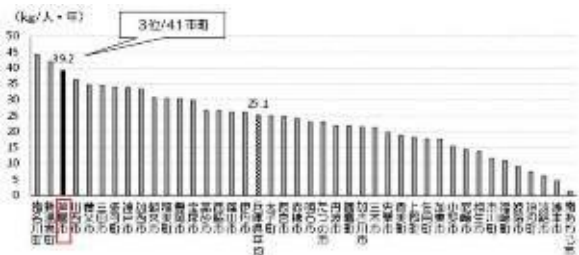
1人当たりの年間最終処分量

平均より非常に多い



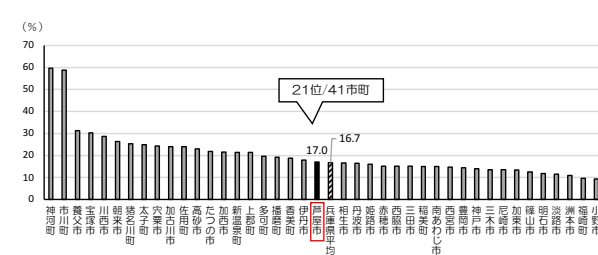
1人当たりの年間集団回収量

兵庫県トップレベルである



リサイクル率

兵庫県平均レベルである



参考

人口5万人以上の518自治体のうち、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）が少ないベスト20、リサイクル率が高いベスト20は右表のとおりです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量ベスト20（人口5万人以上）

順位	都道府県名	市町村名	人口(人)	1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)
1	新潟県	長岡市	269,338	309.2
2	沖縄県	名護市	63,340	310.5
3	長野県	塩尻市	67,207	338.6
4	新潟県	上越市	191,563	339.4
5	大阪府	大阪市	2,727,458	348.7
6	京都府	京都市	1,466,264	352.2
7	大阪府	守口市	143,858	356.0
8	神奈川県	鎌倉市	172,262	357.7
9	香川県	三豊市	65,370	358.2
10	大分県	日田市	65,015	362.1
11	東京都	西東京市	204,658	364.5
12	東京都	三鷹市	188,432	365.8
13	東京都	府中市	260,757	366.3
14	東京都	国分寺市	124,962	368.2
15	東京都	小金井市	122,270	369.4
16	東京都	立川市	184,148	371.4
17	広島県	広島市	1,195,960	372.4
18	北海道	恵庭市	70,009	372.7
19	岐阜県	瑞穂市	55,827	375.4
20	東京都	調布市	236,880	378.0
288	兵庫県	芦屋市	95,608	534.9

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は資源ごみ・集団回収を除く
出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度実績、環境省）

リサイクル率ベスト20（人口5万人以上）

順位	都道府県名	市町村名	人口(人)	リサイクル率(%)
1	埼玉県	日高市	55,731	99.7
2	香川県	三豊市	65,370	62.1
3	熊本県	荒尾市	52,322	59.2
4	福岡県	大牟田市	113,880	55.9
5	東京都	小金井市	122,270	54.4
6	茨城県	神栖市	95,437	54.4
7	茨城県	鹿嶋市	67,815	54.3
8	神奈川県	鎌倉市	172,262	52.6
9	東京都	国分寺市	124,962	50.6
10	神奈川県	逗子市	59,492	47.5
11	岡山県	倉敷市	482,308	46.0
12	広島県	福山市	468,812	43.3
13	東京都	調布市	236,880	42.4
14	東京都	東村山市	151,024	42.1
15	東京都	立川市	184,148	41.9
16	東京都	西東京市	204,658	41.2
17	山口県	岩国市	133,815	40.4
18	東京都	東久留米市	116,952	39.5
19	東京都	府中市	260,757	39.4
20	山口県	下関市	261,403	39.3
316	兵庫県	芦屋市	95,608	16.3

※リサイクル率 = (資源ごみ + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) * 100

第5章 計画の見直しと 未来に向けた取組

- ・現状のままでは前計画で立てた目標の達成が困難なため、計画の見直しを行います
- ・計画の見直しにあたっては、計画策定の背景もふまえ、単なるごみ処理にとどまらない、持続可能な社会実現に向けた取組となるようにします
- ・1人でも多くの方にごみ処理のことを自分ごととして捉える取組となるようにします

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

前計画からの見直し

基本理念はそのままに、前計画を見直し目標達成を目指します

目的の強化

- 基本理念はそのままに、1人でも多くの市民・事業者がごみを自分ごとと捉えることを強化します。

計画の背景の取入れ

- 単なるごみ処理にとどまらない持続可能な社会実現に向けた取組とします。

目標値の見直し

- 前計画の最終年度の数値（令和8年度目標値）を基準に、実態に応じ見直します。

施策の立て直し

- 個々の施策には目標値を設定せずに、5つの基本方針をたて柔軟に取り組みます。

重点取組の実施

- 5つの基本方針に沿った取組みのうち3つの取組を重点的に取り組みます。



新計画の基本方針の体系

課題を解消し持続可能な循環型社会を目指すため、5つの基本方針をたてます



基本方針とSDGsとの関連

単なるごみ処理にとどまらない持続可能な社会実現に向けた取組とします

本計画に関連するSDGs目標			基本方針				
			1	2	3	4	5
	目標 2	飢餓をゼロに ・貧困層や乳幼児への食糧提供 ・あらゆる形態の栄養不良を解消	○	○	○		
	目標 3	すべての人に健康と福祉を ・感染症の根絶に向けた対策の推進 ・有害化学物質や大気・水質・土壌の汚染防止		○	○		○
	目標 4	質の高い教育をみんなに ・持続可能な開発のための教育の推進 ・そのために必要な知識とスキルの確実な習得	○	○			○
	目標 7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに ・再生可能エネルギーの割合を大幅増加 ・エネルギー効率の改善率を倍増					○
	目標 9	産業と技術革新の基盤をつくろう ・資源利用効率の向上とクリーンで環境に配慮した技術 ・産業プロセスの導入			○		○
	目標 11	住み続けられるまちづくりを ・大気環境や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意する	○	○	○	○	○
	目標 12	つくる責任つかう責任 ・一人あたり食品廃棄物の半減、食品ロスの削減 ・3Rによる廃棄物の大幅削減	○	○	○	○	○
	目標 13	気候変動に具体的な対策を ・気候関連の災害に対する適応力の強化 ・気候変動の緩和策と適応策の推進	○	○	○	○	○
	目標 14	海の豊かさを守ろう ・陸上活動からの汚染による、あらゆる種類の海洋汚染の防止と大幅削減	○				○
	目標 15	陸の豊かさを守ろう ・森林減少を止め、劣化した森林を回復させる ・世界全体で新規植林と再植林を大幅に増やす	○	○			
	目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう ・公的、官民、市民社会のパートナーシップの奨励と推進	○	○	○	○	○

新計画の目標値

前計画と比較しリサイクル率は下方修正。最終処分量は上方修正します

指 標	基準値 令和 2 年度 (2020年度)	前計画 で立てた目標値 令和 8 年度 (2026年度)	本計画 見直し後の目標値 令和 8 年度 (2026年度)
1人1日当たりのごみ排出量 ^(*1)	943.1g/人・日	874.4g/人・日	874.4g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^(*2)	549.9g/人・日	473.5g/人・日	473.5g/人・日
事業系ごみ排出量	8,384t/年	7,762t/年	7,762 t/年
集団回収量 ^(*3)	3,074t/年	4,123t/年	—
リサイクル率 ^(*4)	16.4 %	21.1 %	20.2 %
最終処分量	4,344t/年	4,339t/年	3,726 t/年

*1) 1人1日当たりのごみ排出量 = (ごみ総排出量) × 1,000,000 ÷ 総人口 ÷ 年間日数

*2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は資源ごみ・集団回収を除く

*3) 集団回収量については、新聞・雑誌の減少幅が大きいため今後はリサイクル率と含めて目標とします。

*4) リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) ÷ (計画収集量 + 集団回収量)

重点目標と重点取組

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、リサイクル率を重点的な目標とし、県、国の目標値を目指します

指 標	基準値 令和 2 年度 (2020年度)	見直し後 の目標値 令和 8 年度 (2026年度)	(参考) 兵庫県の目標値 令和 7 年度 (2025年度)	(参考) 国の目標値 令和 7 年度 (2025年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	549.9g/人・日	473.5g/人・日	463.0 g/人・日	440.0 g/人・日
リサイクル率	16.4 %	20.2 %	22.0%	27.0%

目標の達成のために特に3つの重点取組をすすめます。

重点取組	基本方針	内容
指定ごみ袋の導入	1	指定ごみ袋を導入し、市民1人ひとりの環境意識の醸成を目指します。
紙ごみの資源化	1	芦屋市の燃やすごみで1番割合が高い紙ごみの分別を促進し、資源化につなげます。
リサイクルの推進	2, 3	市内店舗の協力を得ながら、市民が資源化しやすい環境をつくります。

重点取組以外の3R取組は、毎年度策定の実施計画の中で取り組んでいきます。

目標値の推移

毎年進捗管理しながら，まずは令和8年度の目標値の達成を目指します

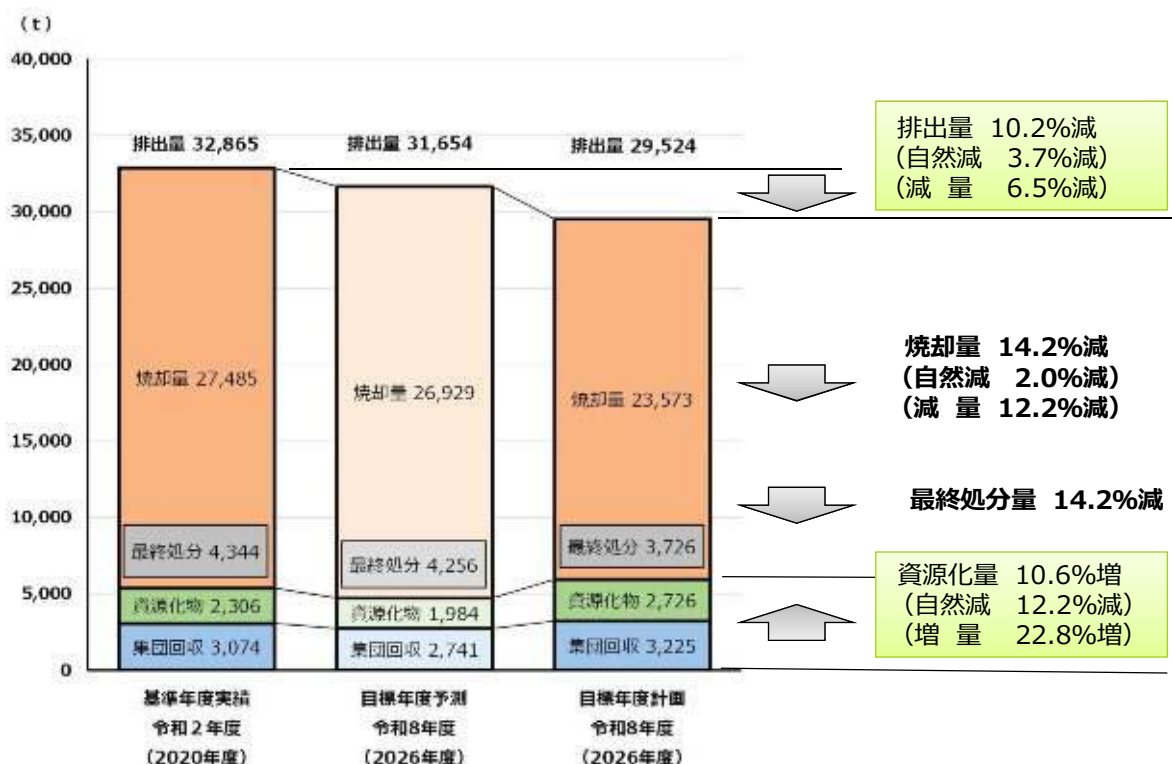
項目	単位	実績値	実績値	推計値	目標値									
		年度	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1人1日当たりのごみ排出量*1	g/人・日	1,001.4	943.1	941.2	952.4	919.5	886.1	880.2	874.4	871.9	870.9	870.2	869.7	869.1
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量*2	g/人・日	568.0	549.9	548.2	540.8	515.2	489.1	481.4	473.5	472.8	472.1	471.4	470.6	470
事業系ごみ排出量	t/年	9,132	8,384	8,648	8,905	8,447	7,995	7,875	7,762	7,673	7,592	7,520	7,458	7,407
リサイクル率	-	17.1%	16.4%	15.4%	16.2%	17.3%	18.6%	19.4%	20.2%	20.3%	20.4%	20.5%	20.6%	20.7%
最終処分量	t/年	5,194	4,344	4,380	4,345	4,107	3,874	3,799	3,726	3,706	3,674	3,643	3,613	3,591
【参考1】資源化量 (資源化物+集団回収)	t/年	6,059	5,384	5,026	5,310	5,453	5,609	5,781	5,951	5,972	5,961	5,947	5,930	5,932
【参考2】1人1日当たりの資源化量	g/人・日	171	155	145	154	160	165	171	176	177.0	177.7	178.5	179.2	179.9

*1) 1人1日当たりのごみ排出量 = (ごみ総排出量) × 1,000,000 ÷ 総人口 ÷ 年間日数

*2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は資源ごみ・集団回収を除く

目標値達成によるごみの排出量

本計画では、排出量の10.2%減、資源化量の10.6%増を目指します



一人ひとりの日常における環境意識の醸成を目指し、指定ごみ袋の導入を目指します

重点取組

市民アンケートでいただいたご意見を参考に、令和5年10月からの本格導入を目指し検討を進めています。

項目	検討中の家庭系指定ごみ袋仕様（案）
タイプ	芦屋市専用指定ごみ袋
厚さ	0.025mm 厚くて破れにくい袋を想定しています。 （参考 神戸市・西宮市 燃やすごみ用指定ごみ袋0.02mm）
価格	市場価格。有料化（芦屋市の収入を含めること）はしません。
種類	1種類（サイズは複数用意） 形は取っ手付き
環境対策	CO2 排出抑制の工夫
対象	燃やすごみ・その他燃やさないごみ 今後の分別状況によっては対象を増やす場合があります。
その他	ビン、缶、ペットボトルは紙袋、段ボールでは捨てることができなくなります。 袋に着色顔料やデザインを入れ、完全な透明のごみ袋にはしません。 事業者のごみ、持込みごみは中身が見える透明・半透明の袋のみ可とします。

色、デザインは今後検討します。街の景観を意識した指定ごみ袋にします。



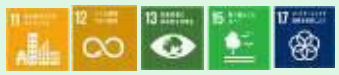
スケジュール（案）

令和4年6月
条例案提出

令和5年4月
試行開始

令和5年10月
本格実施

関連する
SDGs目標



指定ごみ袋（案）に関するQ & A

指定ごみに関してよくある質問をまとめてみました。

● 指定ごみ袋の料金について

Q 1 指定ごみ袋 = 有料化ではないのですか？

A 1 有料化とは、ごみ袋の代金にごみ処理料金を上乗せする方法です。
芦屋市の指定ごみ袋（案）は有料化ではありません。

Q 2 指定ごみ袋の値段は芦屋市が決めるのですか？

A 2 現在の市販のごみ袋同様にごみ袋の値段は小売店が決定します（市場価格）。
そのため、店舗により指定ごみ袋の値段は異なります。

Q 3 指定ごみ袋を有料化しなくても結局今より高くなるのではないのですか？

A 3 ごみ袋の値段は主に厚み及び使用する色の種類によって変わってきます。
市民アンケートの結果より、破れにくい厚みのあるごみ袋になりますので、普段薄いごみ袋を使われている方よりは、値段が高くなる可能性があります。

Q 4 指定ごみ袋の製造に税金は使われているのですか？

A 4 使われていません。製造コスト、流通コスト、販売コスト等を踏まえて市場価格で販売されます。

Q 5 お店でもらっているビニール袋を使っているのに、指定ごみ袋をわざわざ買うことが有料化になるのではないのですか？

A 5 スーパー等のレジ袋自体が有料です。また景品等でついてくる袋も景品代に袋代が含まれています。何かしら購入されている袋を指定するのが、指定ごみ袋制度です。なお、スーパー等のレジ袋は、ビン、缶、ペットボトルを捨てる際には、今までどおりご利用いただけます。

●指定ごみ袋の運用について

Q 6 単身世帯で、ビンや缶、ペットボトルはあまりごみとしてでません。それらを捨てるのにまでわざわざ指定ごみ袋を使わないといけないのですか？

A 6 自治体により、どのごみに指定ごみ袋を使うのかは異なります。A 5のとおり、本市の案は、ビンや缶、ペットボトルについては指定ごみ袋を使っていただく必要はありません。

Q 7 ビンや缶・ペットボトルを紙袋で捨てるのはどうしてダメになるのですか？

A 7 紙袋そのものが紙資源であること及び、紙袋が雨で濡れたり、ビン等の中の液体で濡れ破れることにより、中身が落ちて割れたり、ごみステーションが汚れたり、収集作業員が怪我をすることがあるためです。

Q 8 自治会（地域）でカラス対策のために段ボールにごみ袋を入れています。そのような運用はもうできなくなりますか？

A 8 段ボールは資源になるため原則禁止ですが、地域で管理されているごみステーションでかつ地域で管理しつづけていただければごみステーションについては、地域の声を聴きながら運用を決めていきます。

Q 9 道路や公園を地域で清掃しているごみ袋も指定ごみ袋にしないとダメですか？

A 9 道路や公園等のごみを地域で清掃される際のごみ袋については、自治会や地域の声を聴きながら運用を決めていきます。

●事業系ごみ（会社や店舗等のごみ）

Q 10 事業系ごみも指定ごみ袋になりますか？

A 10 事業系ごみは、もともと家庭ごみステーションに捨てることができませんので対象外です。なお、環境処理センターへの持込みは、中身が見えるごみ袋でなければ受付できなくなりますので、分別をしたうえで中身が見えるごみ袋で捨ててください。

●その他

Q 11 指定ごみ袋を製造すること自体が環境に良くないのではないのですか？

A 11 指定ごみ袋でなくてもごみ袋は普段から利用されています。芦屋市の指定ごみ袋は、仕様にCO2削減の工夫をいれた環境に配慮したごみ袋になる予定です。

Q 12 買いためしているごみ袋があり、いきなり指定ごみ袋に変わると困るのですが、期間に猶予はあるのですか？

A 12 現在の予定では、令和5年4月から試行開始、令和5年10月から本格実施です。導入決定より1年は余裕をみています。

Q 13 導入にあたって何か説明会は開かれるのですか？

A 13 集会所等での説明会を予定しています。

詳細な運用は、市民の方のご意見、試行期間の状況を踏まえて決めていきます。

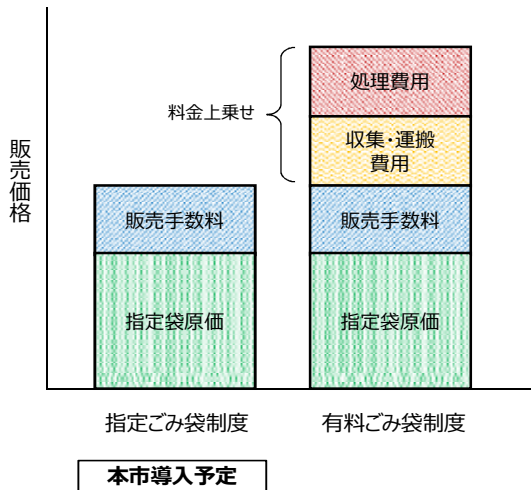
指定ごみ袋ってそもそも何ですか？

自治体のごみを捨てることのできるごみ袋を指定することです

指定ごみ袋を導入すると可視化による意識の変化等により、ごみの分別の促進、減量、ごみ捨てマナーの向上の効果がみられます。色だけを指定する色指定、市独自のごみ袋とする単純指定ごみ袋、ごみ処理料金を上乗せした有料指定ごみ袋の3種類あります。

指定ごみ袋にすると値段が高くなるの？

本市はごみ処理料金を上乗せしませんので、ごみ袋が販売されても、芦屋市には料金は入ってきません。



指定ごみ袋制度は自治体によって違うの？

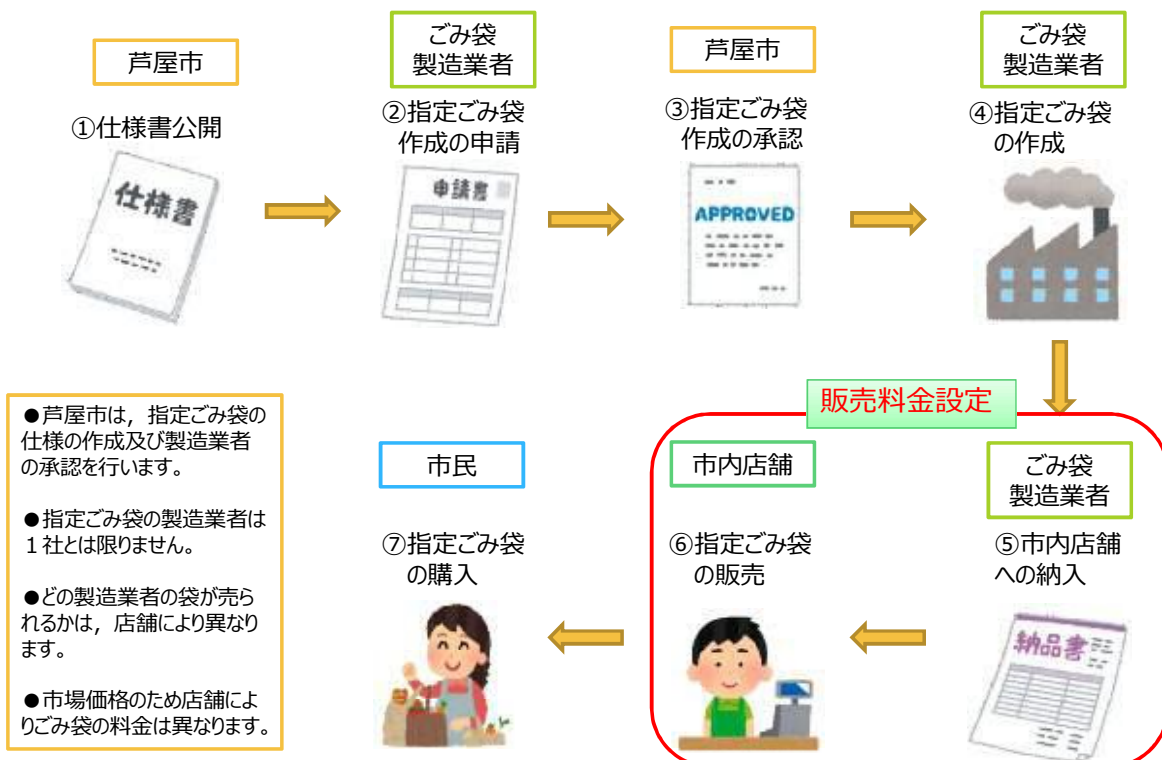
指定ごみ袋の種類、対象品目、指定ごみ袋の数等自治体ごとに異なります。

兵庫県下の燃やすごみ袋導入状況（令和3年6月末現在）

種類	該当市町	市町数
色指定ごみ袋	明石市、伊丹市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、播磨町	8市町
単純（〇〇市町）指定ごみ袋	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市（令和4年4月～）、加古川市（令和3年6月～）、三木市、三田市、たつの市、稲美町、市川町、福崎町、神河町、太子町	13市町
有料（料金上乗せ）指定ごみ袋	洲本市、相生市、豊岡市、西脇市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、多可町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	18市町
指定なし	芦屋市、猪名川町	2市町

指定ごみ袋流通の流れ

芦屋市の指定ごみ袋を製造したい業者の申請方式です



指定ごみ袋って効果はあるのですか？

燃やすごみの減量だけでなく、分別意識、減量意識、マナー意識の向上もみられます

指定ごみ袋を導入している他市（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県の同規模自治体）に行ったアンケートでは、燃やすごみの減量効果だけでなく、分別の改善、ごみ捨てマナーの向上といった効果がみられます。

自治体名	指定ごみ袋導入年度	人口規模	燃やすごみの量	市民意識の向上		
			削減率	減量	分別	ごみ捨てマナー
兵庫県A市	平成14年度	40万人～50万人	11.00%	改善した	改善した	分からない
大阪府B市	平成16年度	40万人～50万人	11.40%	改善した	分からない	分からない
兵庫県C市	平成27年度	10万人以下	7.50%	改善した	改善した	改善した
大阪府D市	平成18年度	10万人～20万人	12.90%	改善した	改善した	分からない
兵庫県E市	平成18年度	10万人以下	23.90%	分からない	分からない	分からない
兵庫県F市	平成19年度	10万人以下	27.90%	分からない	改善した	改善した
兵庫県G市	平成20年度	10万人以下	11.60%	わずかに改善	大きく改善した	改善した
大阪府H市	平成22年度	10万人～20万人	15.40%	大きく改善した	全く改善しなかった	改善した

赤字は有料化指定ごみ袋の自治体

指定ごみ袋導入に関するアンケート結果

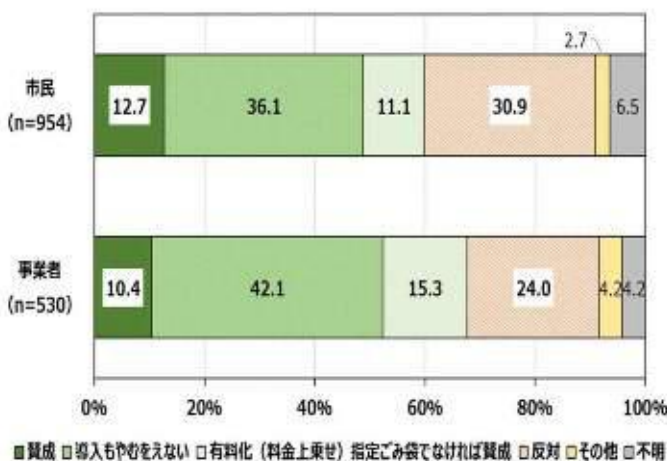
指定ごみ袋導入に賛同する市民は約60%、事業者は約68%です

指定ごみ袋に関するアンケート調査の結果、指定ごみ袋制度の導入に賛同の回答は、市民の約60%、事業者の約68%でした。（「導入もやむを得ない」「有料化でなければ賛成」を含む。）

調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月15日

回答数 市民：954件（47.7%）、事業者：530件（26.5%）

指定袋の導入に関するアンケート調査結果



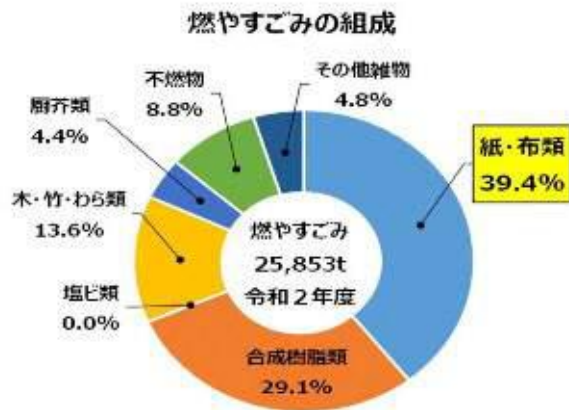
主な反対意見	対策
ごみ袋が透明になると個人情報等が気になる	袋にデザインをいれたり、少し着色原料をいれます。また、運用では内袋の使用を認めます。
ごみ袋にかかる費用が高くなる気がする	ごみ処理料金を上乗せした有料化は行いません。
指定ごみ袋を売っている店が限られ購入が手間になる	ごみ袋の種類は1種類のみになります。市内のスーパー、コンビニ、ドラッグストア等に依頼します。

施策の具体例（2） ～紙ごみの資源化～

基本方針 1

燃やすごみに大量に含まれる紙ごみの資源化の促進に取り組みます

重点取組



紙のリサイクルは、資源の有効利用になり、森林資源の持続可能な利用に貢献します。また、廃棄物として処理される紙の量を削減し、廃棄物減量化に貢献します。



施策の具体例（3） ～リサイクルの推進～

基本方針 2

基本方針 3

市内で資源を回収できる店舗のリスト化や集団回収登録団体の増加に取り組みます

重点取組

民間事業者との連携

●市内店舗のリストアップ

本市の事業者で、市民の方が、事業所に無料で持ち込み（回収）できる（されている）品目がある事業者をリストアップします。

選択肢	件数	選択肢	件数
アルミ缶	44	紙パック	20
スチール缶	30	白色トレイ	10
びん	36	携帯電話	7
ペットボトル	48	ボタン電池	24
段ボール	42	リチウム電池	19
雑誌・チラシ・雑がみ等	35	その他	12
新聞紙	35	無回答	438

指定ごみ袋に関する事業所アンケート調査
調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月15日
回答数 事業者：530件（265%）



●既存提携先等との連携強化

既存提携先との連携についても、市民への周知に努め、よりリサイクル率の向上を目指します。また、必要に応じて新たな提携先との連携を目指します。 例 リネットジャパンリサイクル(株)



集団回収登録団体の増加

- 既存自治会の活動例の紹介
- マンション設立時の集団回収制度の啓発
- 現実実施団体のうち希望団体の市民への周知等



集団回収の活性化

(参考)再生資源集団回収制度

地域団体等が主体となり、資源ごみを回収する場合に、市から団体に対して報奨金を交付する制度

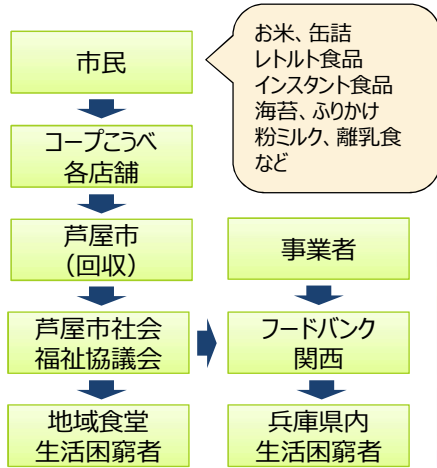
施策の具体例（４） ～フードドライブ活動の拡充～

基本方針 2

基本方針 3

民間事業者との協働で、フードドライブ活動を啓発・拡充します

本市では、食品ロス削減のため、フードドライブ活動を展開しています。今後も芦屋市社会福祉協議会、生活協同組合コープこうべ等と連携し、市民への周知啓発に努め、フードドライブ活動の拡充を図ります。



フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動です。

施策の具体例（５） ～排出者責任の徹底～

基本方針 4

家庭ごみステーションを利用している事業者ゼロ及び事業系ごみの分別促進目指します

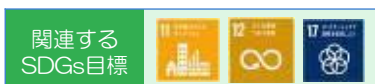
アンケートによると、約15%の事業者が家庭ごみステーションを利用しています。事業者のごみ袋を透明・半透明のみとし、家庭ごみステーション、パイプラインを利用する事業者への啓発を強化し、許可業者の利用を促します。また、事業系の分別の促進を行います。

燃やすごみの捨て方について

選択肢	回答割合
貴事業所で芦屋市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託	46.0%
ビル等の管理会社等が市の一般破棄物収集運搬許可業者に委託	13.8%
貴事業所自身で芦屋市環境処理センターに持ち込み	6.6%
近くの家庭ごみステーションに捨てている	15.1%
自宅等に持ち帰り、家庭ごみとして捨てている	7.2%
燃やすごみが発生しない	5.8%
その他	3.6%
無回答	1.9%

指定ごみ袋に関する事業所アンケート調査
 調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月15日
 回答数 事業者：530件 (26.5%)

n=530, SA=530



事業者への啓発



より見やすく、分かりやすい形で改訂します。

指定ごみ袋導入により、家庭ごみステーションを利用している事業者を判明しやすくなります。

また、事業者のごみ袋も見える化し、分別の推進も行います。



施設の老朽化が進んでおり、本計画の期間内に新施設の建設計画を策定します

重要課題

1 施設整備の背景

- 各施設は老朽化が進んでおり、将来にわたってごみの適正・安定処理を継続していくために、新たなごみ処理施設の整備に取り組む必要があります。

2 対象施設

- 焼却施設
- 資源化施設

3 施設整備

- 地域に新たな多面的価値を創出する施設として整備します。
 - 温水利用や発電などのエネルギー利活用事業
 - リサイクル等に関する環境学習拠点・地域コミュニティ化事業・（防災備蓄など）災害時の防災対応

4 今後について

- 施設整備基本構想をもとに、詳細な施設整備基本計画を策定していきます。

建設予定地



令和15年頃の完成を目指しています。

関連するSDGs目標



国の動向を勘案しながら、新施設整備に併せてプラスチックの分別を検討します

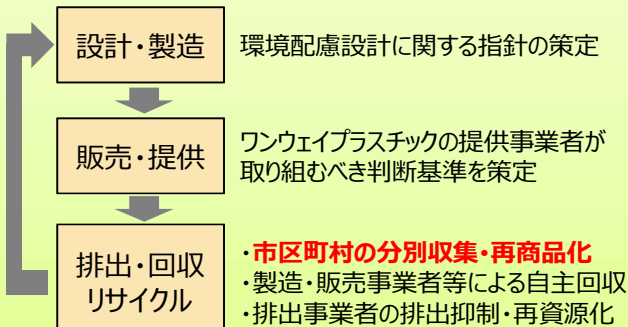
重要課題

「プラスチック資源循環促進法」の概要

<背景>

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

<措置事項>



容器包装プラスチックに加え、プラスチック使用製品廃棄物も分別回収の対象へ



容器包装プラスチックとプラスチック使用製品廃棄物を同時に処理できる民間事業者の存在が不透明



同時収集の可否、同時処理の可否により、収集方式、処理方式、施設設備が異なる



国の動向、施設整備に併せて、本計画期間に検討

関連するSDGs目標



例 パイプライン収集に替わる代替収集方法等について市民と行政との協働で検討を進めます

パイプライン施設の運用期間

平成30年12月条例化

パイプライン投入口

区域	期限
芦屋浜区域	令和20年度
南芦屋浜区域	令和32年度



住民参加のパイプライン

平成30年12月にパイプライン施設の運用期間を定める条例で運用年限が決まる。その後のパイプライン収集に替わる代替収集方法等について、『市民と行政』が一緒になって、協働で検討を進めていきます。

ゴミパイプライン協議会の開催

市と地域の自治会や管理組合等の集まりであるゴミ収集パイプライン利用者の会が、定期的開催し、運転状況の確認、トラブル削減対策、代替収集方法等を話し合っています。



関連するSDGs目標



※パイプラインは住民参加の将来構想の一例です。

芦屋市のごみ処理に係るお金ってどれくらい？

年間で1人約1万6千円ごみ処理経費がかかっています

ごみ処理総合経費の推移（年度別）

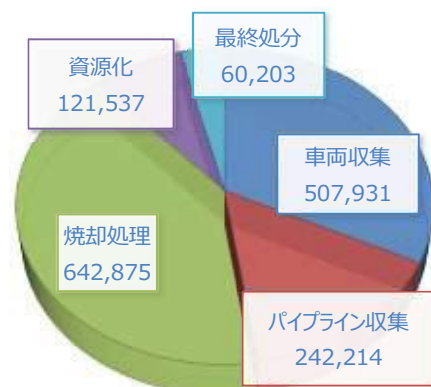
原価要素\年度	H28	H29	H30	R1	R2
年間経費（千円）	1,585,395	1,484,935	1,466,268	1,554,149	1,574,761
ごみ排出量（トン）	34,665	34,494	34,338	32,966	32,865
1トン当たり原価（円）	45,737	43,050	42,702	47,142	47,916
一人当たり原価（円）	16,481	15,436	15,270	16,255	16,493
一世帯当たり原価（円）	35,838	33,350	32,829	34,779	34,990
人口（人）	96,191	96,196	96,017	95,608	95,475
世帯	44,237	44,525	44,663	44,686	45,005

※人口、世帯数は10月1日の値

ごみに係るお金の内訳

例 令和2年度の処理経費（千円）

計 1,574,761千円



ごみ量が減れば、電気代、薬剤等の節約にもなり、新しい施設もよりコンパクトで経済的な施設の建設が可能になります。

新焼却施設・新資源化施設建設において経費の問題は取り組まないといけない大きな課題です。

芦屋市の分別の方法やごみの情報が知りたい

ごみハンドブックやカレンダーを発行しています

ごみハンドブックやごみカレンダー



ごみの分別等記載しています

事業者向けの
ハンドブックもあります



Q 発行時期はいつですか？

A ごみハンドブックは、令和5年3月に発行を予定しています。ごみカレンダーは毎年3月の発行を予定しています。

twitterでも発信しています

ぜひフォローしてください。 @ashiya_gomi



様々な世代に情報が届くよう検討していきます。

1 人ひとりのごみに関する意識が高まるように必要な情報を発信し続けます。

芦屋市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

発行日 令和4年(2022年)3月
発行 芦屋市 市民生活部 環境施設課
〒659-0032
兵庫県芦屋市浜風町31番1号
電話 : 0797-32-5391
FAX : 0797-22-1599

芦屋市一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画)

— 資料編 —

令和4年(2022年)3月

芦屋市

資料編目次

資料1	市の概況	35
1-1	位置.....	35
1-2	人口.....	36
1-3	産業.....	37
1-4	土地利用	38
資料2	ごみ排出量の将来予測	40
2-1	人口の将来推計	40
2-2	ごみ排出量の将来推計	41
資料3	目標値の設定.....	45
3-1	目標設定の考え方.....	45
3-2	基本目標	45
3-3	基本フレーム（ごみ排出量及び処理量目標）	46
資料4	市民・事業者アンケート調査	48
4-1	アンケート調査の概要	48
4-2	市民アンケート調査の結果.....	49
4-3	事業者アンケート調査の結果	56
資料5	パブリックコメントの実施結果.....	63
資料6	諮問・答申	82
資料7	計画の策定経過	83
資料8	審議会・推進本部等名簿.....	84
資料9	用語解説	87

資料1 市の概況

1-1 位置

本市は、兵庫県の南東部、阪神地域のほぼ中央に位置しており東は西宮市、西は神戸市に隣接し、面積は18.57km²、距離が東西約2.5km、南北約9.6kmの細長い市域となっています(図表1)。

自然環境としては、六甲の山並みを背にして、穏やかな大阪湾を望む傾斜地に、豊かな扇状地の市街地が広がっています。市内を流れる芦屋川は六甲山の緑、青空や松並木、川べりの土の色に映えながら、四季折々の風景と調和しています。

優美な自然景観と交通環境に恵まれ、日々の暮らしを彩れる魅力あるまちとして、いにしえより愛され続けてきています。また、新しい芦屋浜・南芦屋浜地域には、親水公園や潮芦屋ビーチやマリナー施設などのある住宅地が広がっています。

本市は昭和26年(1951年)に公布された「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を目指し、文化の薫り高い、緑豊かで良好な住環境を有する文化住宅都市として発展してきました。

平成16年(2004年)1月に「芦屋庭園都市宣言」を行い、世界の人々が芦屋を一度は訪れてみたいと思うような清潔で花いっぱいの美しいまちにすることを目指し、オープンガーデンや花と緑のコンクールなどに取り込んでいます。

また、平成21年(2009年)7月から市内全域を対象とした「芦屋景観地区」指定を行うとともに、地区計画制度を活用し住環境に配慮したまちづくりを進めています。

第5次総合計画(令和3年(2021年)9月策定)では、『人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市』を将来像として掲げています。

図表1 芦屋市の位置



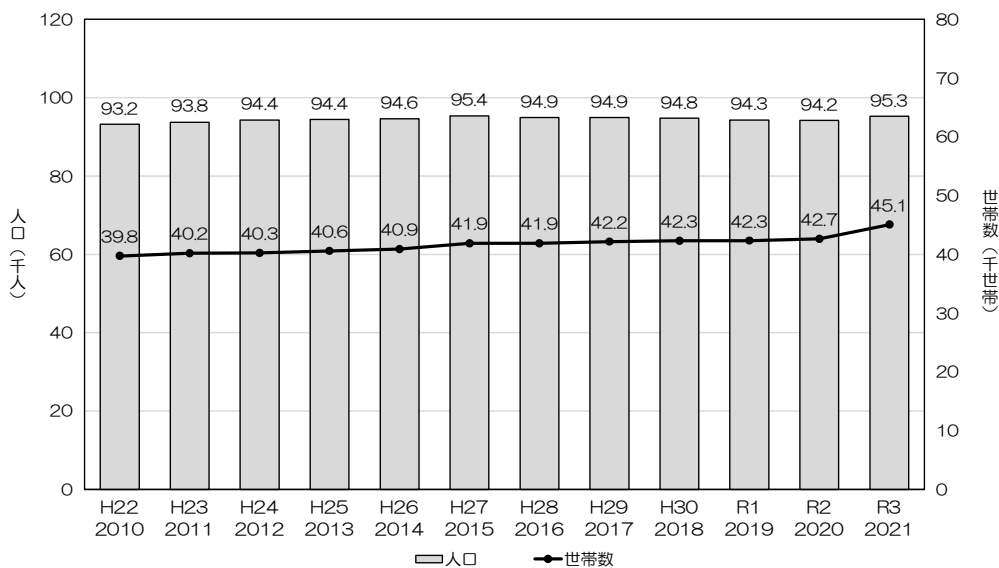
出典：第5次芦屋市総合計画より編集

1-2 人口

本市の人口は平成27年（2015年）までは増加傾向でしたが、平成28年（2016年）からは減少に転じています。一方、世帯数は緩やかな増加傾向を示しています（図表2）。

令和3年（2021年）の人口は95,305人であり、世帯数は45,084世帯であり、平均世帯人員は2.11人となっています。平均世帯人員は、平成22年（2010年）度（2.35人）と比べて0.24人減少しており、家庭の小規模化や核家族化が進行していると考えられます。

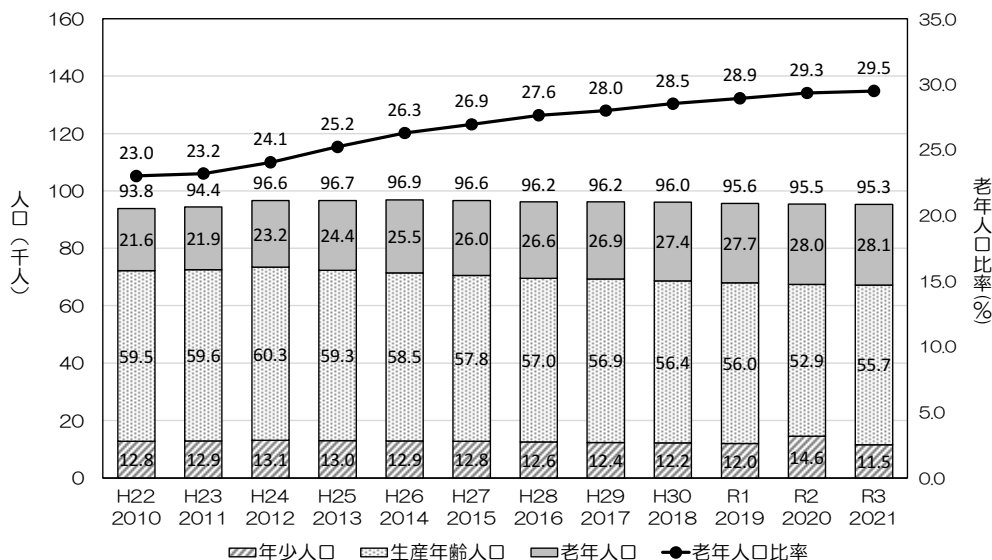
図表2 人口及び世帯数の推移



出典：芦屋市統計書（令和2年版）、令和3年は芦屋市ホームページより。

高齢化は着実に進行しており、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進み、令和3年（2021年）の老年人口比率は29.5%に達しています（図表3）。

図表3 年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳）



出典：芦屋市統計書（令和2年版）、令和3年は芦屋市ホームページより。

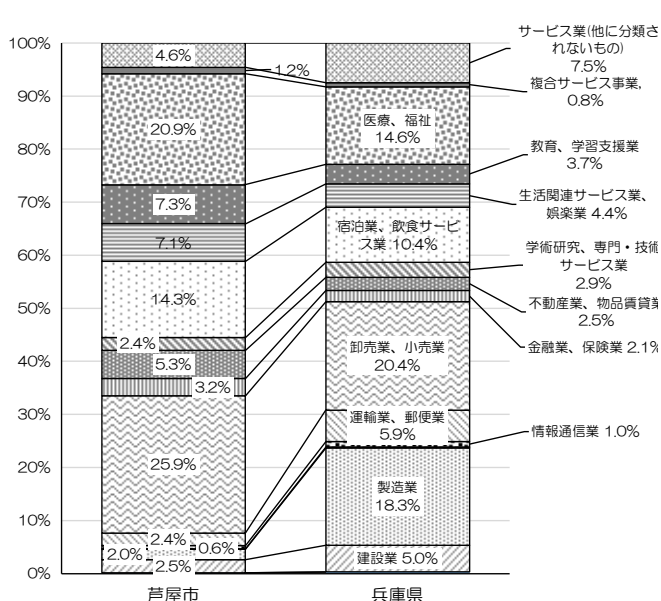
1-3 産業

事業所数及び従業者数ともに増加しています。事業所数は「卸売・小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。従業者数は「卸売・小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」となっています。兵庫県全体と比較すると、事業所数・従業員数ともに製造業の割合が低くなっています（図表4）。

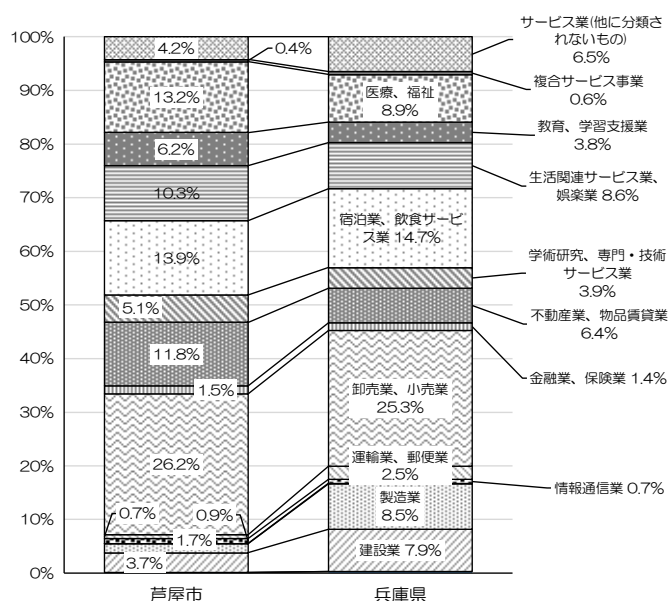
図表4 事業所数及び従業者数（平成28年（2016年）度）

業種	事業所数		従業員数		事業所数構成比率		従業員数構成比率	
	芦屋市	兵庫県	芦屋市	兵庫県	芦屋市	兵庫県	芦屋市	兵庫県
第一次産業	3	686	32	7,507	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%
農業、林業、漁業	3	650	32	7,211	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	36	-	296	-	0.0%	-	0.0%
第二次産業	155	35,006	1,006	514,338	5.4%	16.3%	4.5%	23.3%
建設業	106	16,851	554	110,137	3.7%	7.9%	2.5%	5.0%
製造業	49	18,155	452	404,201	1.7%	8.5%	2.0%	18.3%
第三次産業	2,716	178,477	21,256	1,681,257	94.5%	83.3%	95.3%	76.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	171	10	4,595	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%
情報通信業	26	1,574	134	22,315	0.9%	0.7%	0.6%	1.0%
運輸業、郵便業	21	5,316	529	130,719	0.7%	2.5%	2.4%	5.9%
卸売業、小売業	751	54,143	5,764	449,366	26.2%	25.3%	25.9%	20.4%
金融業、保険業	44	3,074	720	46,745	1.5%	1.4%	3.2%	2.1%
不動産業、物品賃貸業	340	13,765	1,182	54,456	11.8%	6.4%	5.3%	2.5%
学術研究、専門・技術サービス業	146	8,250	542	62,841	5.1%	3.9%	2.4%	2.9%
宿泊業、飲食サービス業	399	31,496	3,199	228,205	13.9%	14.7%	14.3%	10.4%
生活関連サービス業、娯楽業	295	18,423	1,582	96,619	10.3%	8.6%	7.1%	4.4%
教育、学習支援業	177	8,189	1,638	81,476	6.2%	3.8%	7.3%	3.7%
医療、福祉	979	18,964	4,661	321,523	13.2%	8.9%	20.9%	14.6%
複合サービス事業	12	1,282	267	17,266	0.4%	0.6%	1.2%	0.8%
サービス業(他に分類されないもの)	122	13,830	1,028	165,131	4.2%	6.5%	4.6%	7.5%
合計	2,871	214,169	22,291	2,203,102	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

＜事業所数の構成＞



＜従業員数の構成＞



出典：兵庫県統計書令和元年（2019）

1-4 土地利用

ア 都市計画区域及び地域地区

本市のほぼ半分が「市街化区域」となっており、この内「第1種低層住居専用地域」及び「第1種中高層住居専用地域」が大部分を占めています。地域地区では、風致地区が55%程度を占めており、良好な自然景観に恵まれています（図表5、図表6）。

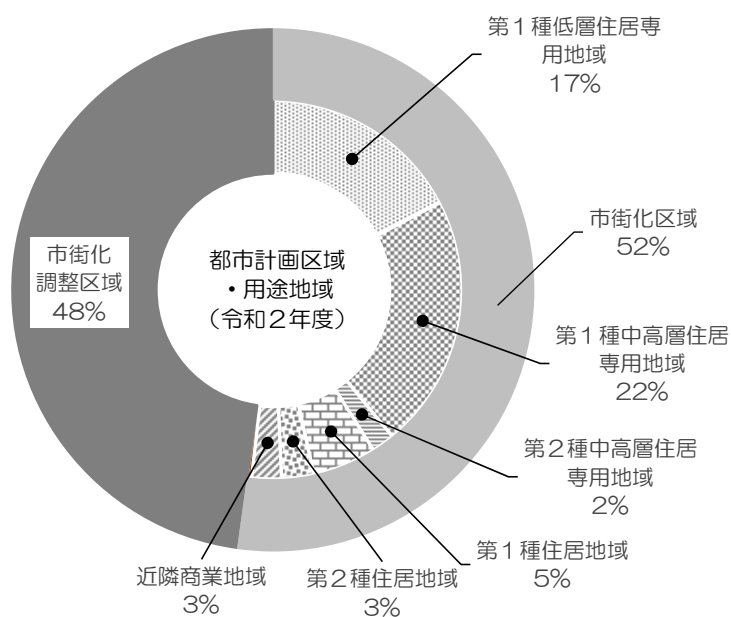
図表5 都市計画区域及び地域地区面積

（令和2年（2020年）10月1日現在）

都市計画区域・用途地域 (ha)		地域地区 (ha)	
都市計画区域	1,857	第1種高度地区	322
市街化区域	969	第2種高度地区	427
第1種低層住居専用地域	321	第3種高度地区	41
第2種低層住居専用地域	1	第4種高度地区	44
第1種中高層住居専用地域	405	準防火地域	54
第2種中高層住居専用地域	36	六甲山風致地区	1,055
第1種住居地域	101	芦屋川風致地区	33
第2種住居地域	51	高度利用地区	9.7
近隣商業地域	47		
商業地域	7		
市街化調整区域	888		

出典：芦屋市統計書（令和2年版）

図表6 都市計画区域の設定（令和2年（2020年）度）



出典：芦屋市統計書（令和2年版）

イ 地目別土地利用状況

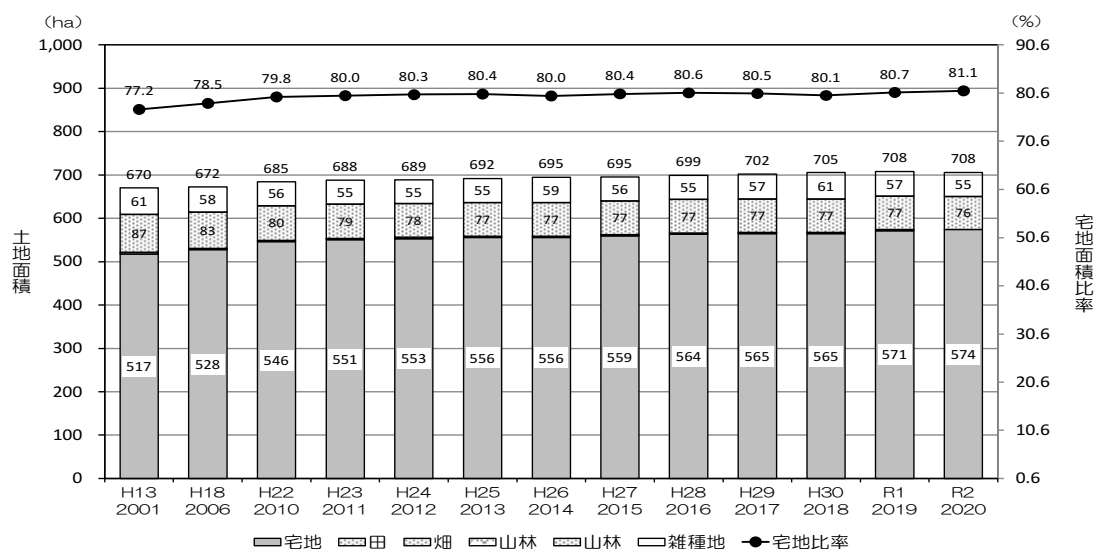
地目別に土地の利用状況を見ると、「宅地」が最も多く、次いで「山林」、「雑種地」となっています（図表7）。宅地面積比率は平成24年（2012年）に80%を超え、令和2年（2020年）には81.1%となっています（図表8）。

図表7 地目別土地面積（令和2年（2020年））

区分		面積 (m ²)
宅地		5,740,474
住宅用地	小規模住宅用地	3,836,594
	上記以外のもの	1,128,595
非住宅用地		775,285
田		21,578
畑		4,563
池沼		—
山林		764,354
原野		—
雑種地		551,031
ゴルフ場の用地		250,990
遊園地等の用地		13,223
鉄軌道用地		124,396
その他雑種地		162,422
合計		7,082,000

出典：芦屋市統計書（令和2年版）

図表8 地目別土地利用状況の推移



出典：芦屋市統計書（令和2年版）

資料2 ごみ排出量の将来予測

2-1 人口の将来推計

本市の人口は昭和50・60年代に増加し、昭和63年（1988年）には88,623人とピークを迎えましたが、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災で75,032人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成27年（2015年）の95,350人をピークとして、現在はほぼ横ばいで推移しています（図表9）。

将来人口推計によると、今後人口減少傾向が続き、令和15年（2033年）には88,172人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は35%を超えると予測されます。人口減少と少子高齢化が進むことにより、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。

図表9 芦屋市の人口の推移・将来予測



資料：国勢調査（1940～2015）、住民基本台帳（2016,2017,2018 各年 10月1日現在）、芦屋市推計（2023～2053）

出典：第5次芦屋市総合計画

上記の将来人口推計をもとに、本計画では令和3年（2021年）の予測と実績の比率で補正した値を人口の将来予測値に設定しました（図表10）。

図表10 人口の将来予測

単位：人

年度	実績			予測									
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
人口推計値	95,608	95,475	95,305	94,365	93,425	93,119	92,812	92,506	92,199	91,893	91,291	90,689	90,087

注) 人口実績は住民基本台帳10月1日の値、人口予測値は「芦屋市将来人口推計結果（令和元年10月）」のR5、R10の値をR3の予測と実績の比率で補正し、中間年は直線上の値としました。

2-2 ごみ排出量の将来推計

(1) 推計方法

ア 生活系ごみ

令和3年(2021年)度については、上半期の前年同期比を前年度実績に乗じて推計しています。令和4年(2022年)度以降は、紙資源については平成22年(2010年)度から平成30年(2018年)度までの9年間の1人1日当たりの品目別の排出量をもとに推計式に当てはめ、極端な変化がない推計式のうち決定係数が最も高いものを今後の排出原単位の推計値としました。その他は令和3年(2021年)度の原単位を横ばいとしました。この原単位に、将来人口と年間日数を乗じることによって、将来推計量を算出しました。

なお、令和元年(2019年)及び令和2年(2020年)は、新型コロナウイルス感染症の影響で異常値を示したため、実績から除外しています。

集団回収量については、令和3年(2021年)度は上半期実績及び前年度下半期実績に上半期の前年同期比を乗じた値を年度推計値としました。令和4年(2022年)度以降は、新聞・雑誌は平成22年(2010年)度から令和元年(2019年)度までの9年間の品目別の排出量をもとに推計式に当てはめ、極端な変化がない推計式のうち決定係数が最も高いものを排出量の推計値としました。

なお、令和2年(2020年)度は変動が大きいため推計の対象外としました。その他の品目は、令和3年度の原単位に将来人口と年間日数を乗じて算出しました。

イ 事業系ごみ

令和3年(2021年)度については、上半期の前年同期比を前年度実績に乗じて推計しています。令和4年(2022年)度以降は、平成27年(2015年)度から令和元年(2019年)度までの前年度比の平均を前年度推計値に乗じて算出しています。

(2) 推計結果

ごみ排出量及び処理量の推計結果を図表11から図表15に示します。

図表 11 ごみ排出量の推計結果

項目	年度	実績						予測												
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)		
生活系ごみ		26,327	25,568	25,220	24,974	24,126	24,481	24,093	23,929	23,676	23,459	23,308	23,158	23,144	23,006	22,854	22,703	22,615		
燃やすごみ		19,034	18,427	18,243	18,066	17,490	17,710	17,774	17,597	17,469	17,365	17,307	17,250	17,240	17,136	17,024	16,912	16,845		
燃やさないごみ		2,972	2,975	2,910	2,924	2,832	3,244	2,954	2,932	2,876	2,828	2,788	2,748	2,747	2,730	2,712	2,694	2,683		
資源ごみ		2,297	2,208	2,080	2,033	1,969	2,243	2,086	2,071	2,021	1,978	1,941	1,904	1,903	1,891	1,879	1,866	1,859		
紙資源		1,162	1,090	995	950	907	1,004	926	920	879	843	810	777	776	771	766	761	758		
ペットボトル		177	181	182	202	210	234	226	224	222	221	220	219	219	218	217	215	214		
缶		135	133	132	131	136	182	155	155	154	153	152	152	152	151	150	149	148		
ビン		823	804	771	750	716	823	779	772	766	761	759	756	756	751	746	741	739		
その他燃やさないごみ		675	767	830	891	863	1,001	868	861	855	850	847	844	844	839	833	828	824		
粗大ごみ		427	427	485	502	472	453	430	427	424	421	420	419	418	416	413	410	409		
集団回収		3,894	3,739	3,582	3,482	3,332	3,074	2,935	2,973	2,907	2,845	2,793	2,741	2,739	2,724	2,705	2,687	2,678		
事業系ごみ		9,078	9,097	9,274	9,364	8,840	8,384	8,648	8,922	8,806	8,696	8,592	8,496	8,407	8,326	8,254	8,192	8,141		
燃やすごみ		8,963	8,945	9,091	9,173	8,633	8,143	8,420	8,706	8,562	8,420	8,280	8,143	8,008	7,875	7,744	7,615	7,489		
燃やさないごみ		115	152	183	191	207	241	228	216	244	276	312	353	399	451	510	577	652		
ごみ排出量		35,405	34,665	34,494	34,338	32,966	32,865	32,741	32,851	32,482	32,155	31,900	31,654	31,551	31,332	31,108	30,895	30,756		

図表 12 焼却施設処理量の推計結果

項目	年度	実績										予測						
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
焼却		29,176	28,768	28,843	28,741	27,583	27,486	27,677	27,768	27,505	27,274	27,099	26,929	26,816	26,609	26,399	26,198	26,051
燃やさないごみ		27,997	27,372	27,334	27,239	26,123	25,853	26,194	26,363	26,031	25,785	25,587	25,393	25,248	25,011	24,768	24,527	24,334
資源物		1,179	1,396	1,509	1,502	1,460	1,633	1,483	1,465	1,474	1,489	1,512	1,536	1,568	1,598	1,631	1,671	1,717
焼却		5,194	4,851	4,643	4,521	4,372	4,361	4,374	4,389	4,347	4,310	4,283	4,256	4,238	4,205	4,172	4,140	4,117
焼却灰・焼却灰処理物		5,194	4,849	4,633	4,511	4,337	4,344	4,374	4,389	4,347	4,310	4,283	4,256	4,238	4,205	4,172	4,140	4,117
再生資源化(試行)			2	10	10	35	17											

(単位：t/年)

図表 13 資源化施設処理量の推計結果

項目	年度	実績										予測						
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
資源物		3,514	3,554	3,578	3,617	3,511	3,930	3,612	3,575	3,544	3,525	3,520	3,564	3,597	3,635	3,661	3,744	
資源物		2,297	2,208	2,080	2,033	1,969	2,243	2,086	2,071	2,021	1,978	1,941	1,904	1,903	1,891	1,879	1,866	1,859
資源物		1,162	1,090	995	950	907	1,004	926	920	879	843	810	777	776	771	766	761	758
資源物		177	181	182	202	210	234	226	224	222	221	220	219	219	218	217	215	214
資源物		135	133	132	131	136	182	155	155	154	153	152	152	152	151	150	149	148
資源物		823	804	771	750	716	823	779	772	766	761	759	756	756	751	746	741	739
資源物		790	919	1,013	1,082	1,070	1,242	1,096	1,077	1,099	1,126	1,159	1,197	1,243	1,290	1,343	1,405	1,476
資源物		427	427	485	502	472	453	430	427	424	421	420	419	418	416	413	410	409
資源物		3,344	3,403	3,581	3,620	3,513	3,942	3,612	3,575	3,544	3,525	3,520	3,564	3,597	3,635	3,661	3,744	
資源物		2,165	2,007	2,072	2,118	2,053	2,309	2,129	2,110	2,070	2,036	2,008	1,984	1,996	1,999	2,004	2,010	2,027
資源物		1,227	1,160	1,074	1,029	983	1,093	1,005	997	958	924	893	863	865	863	862	862	864
資源物		142	149	157	158	169	179	173	171	170	169	168	168	168	167	166	164	164
資源物		133	115	102	104	102	139	118	118	118	117	116	116	116	115	115	114	113
資源物		391	321	449	510	490	562	532	527	523	520	518	516	516	513	509	506	505
資源物		164	219	197	222	229	247	222	219	222	225	230	235	242	249	256	264	275
資源物		108	40	89	91	76	86	76	75	76	78	80	83	86	89	93	97	102
資源物			3	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
資源物		1,179	1,396	1,509	1,502	1,460	1,633	1,483	1,465	1,474	1,489	1,512	1,536	1,568	1,598	1,631	1,671	1,717

(単位：t/年)

図表 14 リサイクル率の推計結果

項目	年度	実績										予測						
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
資源物	(t/年)	31,511	30,926	30,912	30,856	29,634	29,791	29,806	29,878	29,575	29,310	29,107	28,913	28,812	28,608	28,403	28,208	28,078
資源物	(t/年)	6,059	5,746	5,654	5,600	5,385	5,383	5,064	5,083	4,877	4,881	4,801	4,725	4,735	4,723	4,709	4,697	4,705
資源物	(t/年)	2,165	2,007	2,072	2,118	2,053	2,309	2,129	2,110	2,070	2,036	2,008	1,984	1,996	1,999	2,004	2,010	2,027
資源物	(t/年)	3,894	3,739	3,582	3,482	3,332	3,074	2,935	2,973	2,907	2,845	2,793	2,741	2,739	2,724	2,705	2,687	2,678
リサイクル率	(%)	17.1%	16.6%	16.4%	16.3%	16.3%	16.4%	15.5%	15.5%	15.3%	15.2%	15.1%	14.9%	15.0%	15.1%	15.1%	15.2%	15.3%

(単位：t/年)

※ リサイクル率 (%) = 資源物 / (資源物 + 資源回収) × 100

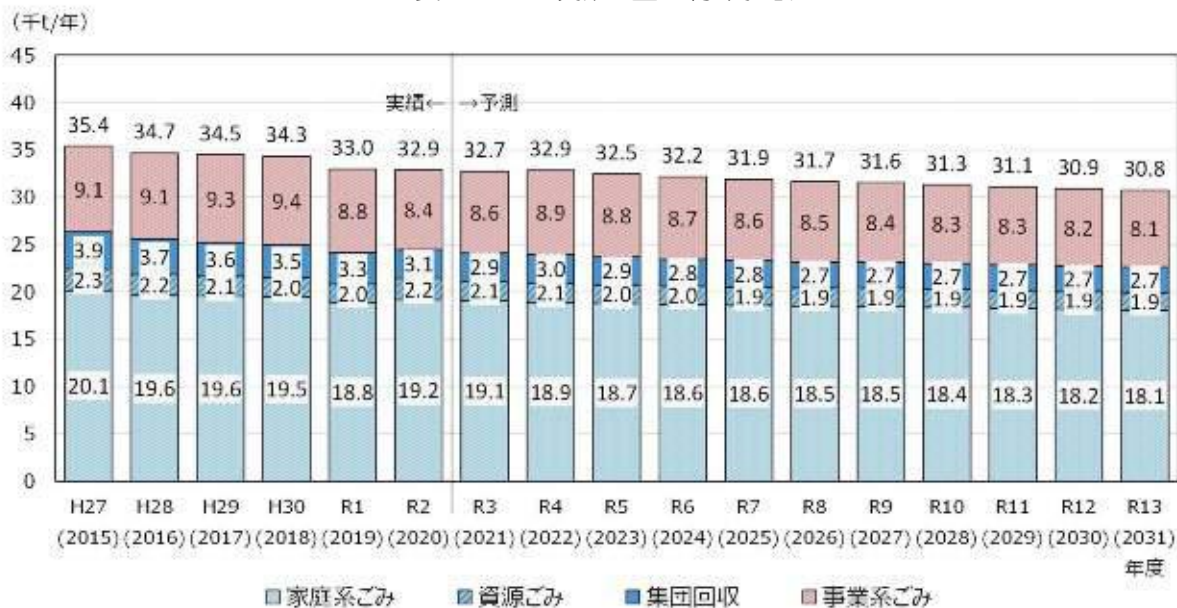
図表 15 最終処分量の推計結果

項目	年度	実績										予測						
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
最終処分量		5,194	4,849	4,633	4,511	4,337	4,344	4,374	4,389	4,347	4,310	4,283	4,256	4,238	4,205	4,172	4,140	4,117

(単位：t/年)

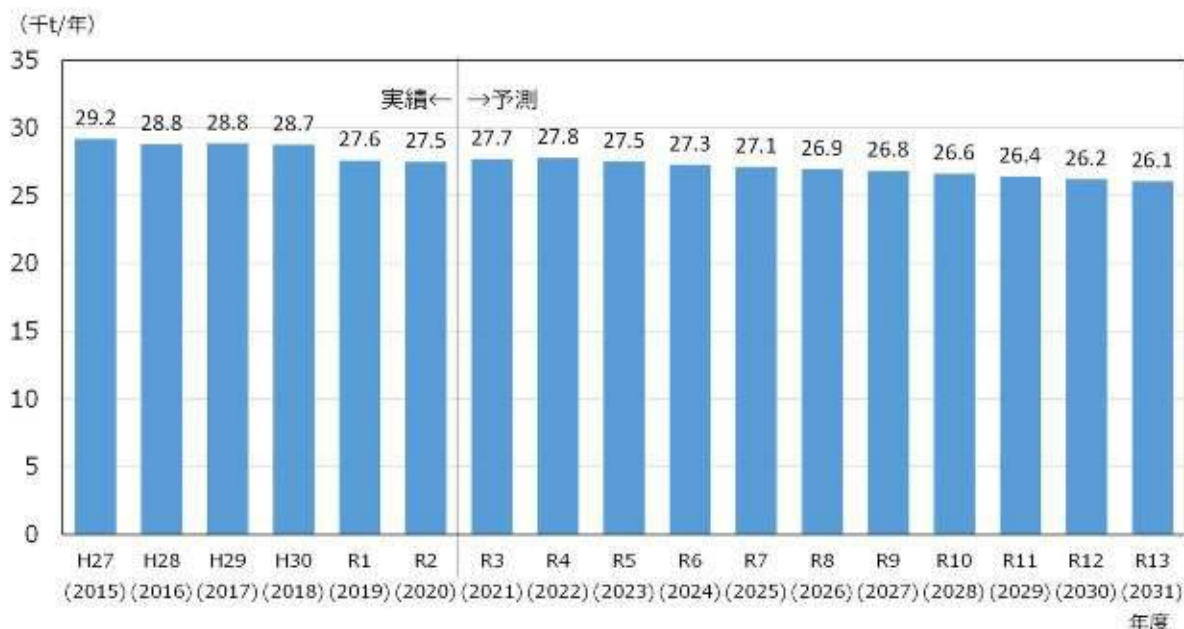
ごみ排出量は、令和13年（2031年）度が30,7564t、令和2年（2020年）度対比で、6.4%（2,109t）減少すると推計されます（図表16）。

図表 16 ごみ排出量の将来推計



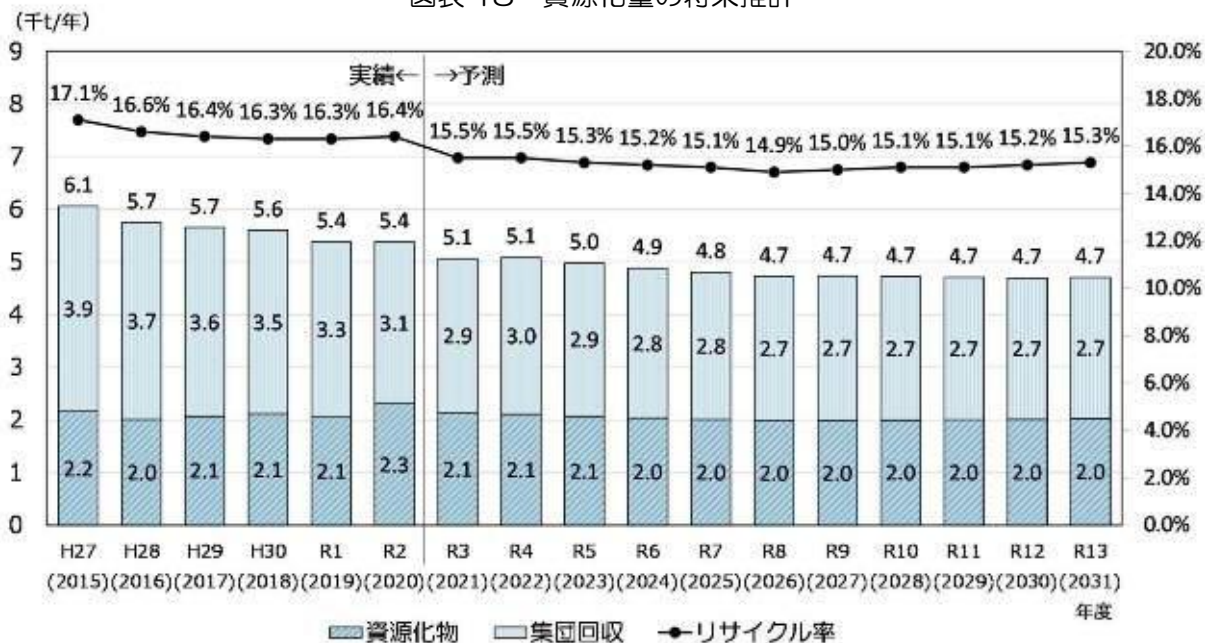
ごみ焼却量は、令和13年（2031年）度が26,051t、令和2年（2020年）度対比で、5.2%（1,435t）減少すると推計されます（図表17）。

図表 17 ごみ焼却量の将来推計



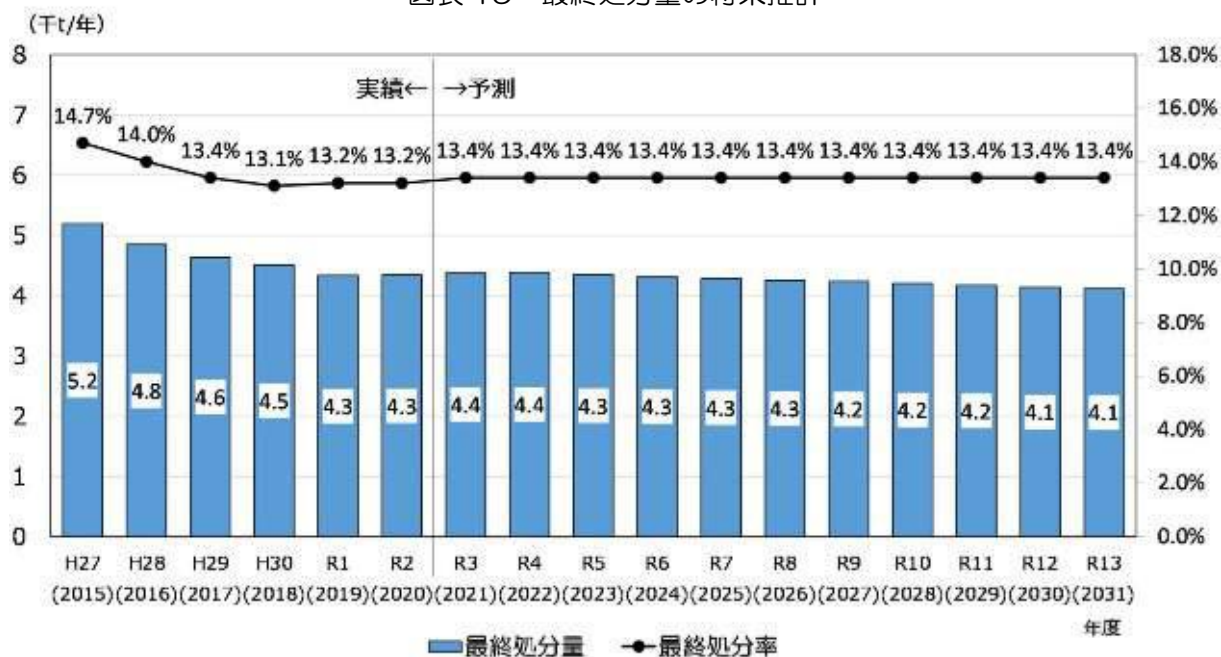
資源化量は、令和13年（2031年）度が4,705t、令和2年（2020年）度対比で、12.6%（678t）減少すると推計されます。また、リサイクル率は、令和13年（2031年）度が15.3%、令和2年（2020年）度対比で1.1point減少すると推計されます（図表18）。

図表 18 資源化量の将来推計



最終処分量は、令和13年（2031年）度が4,117t、令和2年（2020年）度対比で、5.2%（227t）減少すると推計されます。また、最終処分率は、令和13年（2031年）度が13.4%で、ほぼ横ばいと推計されます（図表19）。

図表 19 最終処分量の将来推計



資料3 目標値の設定

持続可能な循環型社会の形成に向け、具体的な数値目標を掲げ、市民・事業者とその目標を共有し、達成状況を把握・評価しながら、ごみ減量・リサイクルの取組を推進します。

3-1 目標設定の考え方

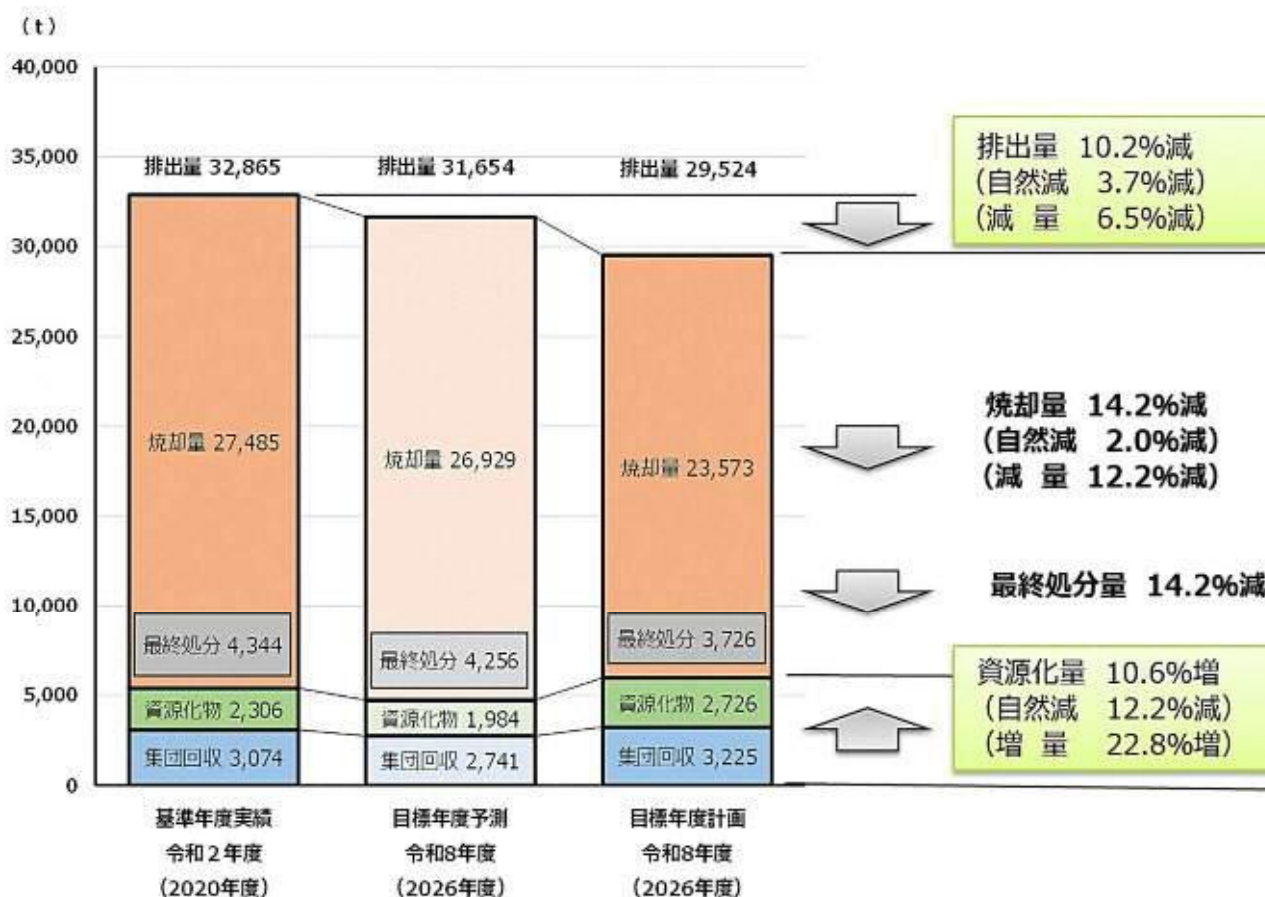
国や兵庫県の計画における目標値や、本市の前計画の目標値を踏まえ、以下の考え方に基づき目標値を設定しました。市民・事業者を問わず、ごみを出さない意識、正しく分別する行動が定着すれば、達成可能な目標値です。

- リデュース 紙類、プラスチックの排出抑制、食品ロスの削減等
- リユース リユース活動の普及・啓発と三者協働での取組推進等
- リサイクル 燃やすごみに含まれる資源化可能物の適正回収、指定ごみ袋制度の導入等

3-2 基本目標

本計画では、令和8年（2026年）度の中間目標として、排出量を10.2%減、資源化量の10.6%増をめざします（図表20）。

図表20 本計画の基本目標



3-3 基本フレーム（ごみ排出量及び処理量目標）

ごみ排出量の将来推計をベースに、減量化と資源化を組み込んだ目標は以下のとおりです。

人口及び年間日数																		
項目	実績			推計			予測											
	年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020 基準年度	R3 2021	R4 2022 初年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026 中間目標	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031 最終目標
人口（人）	96,616	96,191	96,196	96,017	95,608	95,475	95,305	94,365	93,425	93,119	92,812	92,506	92,199	91,893	91,291	90,689	90,087	89,485
年間日数（日/年）	366	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	366	365	365	365	366	366

ごみ排出量																		
項目	実績			推計			目標											
	年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020 基準年度	R3 2021	R4 2022 初年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026 中間目標	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031 最終目標
生活系ごみ	26,327	25,568	25,220	24,974	24,126	24,481	24,093	23,897	22,994	22,125	21,944	21,752	21,748	21,618	21,475	21,332	21,249	21,166
燃やさないごみ	19,034	18,427	18,243	18,066	17,490	17,710	17,774	17,340	16,336	15,354	15,040	14,726	14,692	14,581	14,461	14,342	14,262	14,182
燃やさないごみ	2,972	2,975	2,910	2,924	2,832	3,244	2,954	3,061	3,133	3,215	3,303	3,332	3,415	3,418	3,419	3,419	3,429	3,429
資源ごみ	2,297	2,208	2,080	2,033	1,969	2,243	2,086	2,200	2,278	2,365	2,456	2,548	2,571	2,579	2,586	2,591	2,605	2,619
資源ごみ	1,162	1,090	995	950	907	1,004	926	1,047	1,132	1,223	1,316	1,410	1,434	1,449	1,463	1,476	1,494	1,512
ペーパー類	177	181	182	202	210	234	226	226	226	228	229	230	229	228	227	225	224	224
缶	135	133	132	131	136	182	155	155	154	153	152	152	152	151	150	149	148	148
ビン	823	804	771	750	716	823	779	772	766	761	759	756	756	751	746	741	739	739
その他燃やさないごみ	675	767	830	891	863	1,001	868	861	855	850	847	844	844	839	833	828	824	824
粗大ごみ	427	427	485	502	472	453	430	427	424	421	420	419	418	416	413	410	409	409
資源回収	3,894	3,739	3,582	3,482	3,332	3,074	2,935	3,069	3,101	3,135	3,181	3,225	3,223	3,203	3,182	3,161	3,149	3,149
事業系ごみ	9,078	9,097	9,274	9,364	8,840	8,384	8,648	8,905	8,447	7,995	7,875	7,762	7,673	7,592	7,520	7,458	7,407	7,356
燃やさないごみ	8,963	8,945	9,091	9,173	8,633	8,143	8,420	8,654	8,133	7,614	7,423	7,234	7,099	6,966	6,835	6,705	6,580	6,529
燃やさないごみ	115	152	183	191	207	241	228	251	314	381	452	528	574	626	685	752	827	902
資源ごみ（紙資源）	0	0	0	0	0	0	0	35	70	105	140	175	175	175	175	175	175	175
その他燃やさないごみ	115	152	183	191	207	241	228	216	244	276	312	353	399	451	510	577	652	727
ごみ排出量	35,405	34,665	34,494	34,338	32,966	32,865	32,741	32,802	31,441	30,120	29,819	29,524	29,421	29,210	28,995	28,790	28,586	28,382

1人1日あたりのごみ排出量																		
項目	実績			推計			目標											
	年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020 基準年度	R3 2021	R4 2022 初年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026 中間目標	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031 最終目標
生活系ごみ	744.5	728.2	718.3	712.6	689.5	702.5	692.6	693.8	672.5	651.0	647.8	644.5	644.5	644.5	644.5	644.4	644.4	644.5
燃やさないごみ	538.3	524.8	519.6	515.5	499.8	508.2	510.9	503.4	477.8	451.7	444.0	436.1	435.4	434.7	434.0	433.3	432.6	432.6
燃やさないごみ	84.0	84.7	82.9	83.4	80.9	93.1	84.9	88.9	91.6	94.6	97.5	100.5	101.2	101.9	102.6	103.3	104.0	104.0
資源ごみ	65.0	62.9	59.2	58.0	56.3	64.4	60.0	63.9	66.6	69.6	72.5	75.5	76.2	76.9	77.6	78.3	79.0	79.0
資源ごみ	32.9	31.0	28.3	27.1	25.9	28.8	26.6	30.4	33.1	36.0	38.8	41.8	42.5	43.2	43.9	44.6	45.3	45.3
ペーパー類	5.0	5.2	5.2	5.8	6.0	6.7	6.5	6.6	6.6	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
缶	3.8	3.8	3.8	3.7	3.9	5.2	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
ビン	23.3	22.9	22.0	21.4	20.5	23.6	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4
その他燃やさないごみ	19.1	21.8	23.6	25.4	24.7	28.7	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
粗大ごみ	12.1	12.2	13.8	14.3	13.5	13.0	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4
資源回収	110.1	106.5	102.0	99.4	95.2	88.2	84.4	89.1	90.7	92.2	93.9	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
事業系ごみ	256.7	259.1	264.1	267.2	252.6	240.6	248.6	258.5	247.0	235.2	232.5	229.9	227.4	226.4	225.7	225.3	224.6	224.6
燃やさないごみ	253.5	254.8	258.9	261.7	246.7	233.7	242.0	251.3	237.9	224.0	219.1	214.2	210.4	207.7	205.1	202.6	199.6	199.6
燃やさないごみ	3.3	4.3	5.2	5.4	5.9	6.9	6.6	7.3	9.2	11.2	13.3	15.6	17.0	18.7	20.6	22.7	25.1	25.1
資源ごみ（紙資源）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.1	4.1	5.2	5.2	5.2	5.3	5.3	5.3	5.3
その他燃やさないごみ	3.3	4.3	5.2	5.4	5.9	6.9	6.6	6.3	7.1	8.1	9.2	10.5	11.8	13.4	15.3	17.4	19.8	19.8
ごみ排出量	1,001.2	987.3	982.4	979.8	942.1	943.1	941.2	952.4	919.5	886.2	880.2	874.4	871.9	870.9	870.2	869.7	869.1	869.1

焼却施設処理量

単位：t/年

年度	実績										目標				備考			
	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020 基準年度	R3 2021 初年度	R4 2022 初年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026 中間目標	R9 2027	R10 2028		R11 2029	R12 2030	R13 2031 最終目標
投入	29,176	28,768	28,843	28,741	27,583	27,486	27,715	27,492	25,988	24,511	24,038	23,573	23,449	23,249	23,046	22,860	22,724	(a) = (b) + (c)
燃やごみ	27,997	27,372	27,334	27,239	26,123	25,853	26,194	25,994	24,469	22,968	22,463	21,960	21,791	21,547	21,296	21,048	20,842	(b) = 燃やごみの排出量 (生活系 + 事業系)
燃別焼却	1,179	1,396	1,509	1,502	1,460	1,633	1,521	1,498	1,519	1,658	1,575	1,613	1,702	1,752	1,812	1,882	1,942	(c) = (e)
排出	5,194	4,849	4,633	4,511	4,337	4,344	4,644	4,539	4,434	4,335	4,236	4,166	4,096	4,026	3,942	3,859	3,779	(d) = (e)
生活系・(R1-R2)処理物	5,194	4,849	4,633	4,511	4,337	4,344	4,644	4,539	4,434	4,335	4,236	4,166	4,096	4,026	3,942	3,859	3,779	(e) = (f) + (g) + (h) + (i) + (j)

資源化施設処理量

単位：t/年

年度	実績										目標				備考			
	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020 基準年度	R3 2021 初年度	R4 2022 初年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026 中間目標	R9 2027	R10 2028		R11 2029	R12 2030	R13 2031 最終目標
投入	3,514	3,554	3,578	3,617	3,511	3,938	3,612	3,739	3,871	4,017	4,175	4,339	4,407	4,460	4,517	4,581	4,665	(f) = (j) + (k) + (l) + (m)
資源化	2,297	2,208	2,080	2,033	1,969	2,243	2,086	2,235	2,348	2,470	2,596	2,723	2,746	2,754	2,761	2,766	2,783	(g) = (h) + (i) + (j) + (k)
紙資源	1,162	1,090	995	950	907	1,004	926	1,082	1,202	1,328	1,456	1,585	1,609	1,624	1,638	1,651	1,669	(h) = 紙資源排出量
ペットボトル	177	181	182	202	210	234	226	226	226	228	229	230	229	228	227	225	224	(i) = ペットボトル排出量
缶	135	133	132	131	136	182	155	155	154	153	152	152	151	150	149	148	148	(j) = 缶排出量
缶	823	804	771	750	716	823	779	772	766	761	759	756	756	751	746	741	739	(k) = 缶排出量
その他燃やごみのみ	790	919	1,013	1,082	1,070	1,242	1,096	1,077	1,099	1,126	1,159	1,197	1,243	1,290	1,343	1,405	1,476	(l) = その他燃やごみの排出量 (家庭系 + 事業系)
粗大ごみ	427	427	485	502	472	453	430	427	424	421	420	419	418	416	413	410	409	(m) = 粗大ごみ排出量
焼却化	3,344	3,403	3,581	3,620	3,513	3,942	3,612	3,739	3,871	4,017	4,175	4,339	4,407	4,460	4,517	4,581	4,665	(n) = (g) + (h)
資源化	2,165	2,007	2,072	2,118	2,053	2,309	2,091	2,241	2,374	2,474	2,600	2,726	2,749	2,758	2,765	2,783	2,783	(o) = (p) + (q) + (r) + (s) + (t)
紙資源	1,227	1,160	1,074	1,029	983	1,093	1,003	1,159	1,278	1,404	1,531	1,660	1,684	1,699	1,712	1,725	1,742	(p) = (h) + (i) × 0.89%
ペットボトル	142	149	157	158	169	179	181	181	182	182	183	184	183	182	182	180	179	(q) = (i) × 80.00%
缶	133	115	102	104	102	139	124	124	123	122	122	122	122	121	120	119	118	(r) = (i) × 80.00%
缶	391	321	449	510	490	562	532	527	523	520	518	516	513	509	506	505	505	(s) = (i) × 68.29%
缶	164	219	197	222	229	247	189	188	186	185	184	184	184	183	182	180	180	(t) = (i) + (m) × 14.57%
小型化機	108	40	89	91	76	86	60	60	59	59	59	58	58	58	58	57	57	(u) = (i) × 6.92%
その他	0	3	4	4	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(v) = (i) × 0.24%
資源化	1,179	1,396	1,509	1,502	1,460	1,633	1,521	1,498	1,519	1,543	1,575	1,613	1,658	1,702	1,752	1,812	1,882	(w) = (p) - (e)

資源化率・リサイクル率

単位：t/年

年度	実績										目標				備考			
	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020 基準年度	R3 2021 初年度	R4 2022 初年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026 中間目標	R9 2027	R10 2028		R11 2029	R12 2030	R13 2031 最終目標
処理量	31,511	30,926	30,912	30,856	29,634	29,791	29,806	29,733	28,340	26,985	26,638	26,299	26,198	26,007	25,813	25,629	25,507	
資源化	6,059	5,746	5,655	5,599	5,385	5,384	5,026	5,310	5,453	5,609	5,781	5,951	5,972	5,961	5,947	5,930	5,932	
資源化率	2,165	2,007	2,072	2,118	2,053	2,309	2,091	2,241	2,352	2,474	2,600	2,726	2,749	2,758	2,765	2,783	2,783	
資源回収	3,894	3,739	3,583	3,481	3,332	3,075	3,069	3,069	3,101	3,135	3,181	3,225	3,223	3,203	3,182	3,161	3,149	
リサイクル率	17.1%	18.6%	18.4%	18.3%	18.3%	16.4%	15.4%	16.2%	17.3%	18.6%	19.4%	20.2%	20.3%	20.4%	20.5%	20.6%	20.7%	

(注) リサイクル率 (%) = 資源化量 / (処理量 + 資源回収) × 100

最終処分量

単位：t/年

年度	実績										目標				備考			
	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020 基準年度	R3 2021 初年度	R4 2022 初年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026 中間目標	R9 2027	R10 2028		R11 2029	R12 2030	R13 2031 最終目標
最終処分量	5,194	4,849	4,633	4,511	4,337	4,344	4,644	4,539	4,434	4,335	4,236	4,166	4,096	4,026	3,942	3,859	3,779	

資料4 市民・事業者アンケート調査

4-1 アンケート調査の概要

項目		市民アンケート	事業所アンケート
調査時期		令和3年（2021年）2月15日～3月15日	
調査対象	対象数	2,000人	2,000事業所
	選定方法	無作為抽出	電話帳による抽出
	抽出条件	市内在住の18歳以上の市民	市内に住所を有する事業所
回答結果	回答数	954票	530票
	回答率	47.7%	26.5%
Web回答数		175票	43票
調査項目		<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の属性 <ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、家族構成 ・居住地町名、住宅種別 ○ごみについての意識や考えについて <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題への関心度、日ごろの行動 ・ごみの排出場所、ごみ袋や容器 ・食品ロスの発生頻度 ・実践している食品ロス対策 ・プラスチックのリサイクル ○ごみの分別について <ul style="list-style-type: none"> ・12分別の実施状況 ・資源ごみについて ・ごみ捨てルールやマナーの遵守状況 ・集団回収、店頭回収の利用状況 ○指定ごみ袋制度の導入について <ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋制度の考え・理由 ・指定ごみ袋としてふさわしいもの ・指定ごみ袋の導入に反対する理由 ・指定ごみ袋を導入で考慮すべき項目 ○その他の項目について <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの情報を入手する際の方法 ・ごみの情報を得るために必要なもの ・販売店で回収して欲しい資源ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の属性 <ul style="list-style-type: none"> ・業種、事業形態、従業員数 ・建物の所有形態、所在地 ○ごみの処理責任について <ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみの捨て方の現状 ・燃やさないごみの捨て方の現状 ○指定ごみ袋制度の導入について <ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋制度の考え・理由 ・事業者用指定ごみ袋の料金について ・指定ごみ袋を導入で考慮すべき項目 ○市民からのごみの回収等について <ul style="list-style-type: none"> ・市民が無料で持ち込みできる品目 ・市民から有料で回収可能な廃棄物 ・市ホームページ等への紹介や掲載

<留意点>

- ・集計では、四捨五入の都合上、数値の合計が100%にならない場合があります。
- ・グラフ中のnは回答者数を表し、無回答を含みますが、無効・除外した回答を含みません。
- ・グラフ中のSAは単一回答、MAは複数回答を示します。
- ・回答は、郵送回答とweb回答の2通りを実施しましたが、本集計では郵送回答のみを対象としています。なお、説明文の（ ）内に、Web回答における構成比を示します。

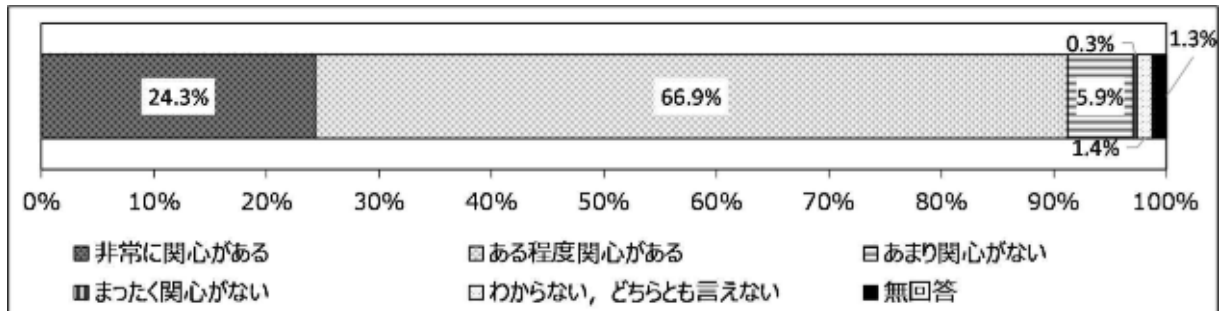
4-2 市民アンケート調査の結果

(1) ごみ処理についての意識や考えについて

①ごみ問題に対する関心

「ある程度関心がある」が66.9% (64.0%) と最も多く、「非常に関心がある」が24.3% (26.9%)、「あまり関心がない」が5.9% (8.0%) であり、9割を超える方が「ごみ問題に関心がある」と答えています。

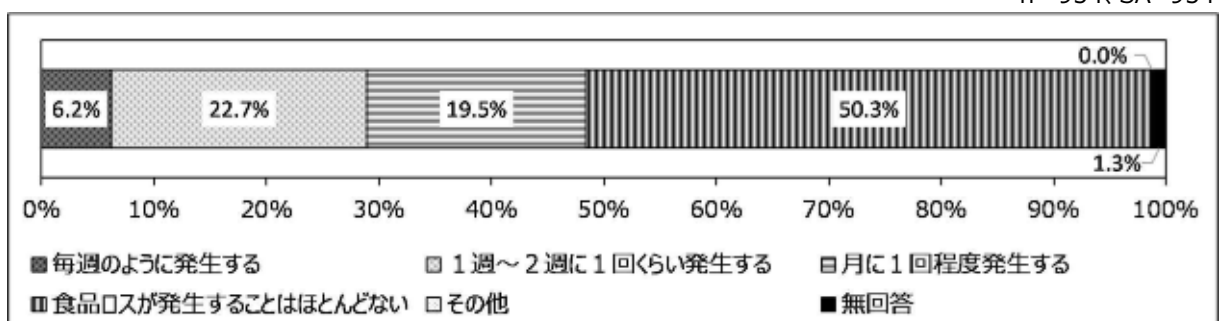
n=954, SA=954



②食品ロスの発生頻度

「食品ロスが発生することはほとんどない」が50.3% (38.3%) と最も多く、「1週～2週に1回くらい発生する」が22.7% (27.4%)、「月に1回程度発生する」が19.5% (24.6%) でした。

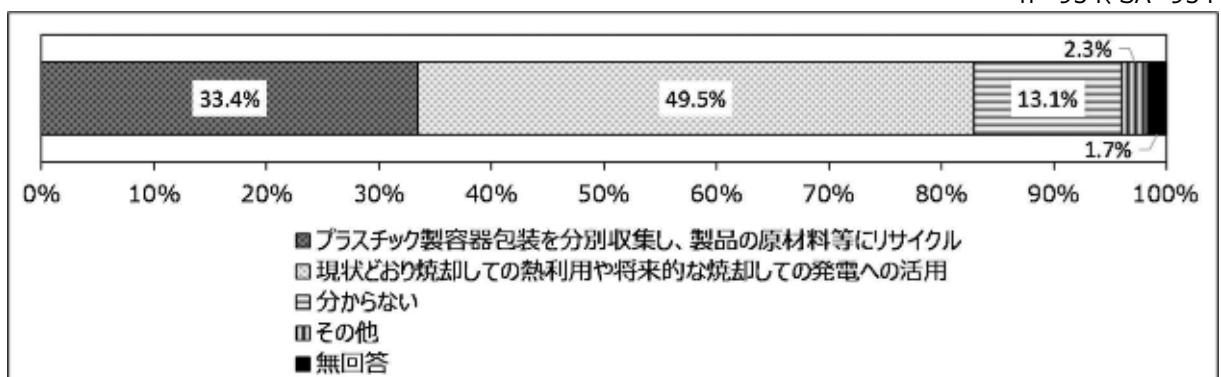
n=954, SA=954



③プラスチック類のリサイクルについて

「現状どおり焼却しての熱利用や将来的な焼却しての発電への活用」が49.5% (65.1%) と最も多く、「プラスチック製容器包装を分別収集し、製品の原材料等へリサイクル」が33.4% (20.6%) でした。

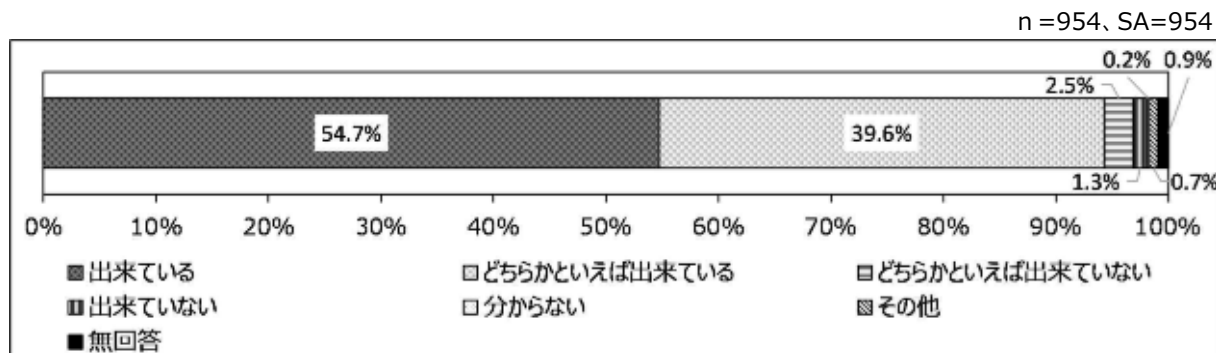
n=954, SA=954



(2) ごみの分別について

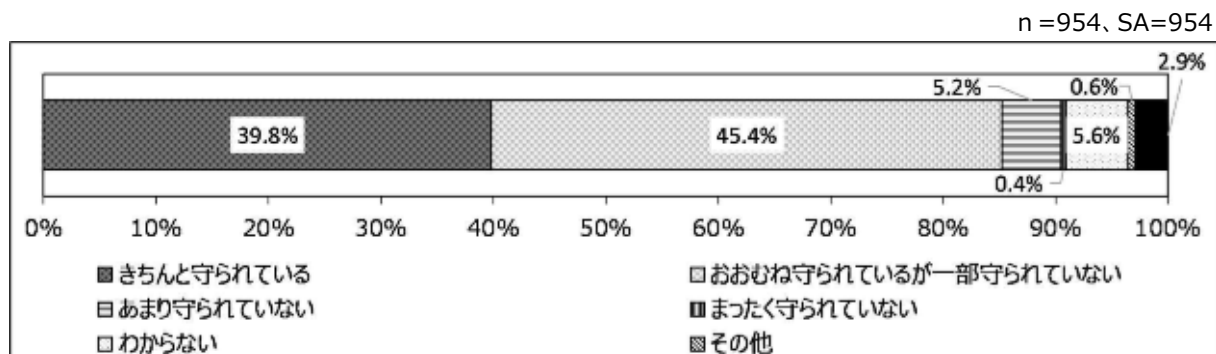
①12分別の実施状況

「出来ている」と「どちらかといえば出来ている」を合わせて94.3% (94.3%)、「どちらかといえば出来ていない」と「出来ていない」を合わせて3.8% (7.4%) でした。また、その他では、「マンション独自のごみ出しルールに従っている。」などの意見が見られました。



②家庭ごみステーションやパイプライン等におけるごみ捨てのルールやマナーの状況

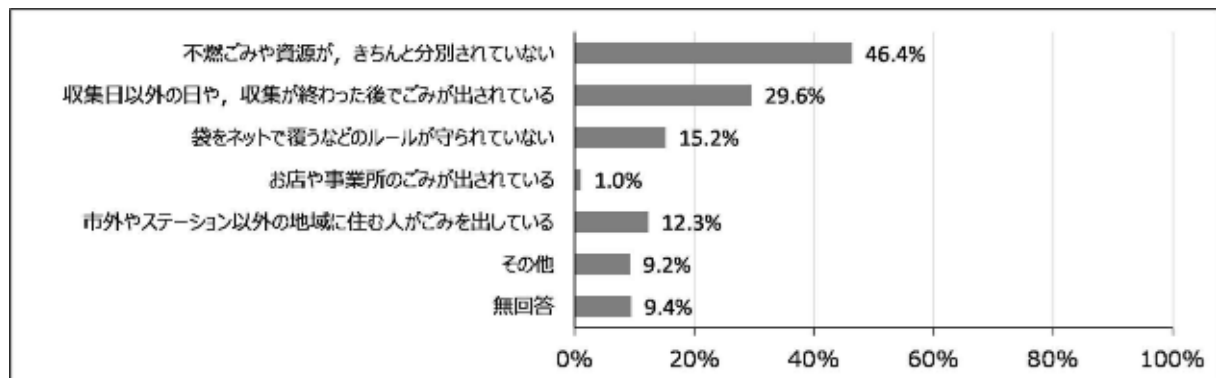
「おおむね守られているが一部守られていない」が45.4% (40.0%) と最も多く、「きちんと守られている」が39.8% (45.1%)、「あまり守られていない」が5.2% (6.9%) でした。



③ルールが守られていない具体的な内容

上記②で「守られていない」と回答された方にお聞きしました。

「不燃ごみや資源が、きちんと分別されていない」が46.4% (40.0%) と最も多く、「収集日以外の日や、収集が終わった後でゴミが出されている」が29.6% (32.9%)、「袋をネットで覆うなどのルールが守られていない」が15.2% (17.6%) でした。

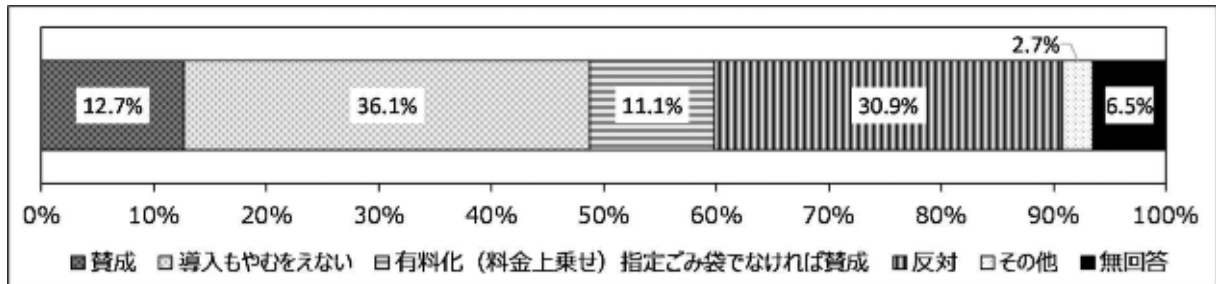


(3) 指定ごみ袋の導入について

①指定ごみ袋の導入に関する賛否

「賛成」「導入もやむをえない」「有料化（料金上乘せ）指定ごみ袋でなければ賛成」を合わせて59.9%（46.3%）が賛成、「反対」は30.9%（51.4%）であり、約6割の方が指定ごみ袋の導入に賛成しています。

n=954, SA=954

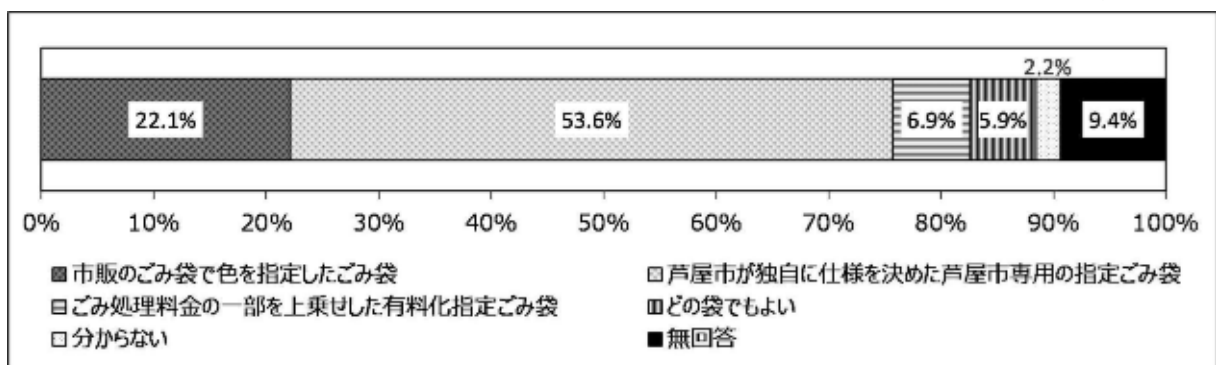


②導入するとした場合、どの指定ごみ袋がふさわしいか

上記①で「賛成」「導入もやむをえない」「その他」を選ばれた方にお聞きしました。

「芦屋市が独自に仕様を決めた芦屋市専用の指定ごみ袋」が53.6%（42.2%）と最も多く「市販のごみ袋で色を指定したごみ袋」が22.1%（31.3%）でした。

n=597, SA=597

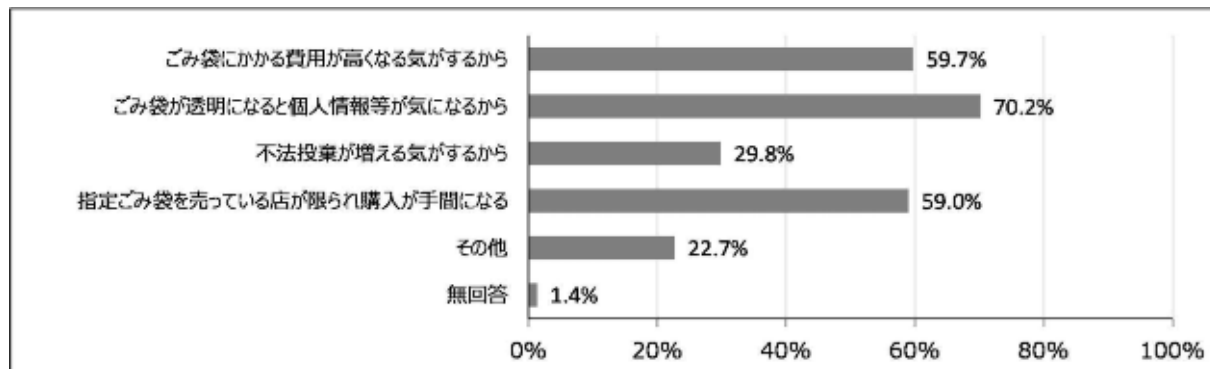


③指定ごみ袋導入に反対される理由

上記①でごみ袋を指定することに反対を選ばれた方にお聞きしました

「ごみ袋が透明になると個人情報等が気になるから」が70.2%（61.1%）と最も多く、「ごみ袋にかかる費用が高くなる気がするから」が59.7%（55.6%）、「指定ごみ袋を売っている店が限られ購入が手間になる」が59.0%（57.8%）、「不法投棄が増える気がするから」が29.8%（35.6%）でした。

n=295, MA=716



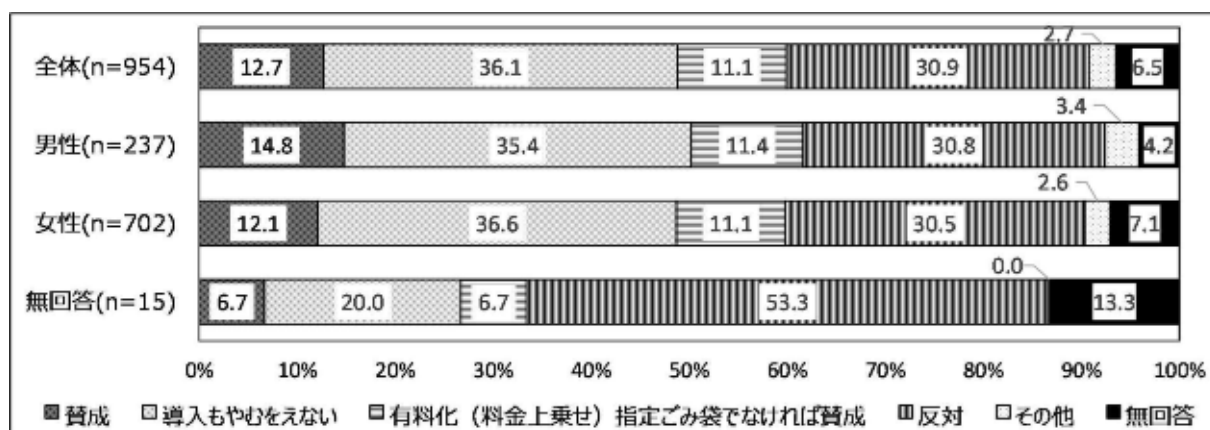
(4) 指定ごみ袋導入に関するクロス集計

指定ごみ袋導入に関するクロス集計結果を以下に示します。

なお、以下では「賛成」「導入もやむをえない」「有料化（料金上乘せ）指定ごみ袋でなければ賛成」を合わせて「賛成」とカウントしています。

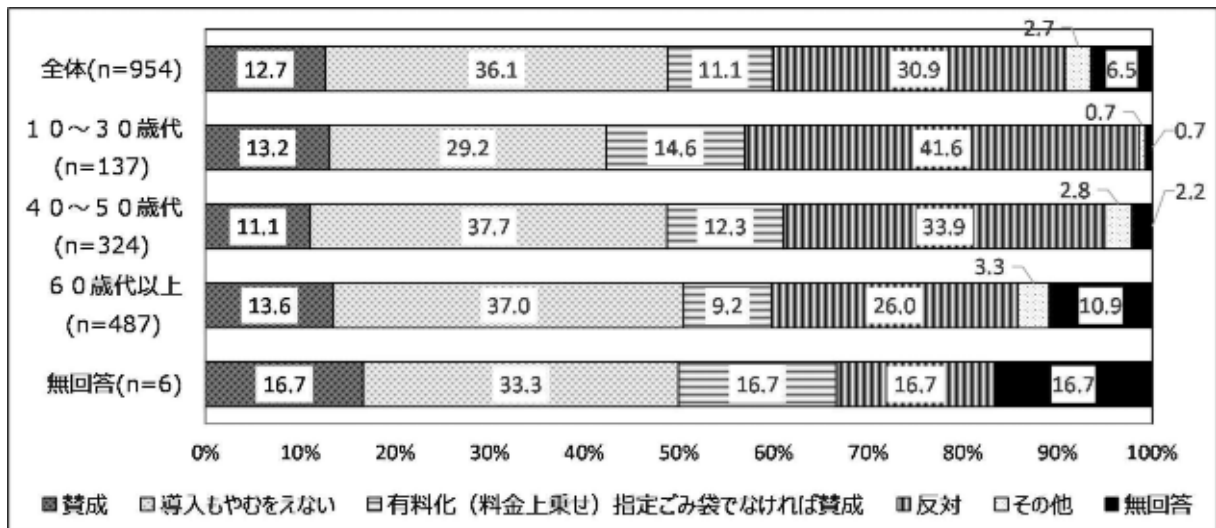
●性別

「賛成」は男性が61.6%、女性が59.8%、「反対」は男性が30.8%、女性が30.5%で、大きな違いは見られませんでした。



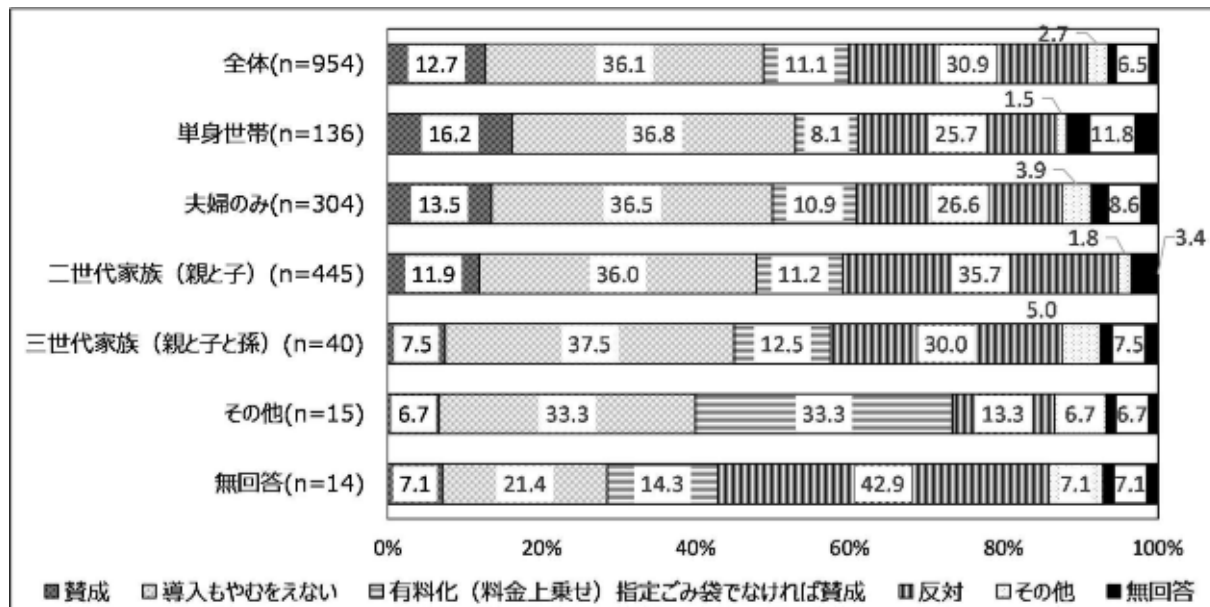
●年齢層別

年齢が増すにつれて「賛成」がやや多い傾向です。「反対」は10～30歳代が41.6%と突出しています。



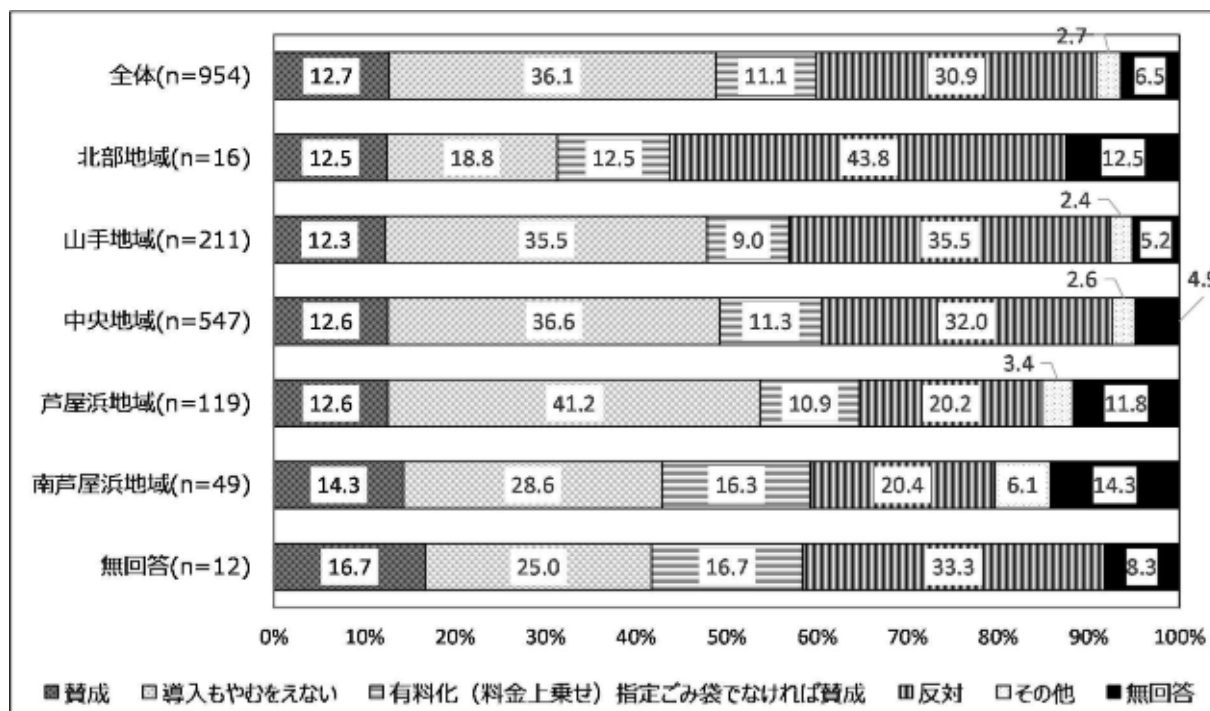
●家族構成別

家族人数が増えるに従って「賛成」が減り、「反対」が増える傾向が見られます。このことは、家族人数が増えるのごみ量も増えることに起因していると思われます。



●地域別

「賛成」は北部地域が最も低く 43.8%、山手地域が 56.8%、中央地域が 60.5%、芦屋浜地域が 64.7%、南芦屋浜地域が 59.2%となっています。「反対」は北部地域が 43.8%と突出しています。



(5) 主な「自由記述」

＜指定ごみ袋制度に賛成の意見＞

- ごみを分別する事は他市町村では何年も前からやっているのに芦屋は遅過ぎる。地球のため、未来のため、自分たちのためになるよう協力していきたいと思っています。小学校等でも芦屋市の分別方法を指導していただければ子供が家庭で実践でき、大人もうれしいです。
- プライバシーを重んじ不透明袋を許容してきたのだろうが、近年のモラルの低下は著しい。また、効率化のためにも半透明袋は導入されるべきと考えます。近年環境問題は世界的にハイライトされている事項ですが、これまで芦屋市に指定がなかったこと事態が驚きです。きれいな空気、水、土、緑のある街、不法投棄のない、ポイ捨てゴミのないまちづくりをお願いします。
- 20年程前、転入してきた時にあまりにも雑なごみ分別に驚き呆れました。今回やっと具体化しそうで嬉しく思っています。始める限り徹底して細かい所までしっかりやって下さい。始めは誰でもうんざりしますが、慣れてくるとごみが減っていくのが（ステーション等で）見えてやりがいがありますから。見える程度まで頑張ってください。処理料金上乘せで有料化すると効果が期待出来ます（ごみ量減少の）。
- 神戸市から転居してきて、中身の見えない袋が使われている事に大変驚いた。ネットの重石を移動させる手間すら惜しんできちんとネットをかぶせておらず、カラスが散らかしているのを芦屋市のあちこちで見かけるのは自身のゴミが見られている、きちんとルールを守らなければいけないといった意識が少ないからと感ぜられる。芦屋市指定の中身の見えるゴミ袋の導入を急ぐべきと思う。市民のルール遵守と、収集の方々の安全の為にぜひ早急にやってもらいたい。

＜指定ごみ袋制度に反対の意見＞

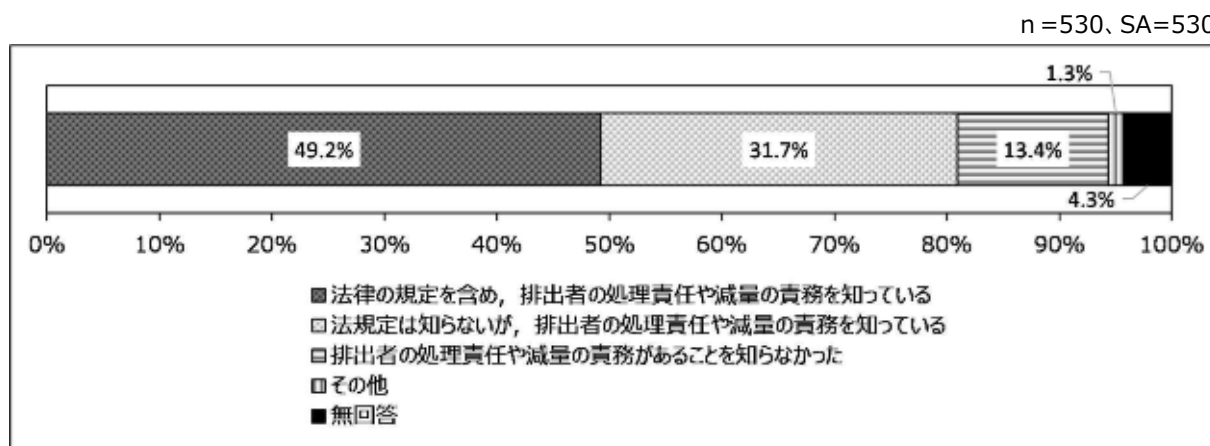
- 芦屋市のゴミの分別、店舗回収に協力し、出すゴミも少なくするよう努めているのに、一部の人が協力しないからと連帯責任を負わされるのは納得しがたい。有料化には反対です。それ以外の方法を芦屋市として、真剣に考えて下さい。
- 細々と年金暮らしで節約への生活です。ゴミはいつも最小限小さくある袋で出している。勿論、新聞、チラシ、ペットボトル、ビン、缶、アルミ缶等はマンションの区分別場所に出し、正当な暮らしをしていますから、費用を出してまで袋を購入したくありません。
- 市民に負担を強いるのは違うと思います。断固反対です。自治会で決められた資源ごみは、しっかり分別して出していれば、芦屋市民として充分だと思います。高い市民税を払って来ているのに、ごみ処理場のインフラを整えるのは、当然に行政がすべきサービスです。市民が負担をするのは、おかしいです。
- 指定ごみ袋は、各家庭の負担が増えるだけ。他市の事は関係ないので、同じ事をする必要はない。芦屋はマナーのよい市民が多いので、もう少しの注意力をUPさせる事で、解決できると考える。指定ごみ袋の導入には反対です。今の予算の内で何とかやりくりしてください。

4-3 事業者アンケート調査の結果

(1) ごみの処理責任について

①事業者の自己処理責任や廃棄物の減量の責務などについて

「法律の規定を含め、排出者の処理責任や減量の責務を知っている」が49.2%（46.5%）と最も多い結果でした。次いで「法規定は知らないが、排出者の処理責任や減量の責務を知っている」が31.7%（30.2%）、「排出者の処理責任や減量の責務があることを知らなかった」が13.4%（23.3%）となっており、約8割の事業者が「排出者の処理責任や減量の責務を知っている」と答えています。

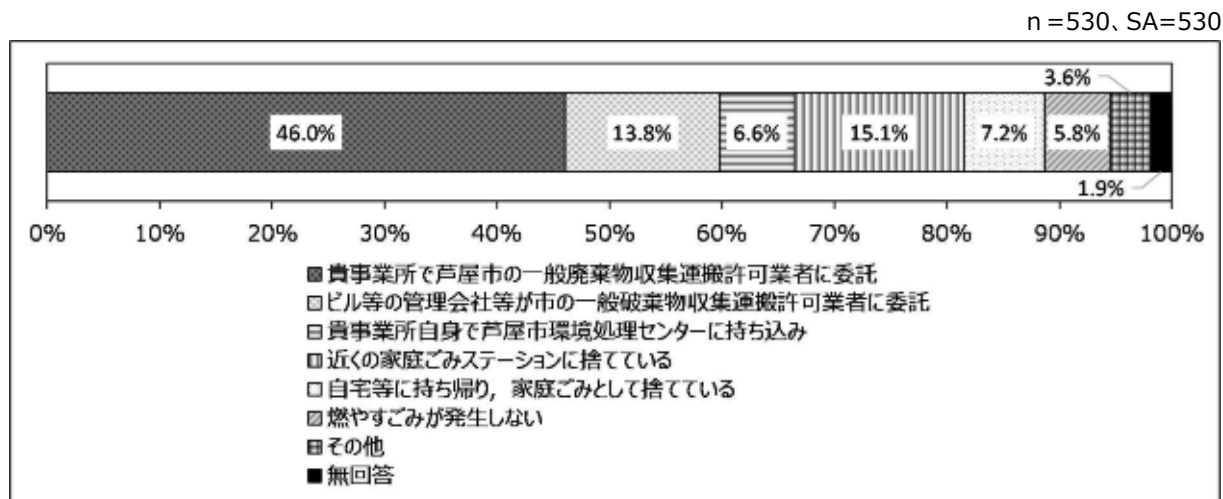


(2) 燃やすごみについて

①燃やすごみの捨て方について

「芦屋市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託」が46.0%（46.5%）と最も多く、次いで「近くの家庭ごみステーションに捨てている」が15.1%（20.9%）、「ビル等の管理会社等が市の一般破棄物収集運搬許可業者に委託」が13.8%（11.6%）となっています。

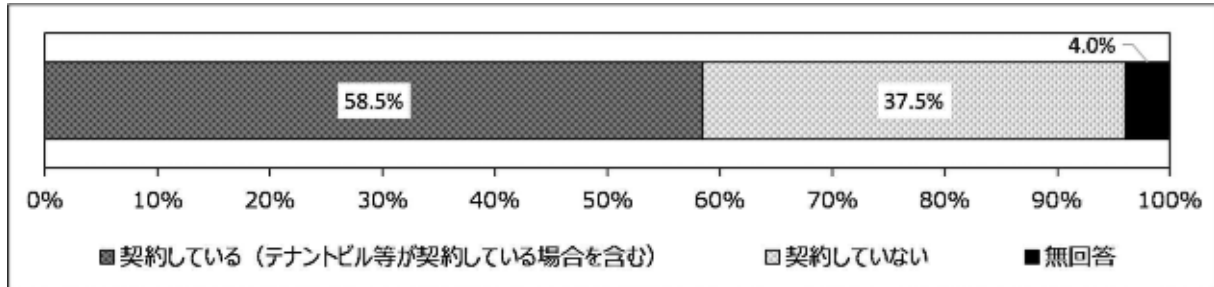
また、「その他」の回答としては「産業廃棄物運搬業者に処理を依頼」という回答も見られました。



②芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者との契約状況について

「契約している（テナントビル等が契約している場合を含む）」が58.5%（55.8%）、「契約していない」が37.5%（44.2%）となっています。許可業者と契約している事業所が6割に満たず、契約の促進が課題です。

n = 530、SA = 530



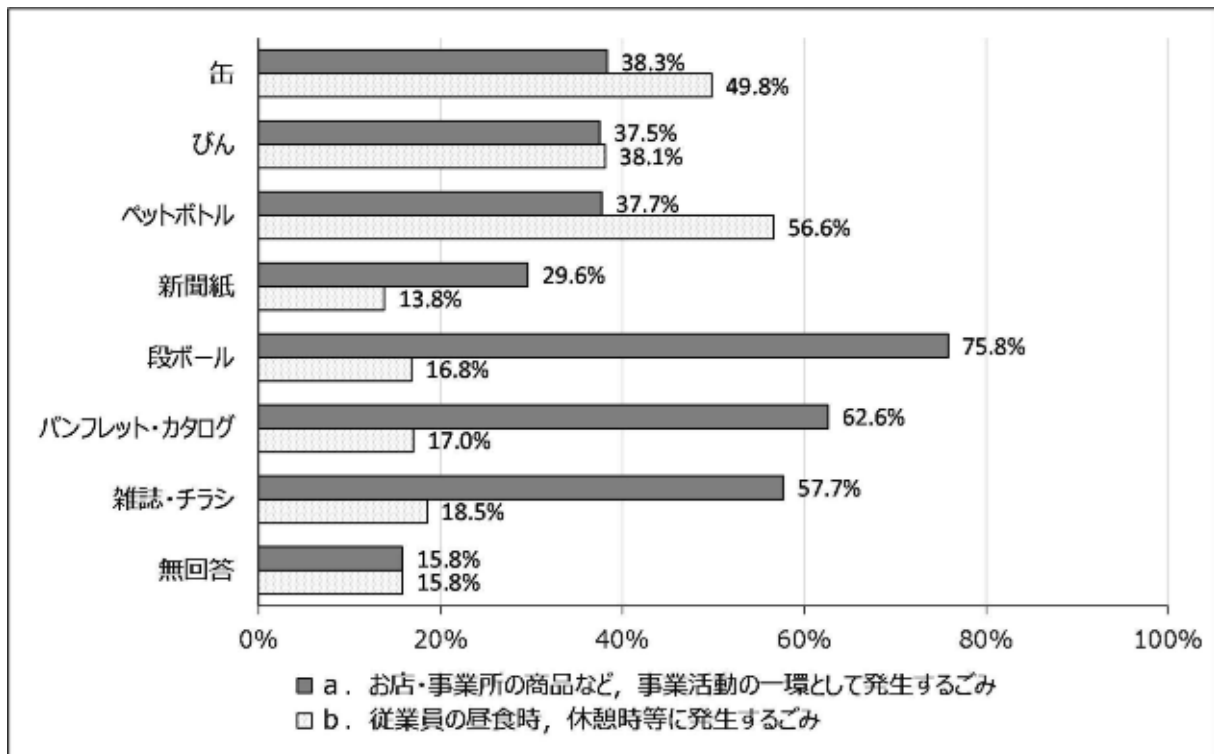
(3) 燃やさないごみについて

①資源ごみの発生の有無について

「お店・事業所の商品など、事業活動の一環として発生するごみ」では、「段ボール」が75.8%（74.4%）と最も多い結果でした。次いで「パンフレット・カタログ」が62.6%（37.2%）、「雑誌・チラシ」が57.7%（44.2%）となっています。

「従業員の昼食時、休憩時等に発生するごみ」では、「ペットボトル」が56.6%（55.8%）と最も多い結果でした。次いで「缶」が49.8%（39.5%）、「びん」が38.1%（23.3%）となっています。

n = 530

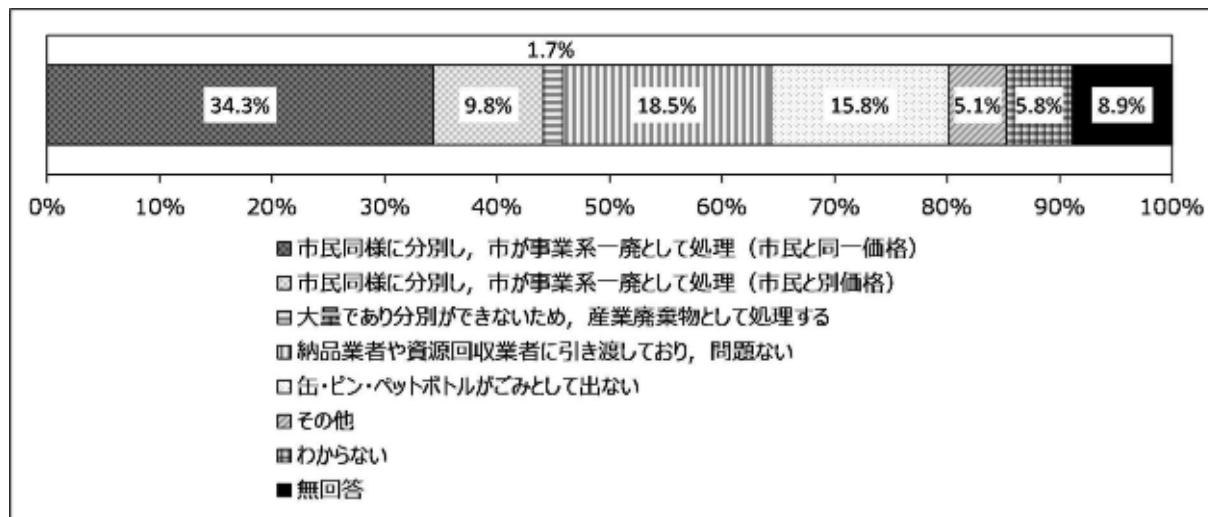


②今後の缶・ビン・ペットボトルのごみ捨て方法について、最も適切だと思うもの

「市民同様に分別し、市が事業系一廃として処理（市民と同一価格）」が34.3%（34.9%）と最も多い結果でした。次いで「納品業者や資源回収業者に引き渡しており、問題ない」が18.5%（14.0%）、「缶・ビン・ペットボトルがごみとして出ない」が15.8%（25.6%）となっています。

また、「その他」の回答では「コロナの状況もあり、お客様の持込みをなくしたい」や「自分が出したごみは自分で持ち帰っていただき家で分別して捨てる」なども見られました。

n = 530, SA = 530

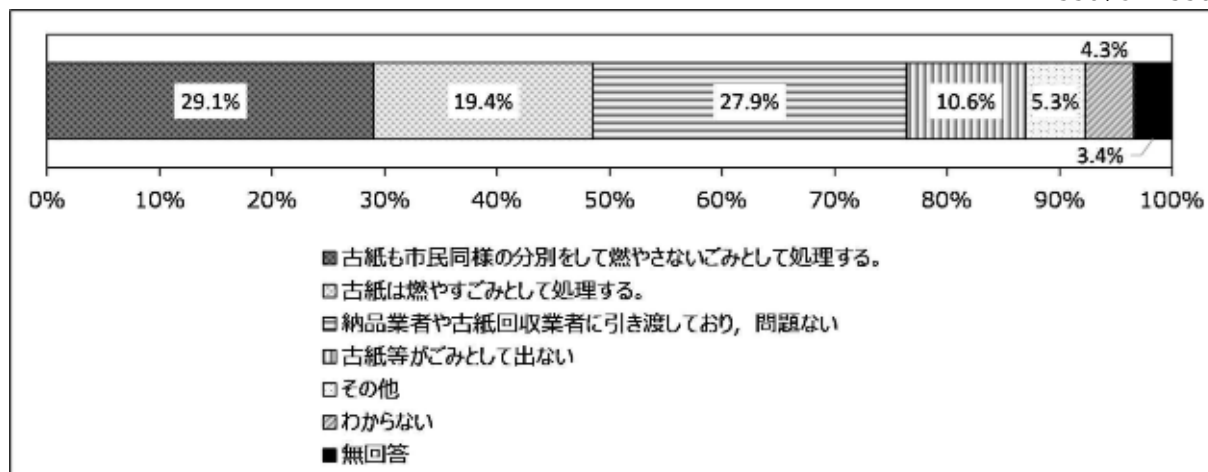


③古紙のごみ出しについて、最も適切だと思う方法

「古紙も市民同様の分別をして燃やさないごみとして処理する」が29.1%（25.6%）と最も多い結果でした。次いで「納品業者や古紙回収業者に引き渡しており、問題ない」が27.9%（23.3%）、「古紙は燃やすごみとして処理する」が19.4%（20.9%）となっています。

また、「その他」の回答では「地域の集団回収に出している」が多く見られます。

n = 530, SA = 530

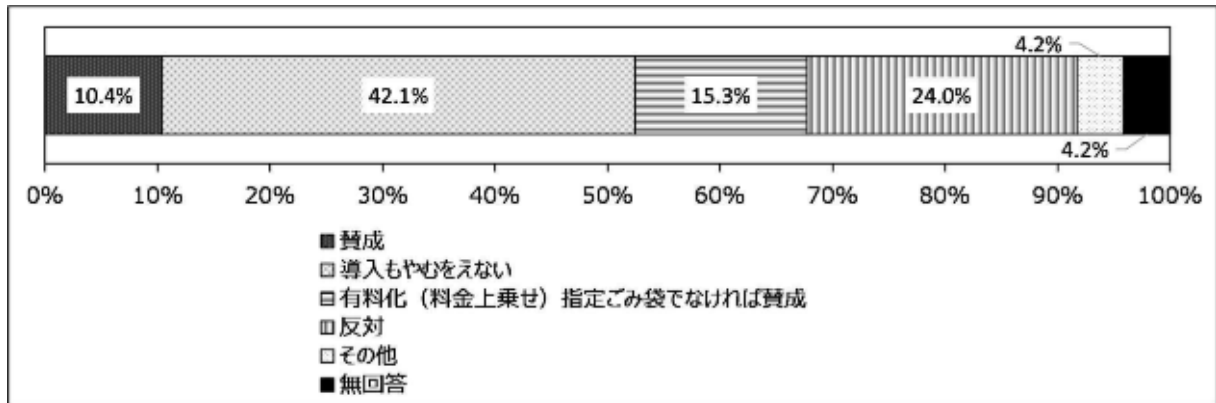


(4) 指定ごみ袋制度の導入について

①指定ごみ袋導入した場合、それ以外のごみ袋を使用できなくなることについて

「賛成」「導入もやむをえない」「有料化（料金上乘せ）指定ごみ袋でなければ賛成」を合わせて67.8%（62.8%）が賛成、「反対」は24.0%（37.2%）でした。6割を超える事業者が指定ごみ袋の導入に賛成しています。

n = 530、SA = 530



<その他の主な回答>

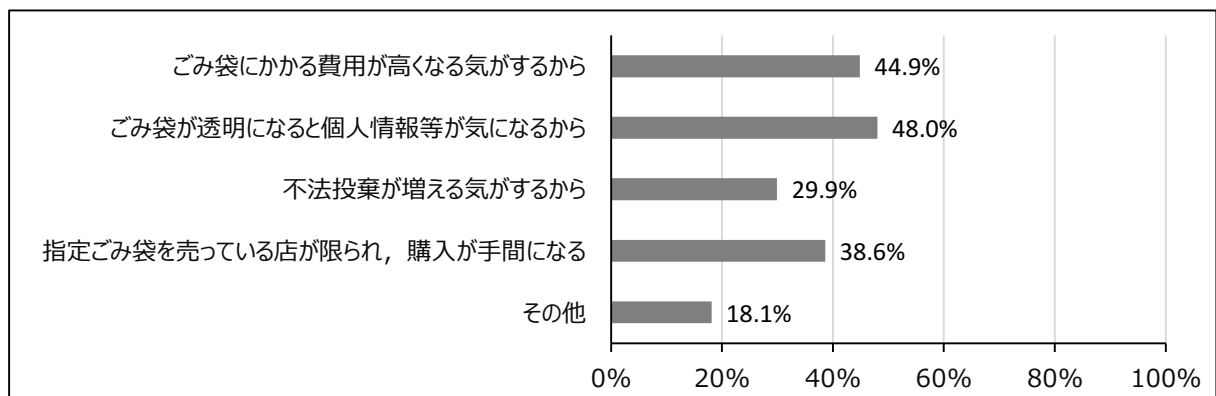
- ・袋の大きさ、厚みを選べるものであればやむを得ない。事業所だけというのはおかしい。
- ・紙袋にするなら賛成。
- ・色指定の指定ごみ袋であれば賛成。 など

②指定ごみ袋導入について反対の理由

上記①で、「反対」を選択された事業者に対して、理由をお聞きしました。

「ごみ袋が透明になると個人情報等が気になるから」が48.0%（31.3%）と最も多い結果でした。次いで「ごみ袋にかかる費用が高くなる気がするから」が44.9%（56.3%）、「指定ごみ袋を売っている店が限られ、購入が手間になる」が38.6%（50.0%）となっています。

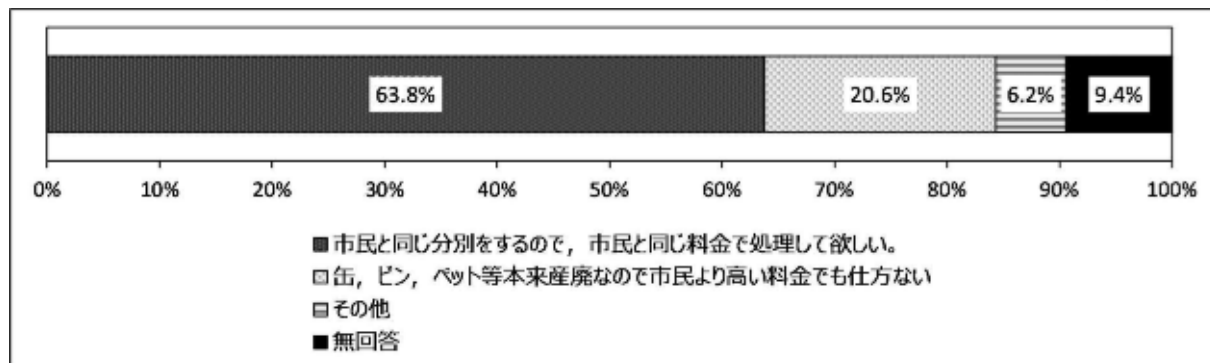
n = 127、MA = 228



③事業者用の指定ごみ袋の料金について

「市民と同じ分別をするので、市民と同じ料金で処理して欲しい」が63.8%（67.4%）と最も多い結果でした。次いで「缶、ビン、ペット等本来産廃なので市民より高い料金でも仕方ない」が20.6%（25.6%）となっています。6割を超える事業者が、市民用のごみ袋と同じ料金を希望しています。

n=530、SA=530



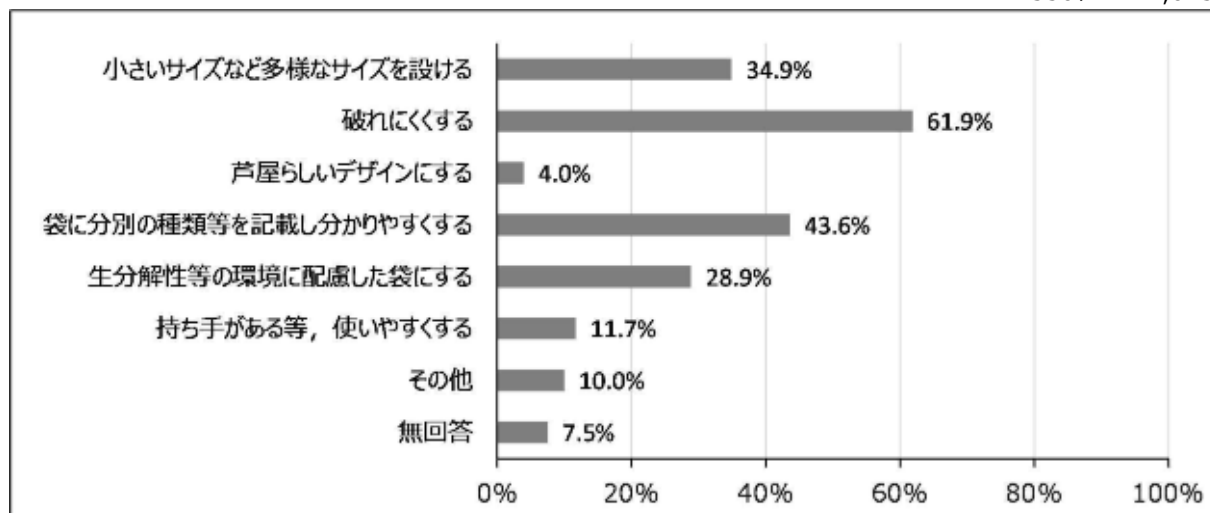
<その他の主な回答>

- ・事業者用ゴミ処理は業者との契約の料金内で収めてほしい。
- ・ごみの種類別に設定したらと思う。
- ・会社も事業の大きさで市民税を納税しているので市民と同じでよい（量にもよる）。 など

④指定ごみ袋を導入するうえで考慮すべき項目

「破れにくくする」が61.9%（60.5%）と最も多い結果でした。次いで「袋に分別の種類等を記載し分かりやすくする」が43.6%（46.5%）、「小さいサイズなど多様なサイズを設ける」が34.9%（39.5%）となっています。

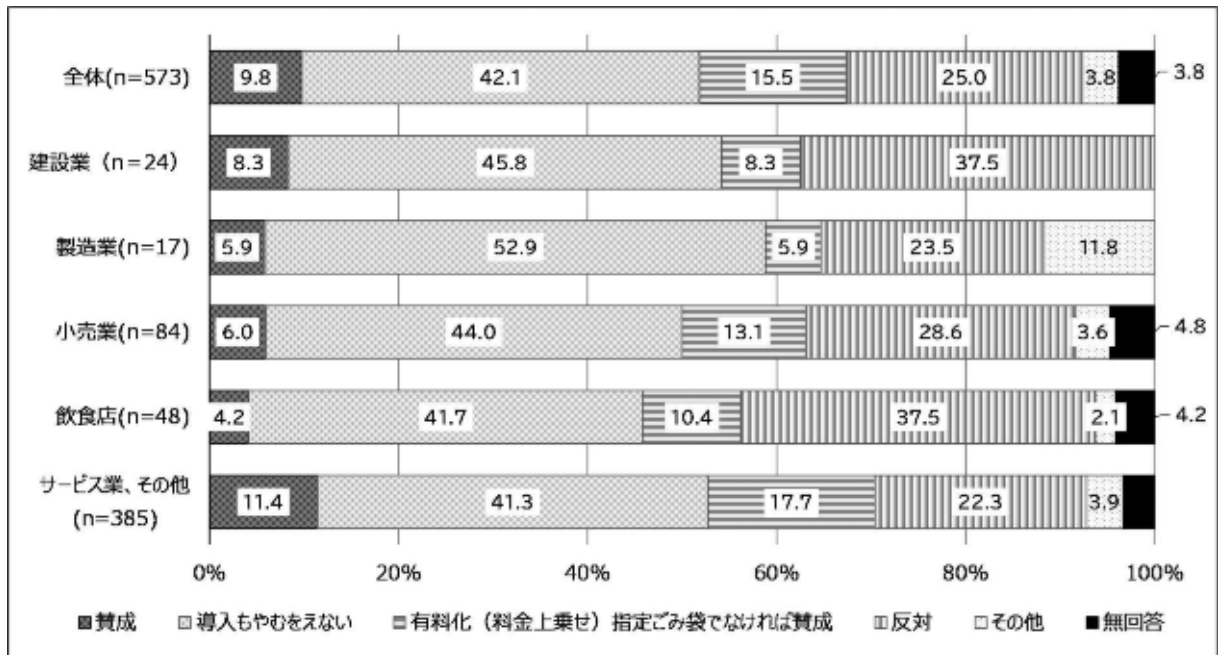
n=530、MA=1,073



(5) 指定ごみ袋導入に関するクロス集計

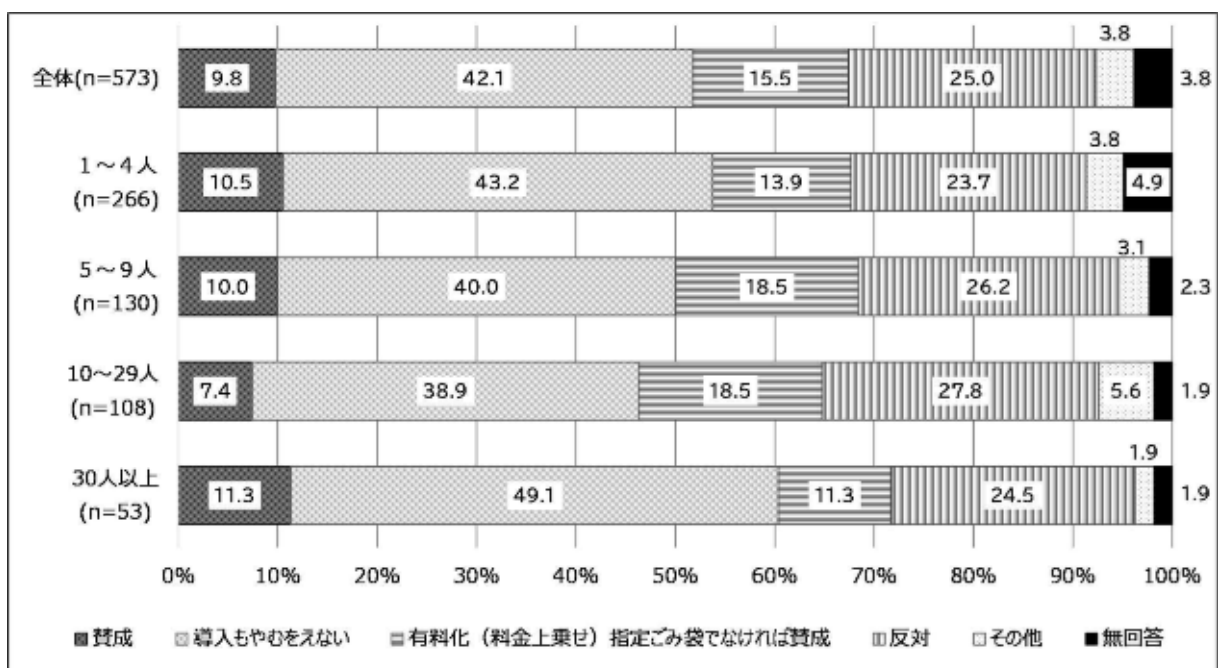
●業種別

「賛成」はサービス業・その他が70.4%と最も高く、次いで製造業が64.7%ですが、いずれも「導入もやむをえない」が40%以上を占めています。



●従業員規模別

「賛成」は「30人以上」が71.7%と最も高く、30人未満の企業は66%前後であり、従業員規模別には大きな違いは見られません。



(6) 主な「自由記述」

＜指定ごみ袋制度に賛成の意見＞

- 神戸市のように透明分別ゴミ袋にすれば回収される職員の方も楽し家庭でもマナーを守るようになります。今の様に黒色ゴミ袋やスーパーの袋等入れれば良い傾向は芦屋の名がすたります。本来なら芦屋市が先頭に立ってすべき事だと思います。芦屋もマンションが増え続けてマナーも悪くなっています。マンション単独のアンケートも大切だと思います。
- 指定ゴミ袋は概ね賛成ですが、出来る限り安価な値段設定を望みます。事業系のゴミ袋については事業規模や業種によって価格を細かく設定してほしいです。また芦屋浜、芦屋川やその他公共の場での善意によるゴミ拾いについては無料のゴミ袋を配布するなどしてほしいです。
- ごみの分別に関しては、弊社でも意識の向上を行うように働きかけを行っております。同じ袋であるがゆえに、分別が曖昧になってしまう部分も見受けられるため、現状ゴミを出す前にチェックを行わなければなりません。指定袋の導入により、分別することが当然との意識になってくれるきっかけになればと考えます。
- 問5-4で記入しましたがこの取組は市民の方向けでした。今回もし事業用でこれを出来れば飲食業などはかなりスーパーの買物袋を捨てているのでゴミ削減にもなるし賛成に寄りやすい意見ではないかなと思います。

＜指定ごみ袋制度に反対の意見＞

- ゴミ袋有料化は、現在のコロナ禍で多くの事業所に負担がかかっている中での更なるコスト増、負担増は極力やめてほしいです。よろしくをお願いします。
- ごみ袋の有料化について趣旨はよく理解できるのですが弊事業所は社会福祉事業をしておりますすでに契約している業者への委託料も年々高くなっており袋にまで課金されると本来業務に使える資金がさらに減ることになってしまいます。今まで通り市販の袋の仕様を認めていただきたく思っています。ゴミ袋もできる範囲でリサイクルの袋を利用しています（商品梱包などの際に使われたものetc.）。
- 別に有料で芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託しているのであまり細かく分別や袋の透明化や統一をうるさく言うのであれば今別料金で芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託している先も馬鹿らしくなり家庭ごみでお金かからない様に捨てる業者も出てくると思うので指定ごみ袋を導入や分別等の締め付けすぎには反対です。
- 事業所ゴミは処理業者と契約し、元々有料のゴミ処理と考えます。そこへ指定のゴミ袋を導入するのではなく、毎月の契約金の見直しなどで調整する方が望ましいと思います。家庭ゴミは指定袋にすべきです。

資料5 パブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間：令和3年12月17日（金）から令和4年1月25日（火）まで
- 2 提出件数：30人／55件
- 3 提出方法：Eメール23人、郵送0人、FAX6人、窓口持参1人
- 4 意見の要旨及び市の考え方

取扱区分：A（意見を反映）0件、B（実施にあたり考慮）10件、
C（原案に考慮済み）6件、D（説明・回答）39件

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
1	環境処理センター とごみの流れ P10～P11	南芦屋ゴミパイプラインの運営存続を行って欲しい。10年で億単位の費用が掛かると言われてもそれは他のゴミ収集・処理費用と比較して極端に大きいとは考えられない。一般ゴミ収集を有料化するなら便利なパイプライン区間の金額を一般区間より値上げしても良いので「あるもの」は有効活用すべき。	D	パイプラインについては、利用されているみなさまと話し合いを行い、条例で定められている期間、芦屋浜区域は令和20年度、南芦屋浜区域は令和32年度までを限度として使用していきます。なお、本市の案は市民負担を考慮し有料化（ごみ処理料金を上乗せ）ではありません。
2	環境処理センター とごみの流れ P10～P11	分別回収でペットボトルを分けています。市町村によっては分別回収しても最終的には他のゴミと一緒に焼却している所もあるようです。芦屋市は回収したペットボトルや段ボールをどのように処理しているかを広く市民に広報し、適切に処理していることを広めて、市民の分別意識を高めてほしい。	B	本市ではペットボトルや段ボールは資源として売却しており、焼却はしておりません。そのようなことを含めて継続的に市民の分別意識を高める啓発をしていきます。
3	環境処理センター とごみの流れ P10～P11	リサイクルとして回収された物が正しく再利用されているのか疑問である。只紙類は製紙工場のソーダ回収ボイラ再生されており、アルミや鉄の缶は国内の工場で再生されていると思うが、銑鉄の生産量も減少しており、他はどうなっているのだろうか、回収先の様子も市民に伝える資料を作成し記載されたい。	B	本市で資源ごみの搬入先に直接資源ごみを売却しているケースについては、売却先の協力が前提ですが、今後の啓発で回収先の様子も紹介していきます。
4	生活系ごみの 分別区分 P14	現在の燃やすごみ、燃やさないごみの区分では余りにも大ざっぱで、本市のごみ回収は他市に比べて分別出来ていないと言われます。他市の分別を参考にして分別とリサイクルの見直しが必要と思います	D	分別とリサイクルの見直しについては、ごみ量、施設の処理能力、収集体制、法律の変更等を踏まえて決定しています。見直しは施設の処理能力が大きく影響しますので、今後施設整備の計画を立てる中で見直しの必要性についても検討していきます。
5	生活系ごみの 分別区分 P14	燃えるごみとして回収されているごみ量を減らすにはもう一度内容物の検討が必要と思います。①野菜の切れ端、魚の頭や	D	本市は、国の通達に基づいた組成分析（燃やすごみの分析）を行っております。組成分析の結果、本市は紙ごみ

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		<p>骨, はらわた, 肉の骨, 卵の殻②お茶殻③包装紙やビニール袋④ダイレクトメールの封筒や中身の一部⑤お菓子箱⑥料理に使用したアルミ箔⑦使用済ホッカホッカ懐炉⑧カッターナイフの切断された刃⑨安全ピンの処分⑩錆びたクリップ⑪インスタントラーメンの蓋⑫切れた豆電球⑬短い電線⑭チョコレートのつつみ紙⑮スーパーで使用したビニール袋⑯段ボールの切れ端⑰工作した木屑⑱ペットボトルの蓋⑲ヨーグルトの空容器⑳枯れた生け花㉑アイスクリームの空箱㉒不要になったCDやDVD㉓それらの壊れた空ケース㉔新聞の切り抜き㉕古靴㉖古着㉗古いカーテン㉘冷蔵庫の中で腐ったもの㉙必要と思いコピーしたが不要の物㉚豆腐のプラスチックケース㉛カレーやおかゆのケース㉜期限の切れたカード類㉝紙パンツ㉞その他色々あると思います。この分析が必要です。</p>		<p>が多いですので、まずは紙のリサイクル推進を重点的に行っていきます。</p>
6	生活系ごみの 収集・運搬体制 P14	<p>家の前が近隣の家のゴミの置き場となっております。カラスの被害が酷くて、ゴミの収集日は収集までに1日に何回も掃除しないと道路が通れません。奥池地区のように各自ボックスに入れてゴミ出しして欲しいです。カラス避けネットはほとんど効果ありません。ルールの見直しをお願いできませんか？</p>	D	<p>ごみステーションについては、地域の実情に応じてごみ出ししていただいています。カラス避けネットの正しい使い方を引き続き啓発していきますので、ごみ出しマナーの徹底など皆様のご協力をお願いします。</p>
7	生活系ごみの 収集・運搬体制 P14	<p>（現状）・毎月1回の「ダストシュート」に入らない燃えるごみの回収 ・毎月2回の「ガラスビン」の回収 回収場所は〈ゴミステーション〉設置。（要望）・月2回の「ガラスビン」回収は、月1回の回収で十二分対応できる。ので、月1回の「ダストシュートに入らない燃えるゴミ」を月2回にシフトして欲しい。①「ダストシュートに入らない燃えるゴミ」の内容的にもガラスビンに比べても大きいサイズ物が圧倒的に多い。そのために、一週間したら直ぐにゴミステーションから溢れる状態になり、生ゴミを捨てる者がいてカラス被害で困っている。②去年・今年と処理センターに申し込みしたが、対応できないとの返答。③現場の声が無視。④今年4月「内閣総理大臣賞にノミネートされたが景観的に不合格となった。</p>	D	<p>収集回数については、市全体のごみの量、収集体制を勘案して決定しています。パイプライン地区のその他燃やすごみについては、引き続き、燃やすごみとして捨てることのできるごみ、大きさについて啓発していきます。</p>

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
8	本市のごみ量の推移と前計画の振り返り P16～P19	1位長岡市309(g/人, 日)←1人1日当たり 2位名護市310 3位塩尻市338, …288位 芦屋市543 長岡, 名護, 塩尻等のごみの 量が少ない理由は为什么呢？ 十分に調査をして, 参考にできるところもあるのではないのでしょうか？ ごみ問題は世界的な問題でもあり, 他の国, 他の都市の考え方, 処理の仕方の調査, 研究はされているのでしょうか。	B	ごみについては, 地域特性もあることから, 今回は主に近隣の自治体を調査いたしました。今後も他自治体の取組の調査・研究を進めてまいります。
9	前計画からの見直し P20	<p>●地球温暖化, 海洋プラスチックごみ等, 地球規模での環境問題が顕在化, 深刻化。私の意見〔日本政府は環境問題の深刻化を言っていますが, 神鋼石炭火力の増設をするなど, いうこととすることが真逆です。一般的に見て, グローバル経済による, 便利さの過度の追求(便宜主義の横行による意味の喪失), 量の過度の追求(大量生産, 大量消費による地球環境の破壊, 個性の破壊, 個人商店の喪失)スピードの過度の追求(忙しすぎることによる生きている意味の喪失), 等の裏側, 自然からの逆襲ではないのでしょうか。ですから, 真の解決にはその逆をすることです。即ち, 便利さの放棄(不便な社会, 物, ことの意味の再生), 量の追求の放棄(そこそこの量で我慢する, 量→質への転換), スピードを求めない(ゆっくり, ゆったり, 時間を楽しむ)ような社会ではないのでしょうか。このような, 成長しない経済, 定常経済ですべての人が満足して幸福な社会を作りあげることでしょう。つくばいにある, 円の真ん中に口を書き, 口を中心に右回りに, 上から吾→唯→足→知と書くのですが, そういう社会かなと思います。さて, そのような社会はどうすれば可能となるのか? プラスチックスについては製造者責任の考え方を導入する。現状は製造者無責任です。プラスチックに安易に頼らない流通が必要です。〕この計画の中の未来の数字, 表の中の目標(. 芦屋市の将来像(人がつながり, 誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市), 基本理念(わたしたち一人ひとりが主役となって, 身近なごみを意識し, 持続可能な循環型社会を目指します。))すべて, 説明がありません。これでは, 単なる押し付けでは</p>	D	本計画は芦屋市の総合計画や第3次環境計画の理念に基づいて策定しています。なお, 前計画(平成29年度～)の中間見直しになりますので, 当初より理念に変更はありません。目標値については, 国や県の目標値に基づいて本市の実態も加味し目標としています。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		ないでしょうか。きちっと、1つ、1つ説明してほしいです。		
10	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	市指定のごみ袋に過度の期待は禁物である。減量・資源化・分別促進の切り札には成り得ない。まず、市民のごみに対する意識、関心を高めることが先決かつ重要なことである。	D	これまで家庭ごみハンドブックを各戸配布するなど、分別を徹底していただくために様々な啓発を行ってきましたが、これまで以上に環境意識を向上していただくために、指定ごみ袋の導入を考えており、これをきっかけに説明会を実施するなど周知・啓発を強化していこうと考えています。なお、他の自治体では相当程度の効果が認められています。
11	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	指定ごみ袋についてはごみ袋を有料にする様ですが、私はそれがごみ削減にどうつながるかについては疑問です。有料化した他市の数値が示されていますが、結局分別によって燃やすごみが減少するのだと思います。この計画についてはごみ袋の価格と素材が大切です。素材を環境に良いものを使用しても市販のごみ袋と比べて価格が高くなるようにすることが大切です。	D	指定ごみ袋を有料化（ごみ処理料金を上乗せ）した場合は、ごみ袋の料金が高くなるので、ごみ袋の使用枚数を減らすために減量意識が大きく働くといわれています。他の自治体では相当程度の効果が認められています。本市の案については、市民負担や近隣市の状況を考慮し、有料化をしない指定ごみ袋の導入を検討しています。なお、素材については環境に配慮した素材を想定しています。
12	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	指定ゴミ袋導入自体が実質ごみ収集の有料化である。低所得層には、ゴミ袋の購入費用が負担となると思われ、指定ゴミ袋の導入意図が理解できない。指定ゴミ袋導入には反対である。	D	本市の燃やすごみの量や分別の実態より、分別の徹底や燃やすごみの減量を進めるため、環境意識の醸成を目的に指定ごみ袋の導入を考えています。なお、指定ごみ袋にごみ処理料金を上乗せする有料化の場合、各家庭で使用する枚数が異なるため、公平性の観点からも有料化を導入されている自治体が多いですが、本市の案は市民負担や近隣市の状況を考慮し、有料化をしない指定ごみ袋の導入を検討しています。
13	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	導入反対です。現在は買い物でもらうプラ袋を再利用してゴミを出しています。また、口を絞れるタイプのゴミ袋も使用しており、普通の袋タイプは不便に感じます。いくら手数料を上乗せしないといっても、これまで大量に安く購入できていたゴミ袋よりは高価になることは予想されます。（神戸市の指定ゴミ袋を見ますので）生活が不便になるだけなので、市民としては今のゴミ制度を変更してほしくありません。	D	本市の燃やすごみの量や分別の実態より、分別の徹底や燃やすごみの減量を進めるため、環境意識の醸成を目的に指定ごみ袋の導入を考えています。なお、本市の指定ごみ袋の仕様は、利便性を考慮し取っ手付きのタイプ（口を絞れるタイプ）で検討しています。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
14	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	指定ゴミ袋には断固反対します。無駄な費用で税金を使うことは反対です。	D	本市の燃やすごみの量や分別の実態より、分別の徹底や燃やすごみの減量を進めるため、環境意識の醸成を目的に指定ごみ袋の導入を考えています。なお、指定ごみ袋の製造に市費が使われるわけではありません。
15	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	反対です。指定でなければそれなりの安価で自分の好みの分厚さのゴミ袋を手に入れて捨てることができます。指定ゴミ袋を生産する業者との癒着の心配もあります。	D	薄いごみ袋は安価ですが、破れやすく家庭ごみステーションにごみが散乱するという問題も起こりやすくなります。なお、指定ごみ袋の生産は、ごみ袋製造業者が基準を満たすことで市の承認を受けて作成できる申請方式であり、製造業者数に制限はありません。また、ごみ袋の価格も販売する店舗が設定する市場価格になり、市がごみ袋の業者と決めるものではありません。
16	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	私の意見〔ごみの④分別の促進、⑤減量、⑥ごみ捨てマナー向上の⑦、⑧、⑨を個別の目導として、1つ、1つ追求したらどうなるのでしょうか。指定ごみ袋使用による意識変化で④⑤⑥を全てやろうというのは間違っています。私はそんな意識変化をさせられたくありません。意識は私自身のもので。指定ごみ袋導入に反対です。家庭に入ってくるビニール袋をごみ捨てに利用しており、指定袋になれば、結局ごみとして捨ててしまうでしょう。	D	指定ごみ袋については、環境意識の醸成が第1の目的です。これをきっかけに、環境のことに対する価値観を変えていっていただきたいと思っています。そして説明会や、その他様々な啓発をしていくことによって、分別の促進、ごみ減量、ごみ捨てマナーの向上が進んでいくものと考えています。なお、家に入ってくるビニール袋については、ビン、缶、ペットボトルで使用していただけます。また、国の施策同様、マイバックを推奨しレジ袋の削減をすすめていきます。
17	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	指定ごみ袋の導入に反対です。・市内スーパーなどで販売とのことですが、芦屋市は狭く、市外で買い物することが多く、不便になること。・カラス被害への対策が練られておらず、透明ごみ袋によるピカピカ拡大が想定されること。・デザインで個人情報を隠すということですが、デザインにムダな予算を費やすことに意味が感じられませんし、その程度で個人情報を隠すのは無理があること。以上が反対理由です。プラスチック分別や紙ごみの更なる分別は必要なことだと思いますが、細かい分別は混乱をきたします。それにより回収されないゴミがあったりすると、近隣トラブルや体被害にも繋がります。	D	ごみ袋の販売は各店舗の判断となりますが、市外の大型ホームセンター等には本市からも声をかけます。個人情報にはデザインで隠すのではなく内袋の使用を認める運用を考えています。カラスについてはごみ袋の色による対策がないことをごみ袋製造業者に確認しています。なお、プラスチックなど新たな分別をする場合、混乱が生じないように検討し、実施にあたっては、周知・啓発に努めてまいります。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		す。計画を実施されるなら、想定される懸念を全て払拭して頂けますようお願いいたします。		
18	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	私個人でいえば、生ごみは堆肥に。分別は徹底的にしているので、指定ごみ袋導入はごみの増量になります。私のまわりの人8人だけですが意見を聞いたところ、100%反対でした。（個人的にはもやすごみの日は週1でいいです。）パイプライン利用者はどうなるのでしょうか？パイプラインの地区にはカン・ビンなどの分別ボックスをみかけます。他の地区では指定曜日に出さないといけないのに。あまりに不公平ではないでしょうか。指定ごみ袋導入はパイプラインが廃止になってからでも遅くないです。パイプライン地区の方の意見を教えてください。	D	生ごみを堆肥化すれば、分別も徹底され素晴らしい取組だと思います。ごみを家庭ごみステーションに捨てる際にみなさまごみ袋を使ってごみを捨てられますので、そのごみ袋を指定するのが指定ごみ袋制度です。環境に配慮した素材を利用する予定です。指定ごみ袋を導入にあたって実施したアンケートの結果では、指定ごみ袋賛同の割合が高いのは、年代では高齢の方、地区別ではパイプライン利用者になります。指定ごみ袋は市民の分別意識の向上を目指すものですので、パイプライン地区にも導入いたします。
19	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	パイプライン収集区域と車両収集区域のコスト負担不平等の説明が不十分なままでの基本計画推進には反対です。平成30年12月21日条例第39号により、パイプライン収集の20年延長が決まっています。将来廃止を決めた、と威張ってはいけません。コスト削減計画は公表されてはいませんが、補修無しで20年稼働するのですか？また、その間の車両収集区域との一世帯当たりの負担格差は年間何円になりますか？この不平等性の説明無しで「指定ごみ袋の導入等」には賛成できません。	D	パイプラインについては、利用されているみなさまと話し合いを行い、補修について上限を定め、条例で定められている期間、芦屋浜区域は令和20年度、南芦屋浜区域は令和32年度までを限度として使用していきます。指定ごみ袋は市民の分別意識の向上を目指すものですので、パイプライン地区にも導入いたします。
20	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	暑い日も寒い日も雨の日も回収して頂き感謝しております。他の市町村と同様に指定のごみ袋を検討されているようですが世界で「プラスチックごみ削減」を推奨しレジ袋やプラスチックスプーン等のゴミを減らそうという流れの中で購入を義務とすることに違和感を感じます。ただ、新しく転居してこられた方や隣接市の方が節度のない捨て方をされているのが多く見受けられるので何らかの対策を講じないとは感じます。	D	ごみを家庭ごみステーションに捨てる際にみなさまごみ袋を使ってごみを捨てられますので、そのごみ袋を指定するのが指定ごみ袋制度です。世界的な動向を考慮し、環境に配慮した素材を利用する予定です。また、中身が見えなければ隣接の市の方がごみを捨てることができたり、他市町村へのごみ移動を禁止するために、他自治体との袋の共通化せず、芦屋市専用の指定ごみ袋を予定しています。
21	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	日頃はごみの清掃にご尽力下さり感謝いたしております。今般頭書の計画を策定されている様子ですが資料を拝読して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」	D	紙は資源としてリサイクルできます。紙が燃やすごみとして出る量が多いのが実態ですので、分別を促進していきます。またビニール袋につ

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		<p>に基づく法定の計画である事により、この法律に基づき地方自治体が計画の策定を義務づけられ、今般基本計画を作成されたことを理解いたしました。では兵庫県南地域の県の方角が不明ですが、芦屋市としてどの方向へ計画されているのか判りました。芦屋市としてまずごみの収納の方法の変更です。これは特定の市町が実施しているごみ袋の指定化です。芦屋市はこれまでの特定の指定袋が無く収納に差しさわりが無ければ自由な入れ物で可能でした。指定袋の採用の理由として芦屋市は分別の現状として異物の混入やリサイクル可能なものが混じっている。ごみの量が他の市と比べて多い。近隣の市は指定ごみ袋を実施しているとの理由でした。その為ごみの内容が分かるものにしたいとのことでした。以前指定以外の物が混入されているごみ袋が見つかる黄色い紙が貼られ収納されずにいましたが、最近見かけなくなりました。私は次の理由でこの計画の再検討を求めたいです。①ごみ袋は紙袋であれビニール袋であれ収集に問題がなければ自由にすべきと思います。理由は巷にあふれている不要な袋をごみ出しに活用している為です。もしこれが出来なければこれらの袋類の処分を考えねばならなくなる。また指定の袋代も発生し家計の出費増となる。②廃棄紙類が他市に比べて多い事は市民の文化程度が高い判断すべきと思う。また夫々の市町村でごみの収集方法も異なっている。神戸市では紙類の収集は行っていない、各地域の自治会が集めている。③例えごみ袋を指定しても家庭のごみ量は変わらないと思う。要は入れ物が変わるだけである。④異物の混入は特定の少数の人物が行う行為と思える。心理学の面より考えて人間の性格は変わらない。ごみ袋を変更しても発生するであろうと思える。自己防衛の方法を検討すべきである。</p>		<p>いては国の施策同様、マイバックを推奨しレジ袋の削減をすすめていきます。実際焼却炉の停止や灰の搬入停止が生じていますので、変わらないので何もしないのではなく、少しでも1人でも多くの方のごみの分別意識が向上を目指して指定ごみ袋の導入を考えています。</p>
22	<p>施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27</p>	<p>「指定ごみ袋の導入等」には大賛成です。芦屋市は“憧れを、日常に。”をキャッチコピーに市制80年を迎えました。この間、景観や環境に力を入れて高級住宅街の評価</p>	C	<p>分別が不十分で焼却炉の停止まで起こっています。分別が十分と言えない状況ですので、指定ごみ袋の導入により分別の促進を目指します。</p>

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		を得てきました。ところが、兵庫県で唯一の指定ごみ袋の制度がなく、分別不十分による焼却炉停止まで起こっています。この状態はいわば“高価なブランド衣服で着飾ってはいるが、下着は汚れっ放し”のようなもので、大変恥ずべき事でとても憧れを抱かれるものではありません。何を入れても分からない黒いごみ袋を禁止して指定ごみ袋の導入をはかるべきです。		
23	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 P24～P27	コストコの1箱200枚入りのゴミ袋を使用しています。在庫もあるので指定のゴミ袋に完全に切り替える際は1年以上前に公表していただかないと無駄になり困ります。	C	決定は令和4年6月議会で条例改定の提案を行い、その結果で広報あしやでお知らせします。その後、令和5年4月から試行期間を開始させる予定ですが、本格導入は、その半年後の令和5年10月からを考えています。
24	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 仕様 P24～P27	指定ゴミ袋有料化について賛成します。つきましては少し割高でも環境に優しい材質で他の市より厚手で丈夫な物をお願いします。カラーもゴミ袋にありがちな水色や黒ではなく、落ち着いた美しいカラーにして欲しいです例えば サンドカラーや青磁色、グレーなどで適度な透け感があり、全体に芦屋市のロゴを散りばめて「指定ごみ袋」とカールールの印字は極力目立たなくして欲しいです。ごみ袋と言えどもスタイリッシュな物が欲しいです（探しても売っていない）そして公募デザインの中から投票で決められたら嬉しいです。	C	仕様については厚手で丈夫な物を想定しています。また、デザインについては、景観にも配慮し、市民のみなさまの意見も踏まえて決めていきます。なお、本市の案は市民負担を考慮し有料化（ごみ処理料金を上乗せ）ではありません。
25	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 仕様 P24～P27	2022年4月から指定ゴミ袋制度を導入する西宮市は「燃やすゴミ」用と「その他プラ」用の2種類各3サイズのゴミ袋で対応します。指定ゴミ袋制度の実効性を高めるためには芦屋市も2種類で対応すべきです。	D	本市は、西宮市と違い人口規模が小さいため、袋の種類を多く作ると袋の製造単価が上がってしまうことが考えられます。できるだけ負担を少なく考えた結果、1種類での対応を考えています。
26	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 仕様 P24～P27	指定ゴミ袋は、西宮市と同様に「燃やすゴミ」と「その他プラ」の2種類に分けると同時に、芦屋と西宮で共同共通化を図り、統一によるスケールメリットで価格を少しでも低く抑えることを考えるべきではないか。	D	本市では、「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」を対象として指定ごみ袋を使っていたらと考えています。また、他市町村へのごみ移動を禁止するために、他自治体との袋の共通化は考えておりません。
27	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 仕様	900×1000×0.04mmタイプのゴミ袋を使用しています。家族人数が多い家庭用に、大型のごみ袋。それも破れにくい低密	D	90ℓは事業用で使われることもありますが、家庭用指定ごみ袋の大きさは、その他燃やさないごみでも袋を

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
	P24～P27	度ポリエチレン仕様のラインナップをお願いいたします。		利用すること、収集作業員の負担も考慮し、45ℓ、30ℓ、15ℓを想定しています。袋の厚みはコスト、破れにくさを考慮し、高密度ポリエチレンの0.025mmを想定しています。
28	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 仕様 P24～P27	ゴミを処理するのは、市の財政（1袋当たり224円の処理経費）、処理による地球温暖化、さらには限られた最終処分場のスペースという観点からも、まず第一に必要なのは家庭から出るゴミの量を減らす、ということです。ゴミを減らすためにはどうすれば良いか。一番効果的なのは、ゴミを出すのにお金がかかるようにすることです。各家庭から出るゴミの量を計り、それに見合った額を払わなければいけないようなシステムが必要です。現在提案されているゴミ袋の額では、ゴミにかかる費用が反映されていません。正確にゴミを出すことで、行政・環境にどれだけの費用がかかっているのかを計算の上で、ゴミ袋代にそれらを含めることが必要だと思います。	D	指定ごみ袋にごみ処理料金を乗せる有料化の場合、各家庭で使用する枚数が異なるため、公平性の観点からも有料化を導入されている自治体が多いですが、本市は市民負担や近隣市の状況を考慮し、有料化をしない指定ごみ袋の導入を検討しています。
29	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 仕様 P24～P27	芦屋市が計画中の家庭用ごみ袋について検討に移る。検討の基は神戸市のビニール袋をベースに行う。まず前提は1家庭より出るごみの量は一回45リットルのビニール袋とし、週2回の回収日より月10袋使用されるものとする。芦屋市の袋の前提は厚み0.025tとなっている。神戸市は燃えるごみ袋は0.020tを採用し、その他の用途の物には0.025tを採用している。神戸市の指定袋の価格は店によって差はあるが袋の厚みと販売数により価格差が発生している。又取り手の有る無で価格は変動すると思うが神戸市の物には採用されていない。理由は取り手の部分を付けると材料の追加分とその厚み分の材料費増と加工賃の増加考えられる。従って芦屋市の考えている指定ごみ袋の価格は神戸市の燃えないごみ袋の約20円ほど高くなると予想される。従って市民は年間少なくとも2000円程度の出費となる。今回は市のコミッションを含めてないが、入れればこれ以上の負担となる。指定で独占価格となれば独占禁止法について問題が発生すると思える。もし下名がご	D	指定ごみ袋の価格は、主にごみ袋の厚み、大きさ、色の種類で変わります。また、作られる数により製造コスト等が影響します。本市は人口が少ないため、指定ごみ袋の種類を1種類にし、また販売されるごみ袋の外袋への広告等を検討し、コストの低下をはかっていきます。なお、指定ごみ袋は市場価格で販売されますので、本市が製造業者にお金を払うような方法ではありません。また、他市町村へのごみ移動を禁止するために、他自治体との袋の共通化は考えておりません。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		み袋の生産者である場合、例えば神戸市の袋の需要が72万枚、芦屋市の場合42万枚とすると、同じ生産設備で同じ物を制作するコストは芦屋市の場合は設備の償却費は約1.4になる。従って芦屋市に生産量の契約を求め、売れても売れなくても契約金額を芦屋市から支払って貰う契約となろう。丁度芦屋市と阪神水道との水取引と同じ様に引受け契約数量と金額の決定が必要と思う。どうしても指定袋が必要であれば、神戸市のごみ袋を採用すれば良いのではないかと思う。「兵庫のすがた」という県の資料を読むと芦屋市の世帯数42,343、神戸市は722,189であり、使用されるごみ袋の量にも差が見られる。消費数量の差は生産コストに大きく影響する。神戸市の場合ごみの回収指定場所があり「あひるの看板」が立っているが芦屋市の場合以前よりごみが出された位置に集められている。最近カラス除けのためケージを設置している所もあるが、ごみ出しの場所が無いのが問題である（道路が狭いため決められない）。もし芦屋市の特別の指定ごみ袋が設定されると神戸市の袋と芦屋市の袋の市場価格は倍半分になると思える。		
30	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入仕様 P24～P27	今回の計画には、一部自治体においてなされている、ごみ袋に個人名を記述させるか否かについて言及がありませんでしたが、この点についても市民の意見を踏まえ個人情報の保護に十分留意された議論がなされるよう望みます。	D	一部自治体では、氏名の記載方式を採用されていますが、個人情報保護の観点より本市の案は記名式ではありません。
31	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入仕様 P24～P27	指定ごみ袋の導入にあたってはどの業者が製造を受託されるか、途中経過や選定理由等含め透明性の高いプロセスのもとで選定されることを望みます。	D	指定ごみ袋の製造販売は、市から委託で行うものではありません。販売を希望する事業者が、市の仕様に基づいて製造し、市場価格で販売するものです。承認された事業者については、市のホームページで公開します。
32	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入運用 P24～P27	指定袋を使っていないゴミは、回収しないで放置しておくのですか。	D	本格導入後は、燃やすごみとその他燃やさないごみについては、指定ごみ袋を使っていないゴミは回収しません。
33	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入運用	内袋に任意で選んだ黒色の袋を使用した場合、それは事実上の非分別隠しにつながりかねず、狙いとするゴミの適正排出	D	指定ごみ袋導入に反対の方の反対理由の中で、個人情報等が気になるというご意見が多かったため、必要最

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
	P24～P27	の大きな妨げになる。このため、内袋の使用は禁止すべきではないのか。		小限の内袋は運用上可能としています。
34	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 運用 P24～P27	西宮市の指定ゴミ袋を使って排出されたゴミは、回収されるのですか、放置されるのですか。	D	指定ごみ袋の対象ごみ（燃やすごみ、その他燃やさないごみ）を出す場合、他市の指定ごみ袋は使えませんので、回収しません。
35	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 運用 P24～P27	民間のゴミ袋メーカーが芦屋市と同じスペックのゴミ袋を市より安い価格で市場で供給し、市民がこのゴミ袋を使用して家庭ゴミを排出した場合も、市はこのゴミを回収せずに放置することになるのですか。	D	本市で考えている指定ごみ袋は、市で仕様を決めますが、市では製造や販売、価格の決定を行いません。民間の事業者が市の仕様に基づいて製造し、市場価格で販売されるものです。本市の仕様に基づいていない袋を使用された場合は、回収しません。
36	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 運用 P24～P27	指定ごみ袋について「可視化による意識の変化」とあります。これについて、指定ごみ袋に関するアンケート結果の中に(第5章)、反対意見として「ごみ袋が透明になると個人情報に気になる」への対策として、少し着色顔料を入れたり「運用では内袋の使用を認めます」とありますが、引き続き内袋、特に紙袋が仕えると助かります。生ごみの場合は袋のまま入ると臭いが容器についてしまい、紙袋があることでそれを大分防ぐことができ、またごみを出したあとカラスにごみ袋を破られるリスクを減らす効果も見込まれるためです。内袋を認めると中が見えにくくなり分別のチェックや混合の抑止という観点ではマイナスに働く場合もありますが個人情報保護以外にもこういうメリットがあることも念頭において頂ければ幸いです。	C	紙袋については紙はリサイクルできる資源ですので、資源としてリサイクルいただくことを前提にしています。しかし臭い対策やカラス対策の目的もあるようですので、内袋の材質は限定しませんが、最少限必要な範囲で使用していただきますようお願いいたします。
37	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 運用 P24～P27	ゴミ捨て場におけるカラスの被害が深刻で、ネットなどの対策もあまり意味をなさず、やむを得ず段ボール箱でカバーをした上でネットを被せるといった対策をとっている。今回、ゴミ袋が指定となる事で、この対策が取れなくなるのは非常に困る。カラス対策ができた上で、指定ゴミ袋を採用するよう、お願いしたい。	B	カラス対策として、利用者全体が段ボールの運用をされているごみステーションで、かつ今後も利用者の方々に管理し続けていただけるごみステーションについては、地域の声も聴きながら運用を決めていきます。
38	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 運用 P24～P27	ゴミ集積場がカラスによって荒らされています。指定ごみ袋にするなら、デザインや材質でカラスへの対策はできないでしょうか？ご検討よろしく申し上げます。	B	ごみ袋製造業者に確認しましたが、カラス対策への明らかな効果のある袋はありませんでした。材質やデザインを検討していくにあたり、カラス対策に効果のあるものがないか、さらなる調査を進めてまいります。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
39	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 運用 P24～P27	<p>仕事や介護のために朝から出払って日中不在の家庭にとって、カラスは難敵です。鳥害が生じても直ぐには確認も始末もできず近隣の迷惑になってしまいます。鳥害を確実に防ごうと対策に悩まされます。路上の家庭ごみステーションでのこれまでの自衛策：1. 防鳥ネット上から掛けても下から引きずり出されがちで不確実です。下から掛けて上に吊るとほぼ確実ですが吊るための柱などを要します。ネットを回収しないと置き去りになり日中不在の家庭には使いにくいです。2. 内袋併用 内袋を生ゴミだけでなく個人情報ゴミにも掛けようとすると多くの部分に掛けることとなります。カラスに狙われれば外袋は無効です内袋以外のゴミは散乱することとなります。3. 段ボール外装 ほぼ確実に鳥害を防ぐので、近隣では採用される家庭が増えてきています。路上の共同集積場でできる自衛策で思いつくのは以上です。新しいゴミ処理にあたって段ボール外装を禁止するならば鳥害を確実に防ぐ対策が必要だと思います。思いつく対策1. 燃やすごみの個別収集 現状は「原則として、1世帯のみによる家庭ごみステーション新設は受け付けておりません」が、燃やすごみに関しては1世帯のみの個別収集があれば認めるようにする。家庭が敷地や事情に応じて防鳥ネットや防鳥カゴを自ら設置し責任もって管理できます。2. 家庭ごみステーションへの防鳥ネットが防鳥カゴを設置路上では難しいと思われます。3. 深夜の収集 福岡市が導入して好評のようです。鳥目のカラスは活動しがたく、収集作業に防犯効果があるらしいです。検討をお願いします</p>	B	<p>カラス対策へのご提案ありがとうございます。現状、カラス除けネットを適正に使用していただくことでその対策をとっていただいておりますが、段ボール外装で出されている地域もあります。段ボールは資源になるため原則禁止ですが、地域で管理されているごみステーションでかつ地域で管理しつづけていただけるごみステーションについては、地域の声を聴きながら運用を決めていきます。個別収集については、「収集コスト」や「プライバシー」等の課題があることより、本市はステーション方式を採用しています。夜間収集については、「収集コスト」はもちろん「搬入施設運営コスト」もさることながら、夜間収集に伴う時間帯のごみ出しの危険性や夜間のパッカー車運行の音等についての課題もあり、本市には馴染まないと考えています。</p>
40	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 運用 P24～P27	<p>現在、隣保住民の当番制でゴミ収集後の片づけをしています。ほとんどの方が段ボール利用なので掃除もなく大変楽になりました。以前は、黒ビニールに何重に新聞紙を入れて出していましたが、カラスが飛び回って荒らし大変でした。私の周囲の戸建て住民でゴミ袋の義務化に賛成する人は一人もいません。皆さんカラスのゴミ荒らしに頭を悩ましてきたからで</p>	B	<p>カラス対策へのご提案ありがとうございます。現状、カラス除けネットを適正に使用していただくことでその対策をとっていただいておりますが、段ボール外装で出されている地域もあります。段ボールは資源になるため原則禁止ですが、地域で管理されているごみステーションでかつ地域で管理しつづけていただけるごみス</p>

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		<p>す。段ボール出しが出来なくなるとあのカラスとの戦いがはじまるのかと。ゴミの有料化に反対するつもりはありません。ビニール袋の義務化に反対なのです。段ボール出しの中身に無分別のゴミがあったとは聞きますが、一部の心無い人だと思います。ゴミ掃除をしていて気付きましたが、いくら注意喚起してもビニール袋で無分別の人はおられます。現在。カラス対策でできることと言えば、ゴミステーションでのネットかけぐらいです。これも在宅される方が少ない地域では、限られた方の負担になります。特に高齢化が進む中、出来ない地域もあります。ネットをしても、カラスの被害を100%防げるわけでもありません。芦屋市として、ゴミ袋の義務化を進めるのであれば、カラス対策はどのように考えておられるのでしょうか。具体的、有効な対策が示されておりません。市民がゴミ問題で一番困っているカラス問題を切り離してのごみ袋有料化は、市民感情を全く無視した施策だと思います。カラス対策として他都市で導入されている施策があります。ゴミ収集の夜間収集です。北九州市、相模原市、姫路市などでは夜間収集を実施しています。かなり効果があるようです。カラスが活動を始める前ですからステーションが荒らされることもなく、交通量も少なく効率よく収集できますし、夜間の防犯にも役立つと聞いています。夜間勤務の方など、早朝のゴミ出しが難しい方にも喜ばれると思います。芦屋市も、住民のカラス被害の不安を解決した後でのゴミ袋有料化を進めて頂きたいと思います。収集方法を変更すると、必ず費用がかさむ予算がないという話が出てきます。ゴミ収集は民間への委託業務だと思うので、検討してみる価値はあると思います。ゴミ収集は、以前は週3回だったのが2回に減り、サービス低下になっています。ゴミの有料化を進めるのであれば、一つぐらい、市民が喜ぶ内容にしてはどうですか。</p>		<p>テーションについては、地域の声を聴きながら運用を決めていきます。夜間収集については、「収集コスト」はもちろん「搬入施設運営コスト」もさることながら、夜間収集に伴う時間帯のごみ出しの危険性や夜間のパッカー車運行の音等についての課題もあり、本市には馴染まないと考えています。なお、本市の案は市民負担を考慮し有料化（ごみ処理料金を上乗せ）ではありません。</p>
41	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入	芦屋市 指定ごみ袋導入等に関する市民アンケート調査結果の「（4）指定ごみ袋	D	当該設問は現在の状況を示したうえで、指定ごみ袋を導入するという本

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
	指定ごみ袋導入に関するアンケート結果 P24～P27	の導入について」において、「「賛成」「導入もやむをえない」「有料化(料金上乘せ)指定ごみ袋でなければ賛成」を含めて「賛同」とカウントしています」との判定方法は恣意的に賛成が多い方に誘導しており、これで賛成が多数という判断とすることは間違っていると思います。「現状のままでよい」と「指定ごみ袋が良い」とはっきりと賛否が分かる形式での設問にしなければ、判定はできないと思います。		市の案に対して市民の意見をお聞きしたものです。反対以外のやむを得ないという意見を含めて賛同としています。
42	施策の具体例(1) 指定ごみ袋の導入 指定ごみ袋導入に関するアンケート結果 P24～P27	ゴミ袋指定が賛成多数で支持されたから導入といっても全市民に意見を聞いた訳でもないのに不満。いつの間にか決定されていて納得いかない。家にあるビニール袋をゴミ袋として利用しているのに、今後それが全部ゴミになると思うと資源の無駄。	D	指定ごみ袋が決定したわけではありません。本市では、指定ごみ袋の導入にあたり、18歳以上の方2,000人に無作為でアンケートをお願いしたものを資料としています。また今回パブリックコメントを行い市民の意見をお聞きしています。今後は6月に議会に条例案を上程する予定をしています。導入予定時期は令和5年10月ですので、いきなり始まるわけではありません。それまでに家にあるビニール袋をご利用ください。なお、家に入ってくるビニール袋については、ビン、缶、ペットボトルで使用していただけます。また、国の施策同様、マイバックを推奨しレジ袋の削減をすすめていきます。
43	施策の具体例(1) 指定ごみ袋の導入 指定ごみ袋導入に関するアンケート結果 P24～P27	第5章「指定ごみ袋を導入すると可視化による意識の変化等によりごみの分別の促進、減量、ごみ捨てマナーの向上の効果がみられます。とあり、その論拠として「指定ごみ袋を導入している他市(兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県の同規模自治体)に行ったアンケートでは、燃やすごみの減量効果だけでなく、分別の改善、ごみ捨てマナーの向上といった効果がみられます。」とあります。しかしそれらのアンケートの結果の一部として表で例示されている自治体はいずれも自治体名が明示されておらず、そのデータの中身や精度について市民から検証が出来ません。行政の国民に対する説明責任に鑑みても、廃棄物処理基本計画の意見募集のページにおいて指定ごみ袋導入等に関するアンケート調査結果が閲覧可能なように、他市に行ったアンケートの項目と回答も閲覧	D	記載いただいていますとおり、さまざまな事例を市民一人ひとりが検証することでごみの量を削減し分別を進めるための知恵を出していただくことはとても大切なことと考えております。しかし他自治体のアンケートについては、自治体名を公表しないことを前提に回答いただいています。各自治体指定ごみ袋の導入時期がまちまちですので、単純な比較はできませんが、作成した資料のとおりのお返事をいただいています。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		できるようにするべきと思われます。例えば、第4章において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(33位/41市町)のグラフがあり、それを見ると指定ごみ袋を導入していても芦屋市より排出量が多い自治体があります。このような自治体において指定ごみ袋の導入がどれだけごみの減量に効果があったか興味がありますし、そもそも回答した自治体の数、その中で効果があったと認めた自治体の数や、認められなかった自治体についても市民に情報を開示すべきと思われます。さまざまな事例を市民一人ひとりが検証することでごみの量を削減し分別を進めるための知恵が生まれるのではないのでしょうか。		
44	施策の具体例(1) 指定ごみ袋の導入 指定ごみ袋導入に 関するアンケート 結果 P24~P27	市民95千人の内854件の回答を得たとあるが、統計学上この数値は母集団を表すのかどうか不明である。且つ質問が依頼主に近い答えが出る様な設問が含まれているように感じられる。唯分別に協力している市民の94.3%は信頼できる数値であると思う。	D	18歳以上の方2,000人に無作為でアンケートを954件(47.7%)の回答を得ています。統計学的には一定の回答を得ていると考えています。指定ごみ袋の案については、学識経験者、市民公募の方、自治会の方、商工会の方、兵庫県の方等が入っていた芦屋市廃棄物減量等推進審議会に諮りながら策定しています。
45	施策の具体例(1) 指定ごみ袋の導入 進め方 P24~P27	指定袋を本格導入する2023年10月から半年ないし1年間を「ゴミ排出マナー向上キャンペーン期間」と定め、指定袋の非使用や不適正分別などで回収せずに放置した町単位のゴミ件数のベスト3、ワースト3を3カ月毎に公表し、期間終了時に最優秀となった町の自治会には賞品として指定袋を相当数贈呈する。一種の競争心を町単位であおる形で住民の意識向上を図る。	B	市民意識の向上については、競争をあおるというものではありませんが、ご提案の「ゴミ排出マナー向上キャンペーン期間」と定める等、様々なアイデアを指定ごみ袋導入後も引き続き取り組んでいきます。
46	施策の具体例(1) 指定ごみ袋の導入 進め方 P24~P27	芦屋市のごみ行政は遅れています。指定袋で見れば県内A市は20年も前に導入しています。こうした遅れが市民1人当たりのごみ排出量が県下で2番目に多く、水銀電池を燃やすごみに出してしまう不適切分別になって表れているのだと思います。行政、議会そして市民のごみに対する問題意識、関心の低さに起因しているのでしょうか。こうした状況下で指定ごみ袋制度をスタートさせる前途は決して容易	C	指定ごみ袋導入は一つのきっかけですので、今後も引き続き啓発等を行い、減量、適切分別をすすめていきます。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		なものではないと思います。行政は市民に対して嫌われ役を買って出るぐらいの覚悟で口を酸っぱくして啓蒙，指導しないと，ごみの減量，適切分別は進まないと思います。		
47	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 進め方 P24～P27	指定袋の効果。導入済み8市が市民意識の向上を調べた結果は「改善した」が六割強，「分からない」が4割弱だった。「減量だけでなく様々な効果がみられる」とする芦屋市の分析，認識は甘い。8市のアンケート結果に対する芦屋市の認識は甘い。なぜなら，指定袋導入から10年経つH市は市民の分別に関する意識について「まったく改善しなかった」と回答している。つまり，何よりも大事なものは，指定袋の導入ではなく，指定袋導入の前に市が行うべき市民の意識改革に繋がる啓蒙活動，周知徹底，教育的指導，いや指導的教育なのである。指定袋導入に際し市は家庭ゴミ排出に係る市民のゴミ減量，適正分別，マナー向上に効果ある意識改革をもたらすための啓蒙活動，周知徹底，指導，教育についてどう考え，どう実行するのか。	D	指定ごみ袋は，市民の皆様の環境意識の醸成を目的に導入を考えており，これをきっかけに説明会を実施するなど今まで以上に周知・啓蒙を強化していこうと考えています。
48	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 進め方 P24～P27	ごみ袋有料化はごみの削減と分別化になるので私個人としては賛成です。しかし，若い世代の人は反対する人が多いと予想されます。芦屋市が少子高齢化にすすんでいる今，明石市の様に若い人が住みたいと思う町になってほしいと思います。その為にも教育，保育に財源が多くあてられる為にも，各人のごみ処理（量の削減，分別化等）の意識を高めるアピールも必要と思います。学校や地域の集会所で啓蒙運動をしてほしい。	C	指定ごみ袋本格運用開始（令和5年10月）までの間に説明会を開催し，啓蒙を行います。本格導入後も引き続き市の広報等で啓蒙を続けていきます。
49	施策の具体例（1） 指定ごみ袋の導入 進め方 P24～P27	ごみ問題は，市民的議論が必要だと思います。ごみ袋の指定制にしても行政が市民の間にこの問題を持ち込んで，市内各地で車座になり意見を聞くが必要だと思います。なぜ指定ごみ袋が必要なのか，ごみの減量化にはどう寄与するのか，住民の役割は，など論議の中で指定制の問題だけに限らず住民のごみに対する意識を高めていくことをぜひやっていただきたいと思います。	B	指定ごみ袋導入をきっかけに市内で説明会も行いながら，住民のごみに対する意識を高めていきます。
50	施策の具体例（2） 紙ごみの資源化	今回燃やすごみの中で紙ごみの資源化との計画ですが，本市では新聞，段ボール，	D	チラシやその他の紙ごみ（雑がみ等）については，これまでも家庭ごみハ

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
	P28	雑誌と燃やすごみの区分となっており、チラシなどの紙の扱いが不明確で、燃やすごみにも多くが含まれていると考えられます。今回そこを具体化しようとしているのだと思います。分別して回収するのだと思いますが、新聞、段ボール、雑誌はこれまで通りで、その他の紙ごみを別に回収するのだとすればいろいろなサイズの紙をごみ袋に入れて出すようになるのでしょうか。かなり具体的に説明しないとスムーズに回収出来ないと思います。		ンドブックなどで分別をお願いしているところですが、今まで以上に周知・啓発を強化していこうと考えています。出し方については、ひもで縛っていただくか、紙袋に入れていただき、ごみの減量と資源の有効活用のために紙資源として再生資源集団回収、または、行政回収に出していただくようお願いしています。
51	施策の具体例（3） リサイクルの推進 P28	財源が少ない由にアイデアで町おこしている所があります。徳島県上勝町のゼロウェイスト運動、鹿児島県大崎町のリサイクル等のアイデアを参考にしてください。	B	ごみ排出の減量化に向けて他自治体のごみ対策やアイデアも参考に、様々な取組を行っていきます。
52	施策の具体例（3） リサイクルの推進 P28	環境処理センターの皆様、日々快適な生活を送れているのは、センターのおかげだと感じています。特に埋立地の住民にとってセンターは建物が見えますし、日常景観になってます。今回初めてパブコメいたします。地球環境を改善することは待ったなしの喫緊の課題であり、一市民としてただちにごみ問題に取り組まないといけないと思います。生産側と消費側の問題はあるが、今回は消費側からのみ提案します。「2一般…基本計画」ごみの量を減らす・重さ＝生ごみ処理をダンボールコンポスト・庭のある家はコンポスト導入を推進してはどうですか？補助金又は現物支給（生ごみ処理促進剤）我家は2人暮らしですが、ダンボールコンポストを使用、2回/年の交換、処理物は堆肥としてプランターで花や家庭菜園で利用しています。ダストシュートには1/w程度投入するごみしか出ません。（紙・ダンボール・ビン・缶はリサイクルコーナーへ）市内のオープンガーデンや公園・プランターへ堆肥提供できることも考えられませんか？堆肥回収の日を作ってもらって環境処理センターで一括堆肥づくり（街路の落葉・枝なども混ぜれば良いリサイクルになる）を提案したい。希望あれば堆肥をわけてあげる（学校給食の生ごみ残ばん処理もコンポストはキャパオー	D	記載いただいているとおり地球環境を改善することは待ったなしの喫緊の課題です。本市も平成16年度までコンポストの補助を行っていました。残念ながら市内で庭のあるご家庭に限られていること、堆肥の利用先がないことなどより補助自体は廃止になりましたが、様々なごみの減量の取組をすすめていきます。

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
		<p>バーなので電化製品で処理し、もやさないようにすればかなりごみ量は減ると思います。これを軌道にのせるにはかなりの力を投入して市民けいもうしないとダメですが…</p>		
53	<p>施策の具体例（7） プラスチックの 分別検討 P30</p>	<p>プラスチックの分別も計画されていますが、これも大小色々なサイズがあり回収の仕方を説明していただきたいと思ます。</p>	D	<p>プラスチックごみは、容器包装プラスチック（ペットボトルのラベル等）と製品プラスチック（子供のおもちゃ、風呂おけ等）があり、国、民間処理施設の動向、施設の処理能力等を踏まえ施設整備にあわせて取扱いを検討していきます。プラスチックごみの分別収集が決まりましたら、分別の方法等を説明してまいります。</p>
54	<p>施策の具体例（7） プラスチックの 分別検討 P30</p>	<p>燃やすとCO2を排出するプラスチックごみをいかに減らすかがごみ問題の課題の一つです。「未来を担う世代により良い環境を残していける」ことを大きな目標とすることに賛成ですがそのために何をするかということは、もう時間の余裕がなくなってきていると感じています。廃プラスチック対策の一番は、生産段階から減らすことだと思います。そこはこの計画では難しいことでしょうか、市民がごみになるものを買わない、使わない、出さない、分別を徹底するなど市民意識・取組の向上にたいしては市としてできることがあると考えます。そのことに踏み込んだごみ対策を求めます。プラスチックは燃やせばCO2を出します。「2050年カーボンゼロ」を宣言した芦屋市として、焼却場建て替えを機に、プラスチックを燃やさない自治体をめざしてはどうでしょうか。そのためには分別をすることはもちろん、「買わない、使わない、出さない」へと向かうことだと思います。もちろん現在はプラスチックが少しでも入っている製品を使わずに生きていくことはできません。しかし、空気も海洋も悲鳴を上げているわけですから、未来を担う世代が地球ですこやかに生きていけるようにプラスチックごみ問題の解決が求められていると思います。「国際文化住宅都市」たる気概を、市長には是非見せていただきたいと思ます。</p>	D	<p>記載いただいているとおり燃やすとCO2を排出するプラスチックごみをいかに減らすかがごみ問題の課題の一つです。プラスチックごみは、容器包装プラスチック（ペットボトルのラベル等）と製品プラスチック（おもちゃ、風呂おけ等）があり、国、民間処理施設の動向、施設の処理能力等を踏まえ、施設整備に合わせて取扱いを検討していきます。また、ごみの減量化、3Rについても啓発していきます。</p>

No.	計画書 該当場所	市民からの意見（全文）	取扱 区分	市の考え方
55	施策の具体例（7） プラスチックの 分別検討 P30	リサイクルされる物は自治会でも回収しており①新聞紙②段ボール③チラシ④古紙⑤古本⑥再利用できる衣服となっている。勿論⑥を除き市でも月一回回収されている。硬質ビニールと軟質ビニールの区分をはっきり決めペットボトルの回収だけでなく別の回収方法を検討されたら良いのではないか。	D	プラスチックごみは、容器包装プラスチック（ペットボトルのラベル等）と製品プラスチック（おもちゃ、風呂おけ等）があり、国、民間処理施設の動向、施設の処理能力等を踏まえ施設整備にあわせて取扱いを検討していきます。

資料6 諮問・答申

資料6 諮問・答申

資料7 計画の策定経過

本計画の策定に当たっては、市民・事業者・関係団体・学識経験者等の代表者等で構成される「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」、市長を本部長とする「芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部」等において、本計画の基本的な考え方や方策の検討等を行っています。

また、一方で市民・事業者を対象としてアンケート調査等を行うとともに、パブリックコメントを通じて意見募集・集約を図っています。

以上のことを経て、令和4年（2022年）3月11日に本計画（案）を「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」に諮問し、令和4年月3月xx日付けで答申を受け、本計画を策定しました。

実施時期			審議会	分科会	本国会	幹事会	市議会
令和 2年度	8月		8/28 第1回審議会				
	9月						
	10月		10/13 第2回審議会				
	11月						
	12月			12/15 第1回分科会			
	1月			1/6 第2回分科会	1/15 第1回本国会	1/8 第1回幹事会	
	2月	アンケート調査 (2/15-3/15)					
	3月		3/12 第3回審議会				
令和 3年度	4月			4/26 第1回分科会			
	5月		5/20 第1回審議会				
	6月						
	7月			7/9 第2回分科会 7/26 第3回分科会			
	8月		8/6 第2回審議会	8/2 第4回分科会	8/16 第2回本国会	8/11 第2回幹事会	
	9月						9/1 所管事務調査
	10月			10/28 第5回分科会			
	11月		11/11 第3回審議会		11/15 第3回本国会	11/9 第3回幹事会	
	12月	パブリックコメント 募集期間 (12/17-1/25)					12/2 所管事務調査
	1月			1/25 第6回分科会			
	2月				2/7 第4回本国会	2/1(書面開催) 第4回幹事会	2/17 所管事務調査
	3月		3/11 第4回審議会				

審議会：芦屋市廃棄物減量等推進審議会

本国会：芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部

幹事会：芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部幹事会

市民アンケート調査：芦屋市指定ごみ袋導入等に関するアンケート調査

事業者アンケート調査：芦屋市指定ごみ袋導入等に関するアンケート調査

資料8 審議会・推進本部等名簿

芦屋市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（敬称略）

氏名	選出区分	所属等
いのうえ なおゆき ◎ 井上 尚之	学識経験者	関西国際大学現代社会学部 教授
せんだ まきこ ○ 千田 眞喜子	学識経験者	花園大学社会福祉学部 教授
あさだ しんじ 浅田 信二	市民	市民公募
あきやま きよし 秋山 清	関係団体の代表	芦屋市自治会連合会 監査
やまぐち よしなり 山口 能成	関係団体の代表	芦屋市自治会連合会
ひぐち まさのり 樋口 勝紀	関係団体の代表	芦屋市環境衛生協会 会長
くわた けいじ 桑田 敬司	関係団体の代表	芦屋市商工会 副会長
ふじい ひとみ 藤井 仁美	関係団体の代表	生活協同組合コープこうべ コープ浜芦屋 店長
すがの ひろき 菅野 浩樹	関係行政機関	兵庫県阪神北県民局県民交流室 室長補佐 兼 環境課長

任期：令和2年（2020年）8月1日～令和4年（2022年）7月31日

◎：会長、○：副会長

芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部（敬称略）

令和4年（2022年）3月31日現在

所属	氏名
◎ 市長	伊藤 舞
○ 副市長	佐藤 徳治
教育長	福岡 憲助
技監	西田 憲生
企画部長	田中 徹
総務部長	川原 智夏
総務部参事（財務担当部長）	御手洗 裕己
市民生活部長	森田 昭弘
福祉部長	中山 裕雅
こども・健康部長	岸田 太
都市建設部長	辻 正彦
会計管理者	稗田 康晴
上下水道部長	阪元 靖司
市立芦屋病院事務局長	上田 剛
消防長	北村 修一
教育委員会管理部長	本間 慶一
教育委員会学校教育部長	井岡 祥一
教育委員会社会教育部長	中西 勉

◎：本部長、○：副本部長

芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部幹事会（敬称略）

令和4年（2022年）3月31日現在

所属	氏名
◎ 市民生活部長	森田 昭弘
○ 市民生活部環境施設課長	藪田 循一
企画部政策推進課長	大上 勉
企画部マネジメント推進課長	島津 久夫
企画部市民参画課長	川口 弥良
総務部人事課長	鳥越 雅也
総務部用地管財課長	柿原 浩幸
総務部文書法制課長	船曳 純子
総務部財政課長	岡崎 哲也
市民生活部地域経済振興課長	森本 真司
市民生活部環境課長	富松 正貴
市民生活部収集事業課長	北條 晋
市民生活部主幹（環境施設担当課長）	尾川 貴志
福祉部地域福祉課長	山川 尚佳
こども・健康部子育て推進課長	小川 智瑞子
都市建設部建設総務課長	三好 一示
都市建設部都市計画課長	柴田 陽子
都市建設部道路公園課長	岡本 和也
上下水道部下水道課長	宮本 博嗣
上下水道部水道管理課長	平野 雅之
芦屋病院総務課長	奥村 享央
消防本部総務課長	村江 宏太
管理部管理課長	竹内 典子
学校教育部学校教育課長	木下 新吾
社会教育部生涯学習課長	岩本 和加子

◎：本部長、○：副本部長

資料9 用語解説

数字・アルファベット

◆ 3R（スリーアール）

3RはReduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

あ行

◆ 一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。生活系ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

◆ 大阪湾フェニックスセンター

大阪湾広域臨海環境整備センター（広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づく認可法人）が運営する、近畿2府4県、168市町村の廃棄物を埋め立てる最終処分場。処分場は泉大津沖埋立処分場、尼崎沖埋立処分場、神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場の4か所があり、埋立期間は平成元年度から約44か年となっている。

◆ 温室効果ガス

本来、地表面から宇宙に放出される熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがあるガスのこと。産業革命以来、温室効果ガスの濃度が上昇し、特に近年は、地表面の温度が上昇する「地球温暖化」が起きている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、2015年に三ふっ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

か行

◆ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

◆ 環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的、長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画として

策定される。中央環境審議会の意見を聴いて環境大臣が案を作成し、閣議において決定される。

◆ 環境教育

1994年に閣議決定された環境基本計画では、その意味・理念について「持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成することが重要で、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して推進しつつ、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進するもの」と整理している。

さ行

◆ 資源有効利用促進法

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進するための法律である。特に事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしている。10業種・69品目を指定して、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されている。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディーゼーズ）はSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月に国連で開かれたサミットで、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるものがSDGsであり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことを目指して、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した169のターゲットからなる。

◆ 集団回収

日常生活により排出されるもののうち、資源として利用できるものを、地域の団体で回収して資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。本市では、市内の自治会・子ども会・婦人会・老人会など営業を目的としない団体が、定期的に資源回収業者に引き渡した再生資源（紙類、布類、古着、缶等）が対象となり、資源の集団回収活動に対して補助金が交付される。

◆ 循環型社会

廃棄物の発生を抑え、資源の循環利用、リサイクルなどに取り組むことで、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

◆ 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。第4次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環

境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

◆ 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

た行

◆ 脱炭素社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。温室効果ガスである二酸化炭素は、地球温暖化の原因と考えられている。そのため、二酸化炭素の排出量を可能な限り減らし、脱炭素社会を実現することが、地球環境を守るために重要である。

脱炭素社会という言葉が掲げられる以前は、低炭素社会というあり方がめざされていたが、低炭素社会の実現に向けて設定された目標は、地球温暖化を止めるためには不十分であった。そこで、二酸化炭素の排出量を減らすだけではなく、実質的にゼロの状態を目指すために掲げられた考え方が脱炭素社会であり、世界の潮流となっている。

◆ 地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガス濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

◆ 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。特別管理一般廃棄物にはPCB使用部品、廃水銀、ばいじん、ダイオキシン類を含むばいじん・燃え殻・汚泥、感染性一般廃棄物が含まれる。

は行

◆ ばいじん処理物

ごみなどを燃やして処理する時に発生する灰のうち、排ガス出口の集塵装置（バグフィルター）で集めたばいじん。有害な物質を含むため、中間処理を施したもの。

◆ パリ協定

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。平成28年（2016年）発効。すべての加盟国が自国の削減目

標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

◆ フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。日本にはなじみの薄い言葉だが、フードバンク発祥の地、アメリカでは1960年代から盛んに行われていると言われている。

◆ フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。近年、「食品ロス」や「貧困問題」が注目されるようになり、各地でフードバンク活動が普及しつつある。

◆ プラスチック資源循環戦略

第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、政府が定めたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略のこと。資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としている。

◆ プラスチック資源循環促進法

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることを目的とした法律である。具体的には、メーカー等が務めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、この指針に適合した製品であることを認定する制度を新設する。小売業者や飲食店などには使い捨てのスプーンやストローなどプラスチック製品の提供の削減を求める。また、家庭から排出されるおもちゃやハンガーなどのプラスチック製品を市町村が分別収集・再商品化する仕組みなども設ける。

芦屋市一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画)
— 資料編 —

発行日：令和4年（2022年）3月
発行：芦屋市 市民生活部 環境施設課
〒659-0032
兵庫県芦屋市浜風町31番1号
電話：0797-32-5391
FAX：0797-22-1599

